

新潟市一般廃棄物処理基本計画

未来のためにサイ挑戦！3Rが進むまち
にいがた

令和2（2020）年3月

新潟市

目 次

1 総論

1.1 はじめに.....	1
1.2 計画の位置づけ.....	3
1.3 計画の概要.....	4
1.4 計画期間.....	5
1.5 計画の推進体制.....	6
1.6 計画の進行管理.....	7

2 ごみ処理編

第1章 ごみ処理の区分と体制

1.1 廃棄物の区分.....	9
1.2 家庭系ごみ.....	10
1.3 事業系ごみ.....	12
1.4 ごみ処理手数料.....	13
1.5 ごみの処理の流れ.....	15
1.6 ごみ処理施設.....	16

第2章 現状と課題

2.1 現状.....	21
2.2 前計画の総括.....	32
2.3 前計画の施策の成果と課題.....	34

第3章 ごみ処理の理念と目標

3.1 ごみ処理の理念.....	39
3.2 本市の目指す循環型社会.....	40
3.3 施策の視点.....	42
3.4 数値目標.....	43

第4章 目標達成に向けた施策

4.1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量.....	50
4.2 さらなる資源循環の推進.....	53
4.3 意識啓発の推進.....	55
4.4 市民サービスの向上.....	57
4.5 地域の環境美化の推進.....	59
4.6 安定かつ効率的な収集・処理体制.....	61
4.7 低炭素社会に向けた体制整備.....	62
4.8 大規模災害に備えた体制整備.....	63

3 生活排水処理編

第1章 生活排水処理の現状

1.1 生活排水の排出状況.....	65
1.2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況.....	67
1.3 生活排水処理の主体.....	68

第2章 生活排水処理の目標と方針

2.1 生活排水処理に係る理念.....	69
2.2 生活排水処理の方針.....	69
2.3 数値目標.....	70

第3章 目標達成に向けた施策

4 巻末資料

1.1 ごみ量推計.....	75
1.2 生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生量予測.....	82
1.3 し尿・浄化槽汚泥処理フロー(平成30(2018)年度).....	84
1.4 策定の経過.....	85
1.5 答申書及び諮問書.....	86
1.6 各施策とSDGsターゲットとの関係性.....	100
1.7 用語集.....	105

コラム

【コラム1】SDGs(エスディーゼーズ)とは?.....	2
【コラム2】食品ロスとは?.....	26
【コラム3】ごみ出し支援事業とは?.....	37
【コラム4】3R(スリーアール)とは?.....	40
【コラム5】エシカル消費とは?.....	51
【コラム6】リサイクル品提供事業とは?.....	52
【コラム7】クリーンにいがた推進員とは?.....	60
【コラム8】カーボンニュートラルとは?.....	62

1 総論

1.1 はじめに

本市は、平成 17（2005）年の広域合併を経て、平成 19（2007）年 4 月に本州日本海側初の政令指定都市として歩み始めました。これに併せて、これまで地域によって異なっていたごみの出し方の統一を図るため、6 月には「一般廃棄物処理基本計画」の改定を行い、ごみの有料化や 10 種 13 分別を柱とする「新ごみ減量制度」を開始（巻広域は平成 30（2018）年 4 月から）しました。

この新しい制度のもと、市民・事業者・市が一体となってごみの減量と資源化について熱心に取り組んだ結果、家庭系ごみ量が約 3 割減少するとともに、リサイクル率が大幅に向上するといった成果をあげました。

平成 24（2012）年 2 月に改訂した「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）では、「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念に掲げ、情報紙やごみ分別アプリによって、ごみの分別や出し方をはじめ、ごみ減量やリサイクルに関する情報を積極的に発信したほか、マイボトルやリユース食器の普及促進、ライフスタイルに応じた家庭系生ごみの減量とリサイクルなど、さらなる 3R の推進を図ってきました。

また、平成 27（2015）年 4 月から「新・事業系廃棄物処理ガイドライン」を本格実施し、3R の考え方にに基づき、事業活動に伴う廃棄物の適正な分別方法について周知を行った結果、事業系ごみ量が減量されました。

こうした取り組みにより、人口 50 万人以上の都市におけるリサイクル率は第 2 位を維持する成果をあげましたが、一方でごみ量は横ばいの状況で推移しています。

前計画が平成 31（2019）年度末に計画期間を終えることから、平成 31（2019）年 3 月 19 日に新潟市清掃審議会に「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等」について諮問し、その後の審議を経て、令和元（2019）年 9 月に今後のごみ処理等の方向性について答申を受けました。

この答申を踏まえ、さらなるごみ減量と持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指して、超高齢社会などの社会的な動向はもとより、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「SDGs（エスディーゼズ）」といった国際的な潮流も考慮し、次期「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

なお、本計画は、ごみ処理の基本計画を定めたごみ処理編と生活排水処理の基本計画を定めた生活排水処理編で構成しました。

【コラム 1】SDGs（エスディーゼーズ）とは？

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、誰一人取り残さないとの誓いの下、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、2030 年を期限とする 17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（達成目標）と 232 のインディケーター（指標）の 3 層構造で構成されています。

先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

廃棄物分野に関連する内容としては、以下の項目が挙げられます。

- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- 廃棄物循環利用のさらなる促進
- 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
- 災害廃棄物対策
- 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- 未処理排水の半減などによる水質改善



1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第3条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、関係法令や各種制度等の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけるものです。

なお、具体的事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

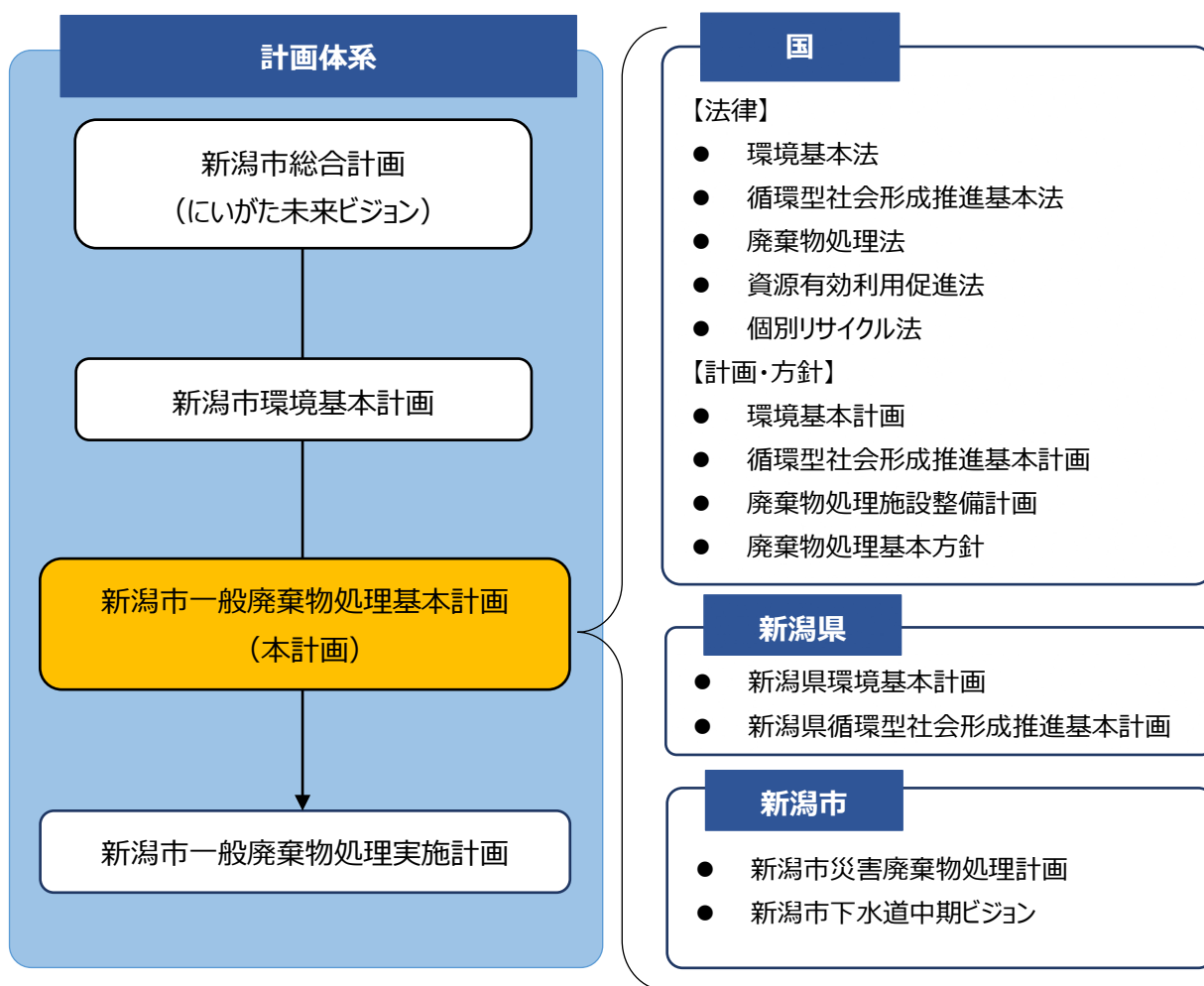


図1 法体系図

1.3 計画の概要

本計画は、現状・課題を踏まえ、ごみ及び生活排水の適正な処理を進めるために必要な基本的な事項を定めています。

策定にあたり、新潟市清掃審議会の答申を受け、パブリックコメントを行いました。

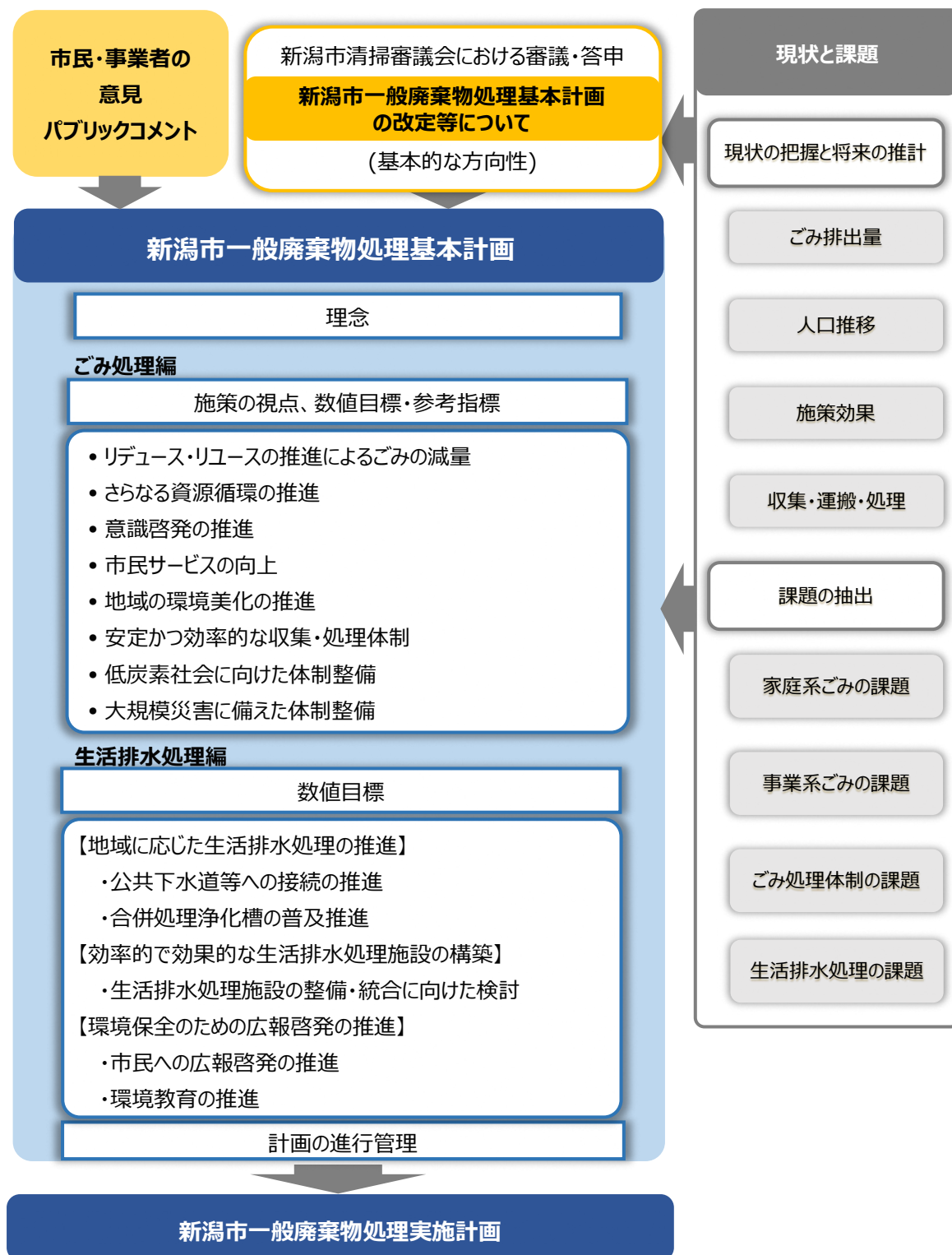


図 2 計画の概要

1.4 計画期間

計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年とします。

なお、令和 6（2024）年度を中間目標年度とし、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合に適宜見直しを行います。

表 1 計画期間

年度	平成	令和										
	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
項目	前計画		計画期間（10年）									
	計画改定に向けた 清掃審議会における審議		【計画の見直し】 ・施策の点検 ・現状課題の整理 ・新たな目標検討									
		計画改定					中間目標年度					最終目標年度

1.5 計画の推進体制

本計画の各施策は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協働して推進していきます。

市民の役割

排出者としての責任

- 一人ひとりがごみ排出者としての自覚・責任を持ち、ごみをなるべく出さないライフスタイルに見直します。分別の徹底など、ごみ減量・適正処理に向けた取り組みに協力します。
- 地域の集団資源回収など、リサイクルに取り組むほか、一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。
- 地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。

積極的な活動

- 地域コミュニティに根差した3 R活動を展開します。

事業者の役割

排出者としての責任

- ごみ排出者として最終処分まで責任を持つとともに、ごみをなるべく出さない事業活動を計画的に推進します。
- ごみ減量・適正処理に向けた取り組みに協力します。
- 地域の状況に応じ、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を行います。

生産者としての責任

- 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを発生させないような工夫をします。
- 環境に配慮した企業理念を掲げ、可能な範囲で地域貢献に取り組みます。

市の役割

ごみを出さないための仕組みづくり

- 市民・事業者が、ごみ減量や資源化に取り組みやすい仕組みを構築します。

安心して効率的な処理体制の構築

- 環境負荷の低減を念頭に、安心して効率的な収集運搬、処理・処分体制を構築します。
- 地震等の大規模な災害に迅速に対応するための体制整備を進めます。
- 効率的で効果的な生活排水処理を推進します。

つなぎ手としての役割

- 市民・事業者をつなぐ役割を担います。

排出者としての責任

- ごみ排出者として、ごみをなるべく出さない活動を率先して推進します。
(地球温暖化対策実行計画(市役所率先版))

1.6 計画の進行管理

「PDCA サイクル」により計画を管理し、毎年度の進行管理とともに、令和6(2024)年度を中間目標年度と定め、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。

また、進捗状況や評価結果については、新潟市清掃審議会へ報告するとともに、市民・事業者公表します。

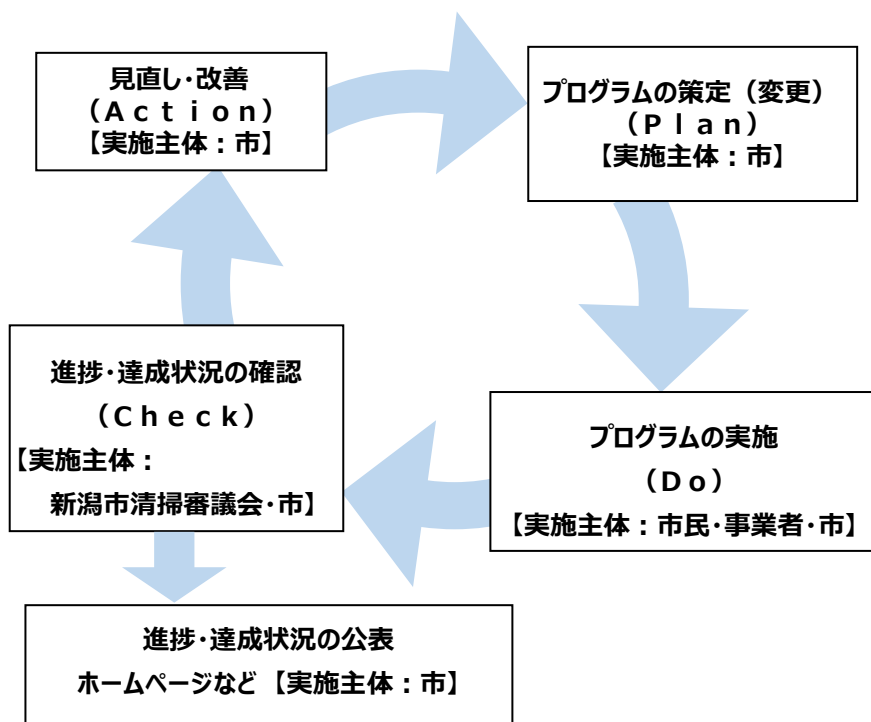


図3 進行管理の流れ

2 ごみ処理編

2 ごみ処理編

第1章 ごみ処理の区分と体制

2 ごみ処理編

第1章

ごみ処理の区分と体制

1.1 廃棄物の区分

廃棄物処理法において、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分しています。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。さらに「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と、商店・オフィス・レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物が対象となります。大量に排出されるものや、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき適正処理を行う必要があります。

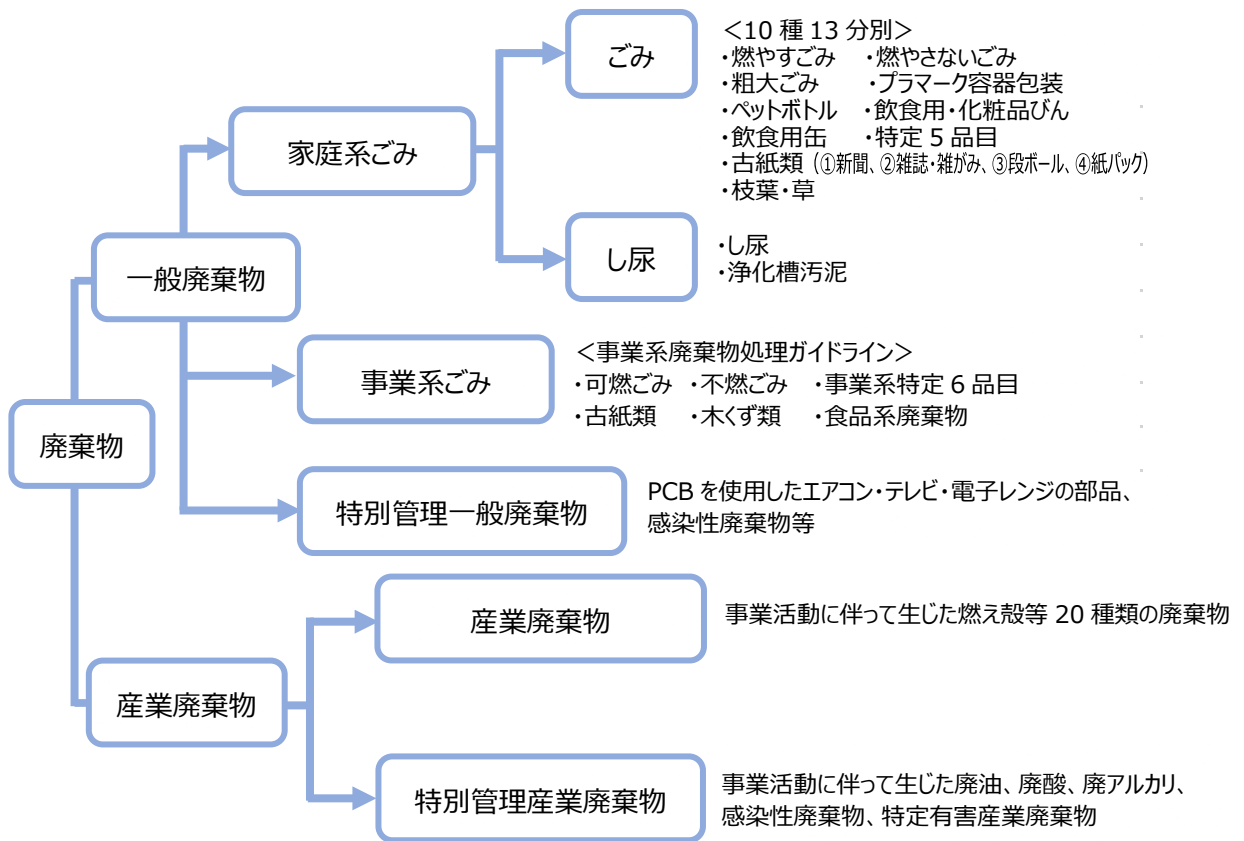


図 4 廃棄物の定義

1.2 家庭系ごみ

1.2.1 分別区分

新ごみ減量制度以降、10種13分別により可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみをできるだけ削減するとともに、分別の徹底により、高品質なリサイクルを推進しています。

なお、分別の誤りをなくすため、平成25(2013)年4月には「プラスチック製容器包装」を「プラマーク容器包装」に、「有害・危険物」を「特定5品目」にそれぞれ分別呼称を変更しました。

表2 分別区分等

平成31(2019)年4月1日現在

区分		主な内容	収集回数	収集方法	手数料等
ごみ	燃やすごみ	生ごみ、皮革類など	週3回	集積場方式	有料 (指定袋)
	燃やさないごみ	金属類、ガラス類など	月1回		
	粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	有料 (処理券)
資源物	プラマーク容器包装	カップ・パック類、トレイ類など	週1回	集積場方式	無料
	ペットボトル	飲食用のペットボトル	月2回		
	飲食用・化粧品びん	飲食用・化粧品のびん			
	飲食用缶	飲食用の缶			
	特定5品目	乾電池類、蛍光管、水銀体温計、ライター、スプレー缶類	月1回		
	古紙類	①新聞 ③段ボール ②雑誌・雑がみ ④紙パック	月2回		
	枝葉・草	枝葉・草	週1回 (1・2月を除く)		

表3 市で受け入れしない廃棄物

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区分	廃棄物の例	処理先
有害性のある物	農薬、劇薬	専門の業者へ
危険性のある物	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器	
引火性のある物	ガソリン、灯油、塗料	
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着したおむつ	
容積又は重量の著しく大きい物	大型ピアノ、FRP製のボート、自動車、バイク（50 cc 以下の物を含む）、大型機械器具	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物（血液の付着した注射器など）	
再生利用を促進することが必要と認められる物	【特定家庭用機器廃棄物】 テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電リサイクル法に基づき、販売店による引き取りとメーカーによる再商品化
	パーソナルコンピュータ (使用済小型家電拠点回収を除く。)	資源有効利用促進法に基づき、メーカーによる回収・再商品化
その他、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設に支障を生じる物	タイヤ、動物の死体（市又は市が委託した者が収集した物及び市が条例※第 36 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理手数料を徴収し受け入れたものは除く。）	専門の業者へ

※ 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、新潟市廃棄物処理施設受入基準

1.2.2 集団資源回収と拠点回収

家庭から排出される資源物は、ごみ集積場での収集のほか、自治会等による古紙等の集団資源回収、区役所等における拠点回収など様々な排出機会を提供しています。

表4 集団資源回収と拠点回収の回収品目と回収場所

● 集団資源回収

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区 分	回収品目
集団資源回収	新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、古繊維

● 拠点回収

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区 分	回収場所	回収品目
古紙類	清掃センター等	新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック
ペットボトル	スーパー等	ペットボトル
トレイ	区役所等※	食品トレイ
乾電池	スーパー等	乾電池
古布・古着	区役所等	古布・古着
廃食用油	区役所等	廃食用油
使用済小型家電	区役所等	小型家電(縦 15cm×横 30cm×奥行 20cm 以内)

※ 豊栄地区のみ

1.3 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物は、法令により、事業者が自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

このうち、市の施設で処理する事業系ごみについては、事業者が一般廃棄物収集運搬業者に市の施設までの運搬を委託するか、自ら搬入することになります。

また、適正に分別し、リサイクル可能な資源物のリサイクルを推進しています。

表 5 市の施設で処理する事業系ごみ

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

ごみ	可燃ごみ	リサイクルできない紙類、布類、皮革類、食品系廃棄物、木くず類 等	
		少量プラスチックごみ	プラマーク容器包装、少量の化学繊維等の可燃物 [受入基準] 90L 1 袋以内/週
		少量ペットボトル	ペットボトル [受入基準] 90L 1 袋以内/月
	不燃ごみ	木製家具、カーペット等の布製品、革製のソファー 等	
		少量不燃ごみ	ガラス・陶磁器類、少量の金属くずの不燃物 [受入基準] 90L 1 袋以内/月
	事業系 特定 6 品目	乾電池類	乾電池、充電式電池、ボタン電池 [受入基準] 1 kg/回
		小型蛍光管	小型蛍光管 ※ 1 m以上の直管型や円形型（サークルライン）は不可 [受入基準] 1 kg/回
		水銀体温計	水銀体温計（水銀温度計・水銀血圧計は不可） ※ 医療・福祉関係事業者は不可 [受入基準] 2 本/回
		ライター	ライター [受入基準] 5 個/回
		スプレー缶類	スプレー缶類 [受入基準] 2 本/回
		小型家電類	電卓、ラジオ 等 [受入基準] 5 kg/回

表 6 民間のリサイクル施設で処理する事業系ごみ

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

資源物	古紙類	段ボール、新聞・チラシ、雑誌・カタログ等、シュレッダー紙、OA紙、雑がみ（メモ用紙、紙箱、紙袋、はがき、封筒、包装紙等）
	木くず類 （一般廃棄物）	廃木材、伐採木、枝葉、木製家具類 等
	食品系廃棄物 （一般廃棄物）	食品系廃棄物、魚腸骨

1.4 ごみ処理手数料

1.4.1 家庭系ごみ

ごみ減量・リサイクルの推進と分別の徹底を目的に、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」は指定袋、「粗大ごみ」は処理券による有料としています。また、家庭系ごみを直接処理施設へ持ち込む場合は、単純従量制による処理手数料が必要です。

表 7 指定袋を購入し排出する場合

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区分		手数料の額	
市が定期的に収集する 家庭系ごみ	燃やすごみ 燃やさないごみ	指定袋・大 (45L)	45 円/枚
		指定袋・中 (30L)	30 円/枚
		指定袋・小 (20L)	20 円/枚
		指定袋・極小 (10L)	10 円/枚
		指定袋・超極小 (5L)	5 円/枚

表 8 粗大ごみ戸別収集で排出する場合

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区分	手数料の額	
市が収集する粗大ごみ	500 円券	大きさや重さにより 1 点につき 100~500 円
	300 円券	
	200 円券	
	100 円券	

表 9 処理施設に直接搬入する場合

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区分	手数料の額	
家庭系ごみ	10kg までごとに	60 円

1.4.2 事業系ごみ

事業系ごみについては、「排出者責任」に基づく適正な負担とするため、ごみ処理にかかる経費等を考慮して設定した手数料を徴収しています。

表 10 処理施設に直接搬入する場合

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

区分	手数料の額	
事業系ごみ	10kg までごとに	130 円

1.4.3 ごみ処理手数料の市民還元事業

家庭系ごみ有料化の目的の一つが「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、指定袋作製等経費を差引いたごみ処理手数料収入については「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」及び「地域コミュニティ活動の振興」に寄与する事業に充当し、全て市民還元しています。

表 11 ごみ処理手数料の市民還元事業の内容

平成 31(2019)年 4 月 1 日現在

市民還元事業	事業概要
(1) 資源循環型社会促進策	
①分別意識の向上と啓発	・資源とごみの情報紙「サイチョプレス」の発行 ・ごみ分別アプリの配信など
②クリーンにいがた推進員育成事業	・クリーンにいがた推進員の研修会・施設見学会、自治会等への報奨金など
③ごみ集積場設置等補助金	・ごみ集積場の設置などへの補助、カラス被害対策用ネットの譲与
④地域清掃等への助成	・環境美化活動費や不法投棄処理費への助成
⑤不法投棄・違反ごみ対策	・廃家電等不法投棄物の処理など
⑥古紙資源化の一層の推進	・集団資源回収団体への奨励金、コミュニティ協議会への古紙行政収集地域活動支援金の交付など
⑦家庭系生ごみ減量化の推進	・生ごみ処理器の購入補助 ・乾燥生ごみ回収など
⑧古布・古着の拠点回収費	・市民から持ち込まれる古布・古着を拠点で回収
(2) 地球温暖化対策	
⑨環境教育・環境学習に対する支援	・副読本の作製配布、校内緑化など
⑩バイオマス利活用	・家庭から排出される廃食用油の回収・再生利用
⑪にいがた未来ポイント事業	・環境・健康活動に対するポイントの発行（環境部分経費）
⑫防犯灯設置補助金(市民生活部所管)	・LED 灯などの環境配慮型防犯灯の導入促進
(3) 地域コミュニティ活動の振興	
⑬ごみ出し支援	・ごみ出しが困難な世帯に対する支援活動費の助成
⑭地域活動への支援(市民生活部所管)	・地域の課題解決を図る活動などへの補助金の交付 ・自治会等による防犯カメラの設置支援

1.5 ごみの処理の流れ

家庭から排出されるごみのうち、「燃やすごみ」は市内4か所の焼却施設で処理しています。「燃やさないごみ」「粗大ごみ」は、一部を破碎施設で前処理し、資源物を取り出すほか、可燃物は焼却処理し、容量を減らした後に最終的に埋立処理しています。

資源物（「プラマーク容器包装」「ペットボトル」「飲食用・化粧品びん」「飲食用缶」「特定5品目」「古紙類」「枝葉・草」）は、民間施設で再資源化しています。

また、事業所から排出されるごみのうち、古紙類、分別された食品系廃棄物等は民間施設で再資源化しています。資源物以外の事業系一般廃棄物は、許可業者による搬入または自己搬入により処理しています。

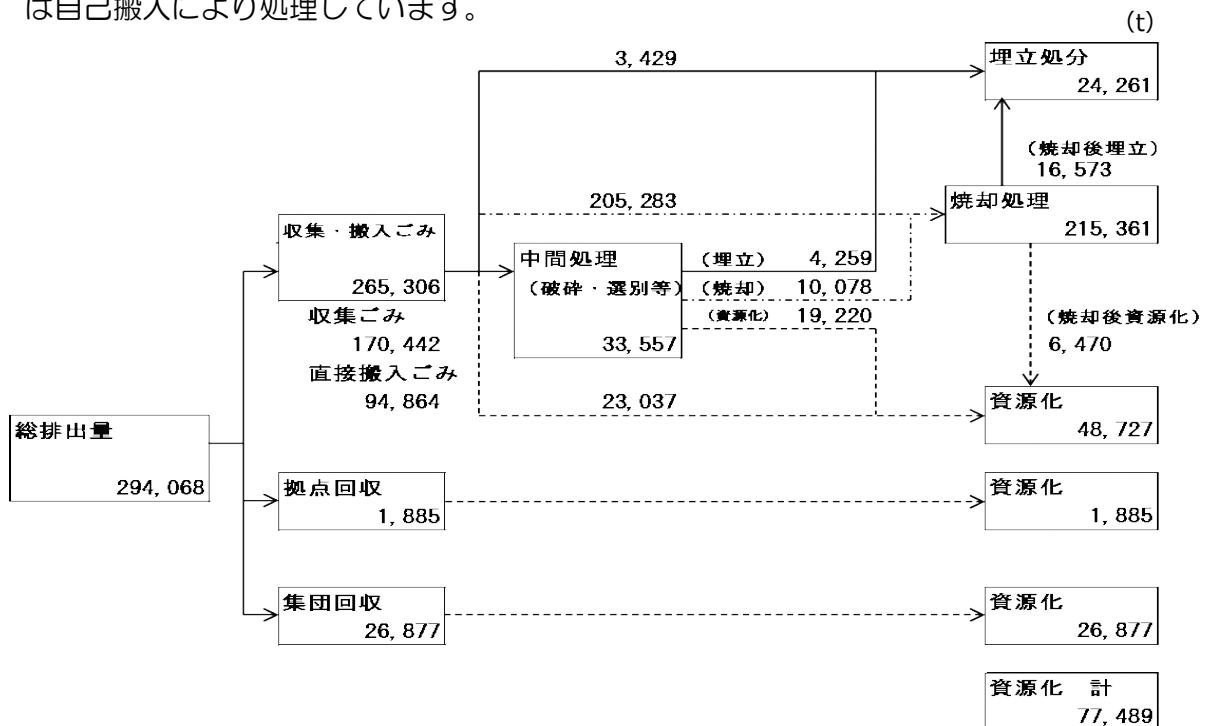


図5 平成30(2018)年度ごみ処理実績フロー

表12 平成30(2018)年度ごみ量

収集ごみ		直接搬入ごみ (家庭系) (t)	
燃やすごみ	123,699	燃やすごみ	4,625
燃やさないごみ	3,849	燃やさないごみ	7,564
粗大ごみ	3,126	資源ごみ	506
プラマーク容器包装	8,275	計	12,695
ペットボトル	1,294	直接搬入ごみ (事業系)	
飲食用・化粧品びん	6,285	許可	76,325
飲食用缶	1,948	直接搬入	2,861
特定5品目	412	公共ごみ	2,339
古紙類	5,607	資源物	644
枝葉・草	15,947	計	82,169
合計	170,442		
拠点回収	1,885		
集団資源回収	26,877		
ごみ総排出量	294,068		

1.6 ごみ処理施設

1.6.1 収集・処理区域

収集品目と施設の立地条件に応じて、収集・処理を行っています。

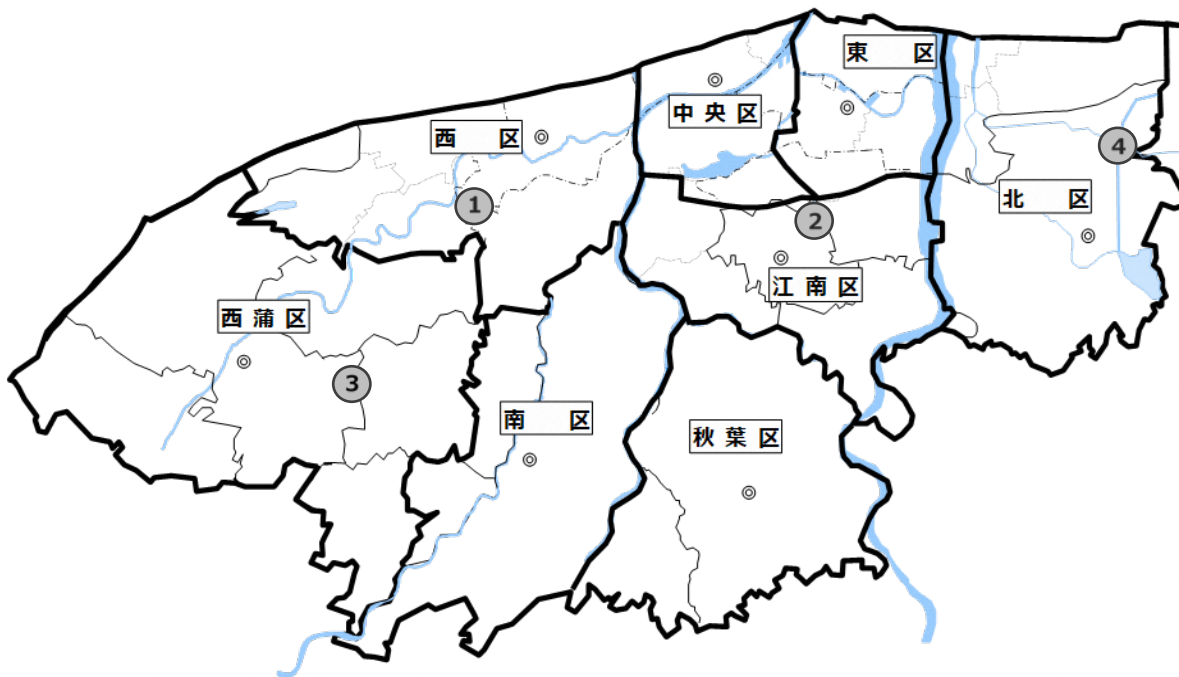


図 6 ごみ収集・処理区域

表 13 行政区別人口・世帯数(平成 30(2018)年 10 月 1 日:国勢調査による推計人口)

行政区	人口(人)	世帯数(世帯)
北区	74,564	29,060
東区	136,257	60,869
中央区	183,000	87,070
江南区	68,397	27,037
秋葉区	76,055	29,835
南区	44,485	15,979
西区	161,904	68,188
西蒲区	55,920	20,364
計	800,582	338,402

1.6.2 焼却施設

焼却施設は、豊栄郷清掃施設処理組合の施設を含め、4施設が稼働しています。

なお、平成24(2012)年に白根グリーンタワー、平成28(2016)年に新津クリーンセンターの焼却機能を停止し、直接搬入ごみの受け入れのみの中継施設としています。

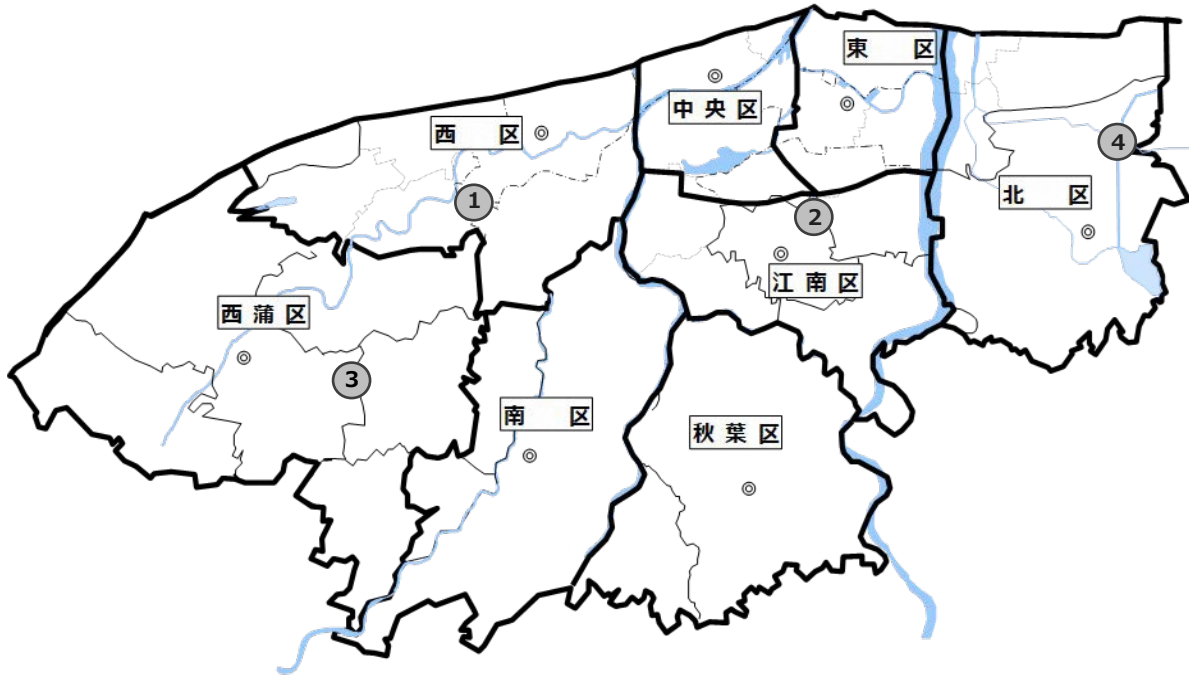


図7 焼却施設配置

表14 焼却施設一覧

施設名称	処理方式	規模	竣工年月	平成30(2018)年度処理量(t)
①新田清掃センター	ストカ炉+ 灰溶融炉 (24h/日 運転)	焼却 330t/日 (110t/日×3 炉) 灰溶融 36t/日 (18t/日×2 炉)	平成24(2012)年 3月	87,748
②亀田清掃センター	流動床炉 (24h/日 運転)	390t/日 (130t/日×3 炉)	平成9(1997)年 3月 ※H24~H27 基 幹改良工事実施	96,916
③鎧漕クリーンセンター	シャフト炉式ガス化 溶融炉 (24h/日 運転)	120t/日 (60t/日×2 炉)	平成14(2002)年 3月	17,960
④豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター	ストカ炉 (16h/日 運転)	130t/16h (40t/16h×2 炉 +50t/16h)	昭和55(1980)年 12月	12,737*

※聖籠町分を除く

1.6.3 中間処理(破碎・選別等)施設

中間処理施設は、新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧潟クリーンセンター、資源再生センター(エコプラザ)、豊栄郷清掃施設処理組合の施設の5施設が稼働しています。

なお、平成28(2016)年に新津クリーンセンター、平成31(2019)年に白根グリーンタワーの破碎機能を停止しました。

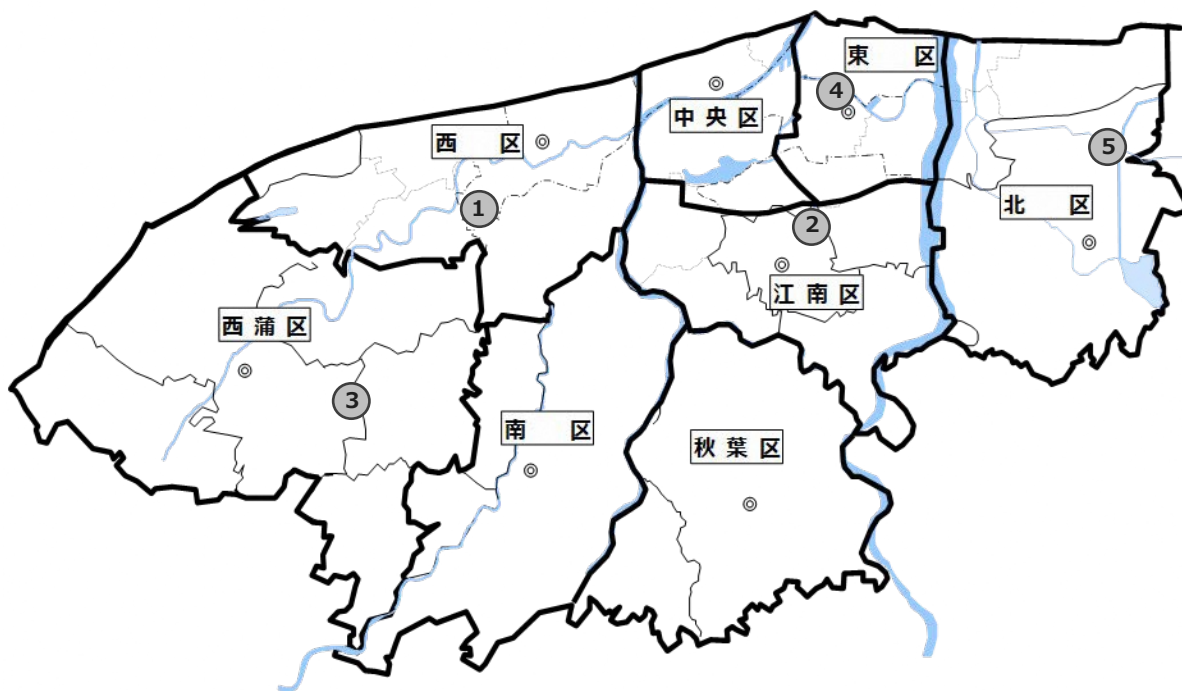


図8 中間処理(破碎・選別等)施設配置

表15 中間処理(破碎・選別等)施設一覧

施設名称	処理方式	規模	竣工年月	平成30(2018)年度処理量(t)
①新田清掃センター	縦型高速回転式細破碎機 二軸低速回転式粗破碎機	170t/5h 85t/5h×2系 縦型高速 5t/5h×1系 二軸低速	平成12(2000)年3月	6,338
②亀田清掃センター	横型回転式破碎機 剪断式破碎機	50t/5h 45t/5h×1系 横型 5t/5h×1系 剪断	平成9(1997)年3月	6,683
③鎧潟クリーンセンター	缶 機械選別・圧縮	7t/5h	平成14(2002)年3月	136
④資源再生センター(エコプラザ)	機械選別(スチール・アルミ缶)・圧縮	60t/5h 30t/5h×2系	平成8(1996)年3月	1,477
⑤豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター	衝撃剪断式	30t/5h	昭和62(1987)年3月	689※

※聖籠町分を除く

1.6.4 最終処分場

最終処分場は、第4赤塚埋立処分地、太夫浜埋立処分地、福井埋立処分地と豊栄郷清掃施設処理組合の処分場を含め4施設があります。

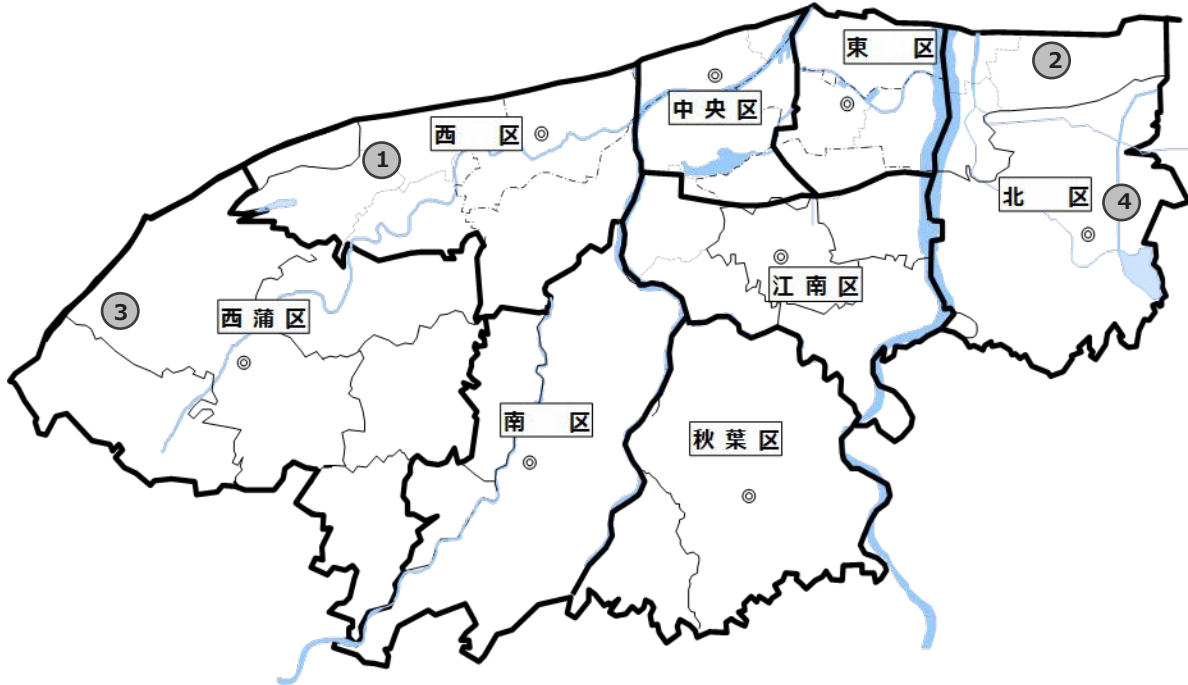


図9 最終処分場配置

表16 最終処分場一覧

施設名称	施設容量(m ³)	埋立構造	竣工年月	平成30(2018)年埋立量(t)	平成30(2018)年度末残容量(m ³)
①第4赤塚埋立処分地	492,000	準好気性平地埋立	平成24(2012)年3月	10,423	427,181
②太夫浜埋立処分地	237,500	準好気性平地埋立	平成13(2001)年3月	10,881	46,634
③福井埋立処分地	97,690	準好気性山間埋立	昭和58(1983)年8月	912	30,997
④一般廃棄物処分場江楓園 (豊栄郷清掃施設処理組合)	80,910	準好気性平地埋立	平成4(1992)年3月	2,045※	10,999

※聖籠町分を除く

第2章 現状と課題

2 ごみ処理編

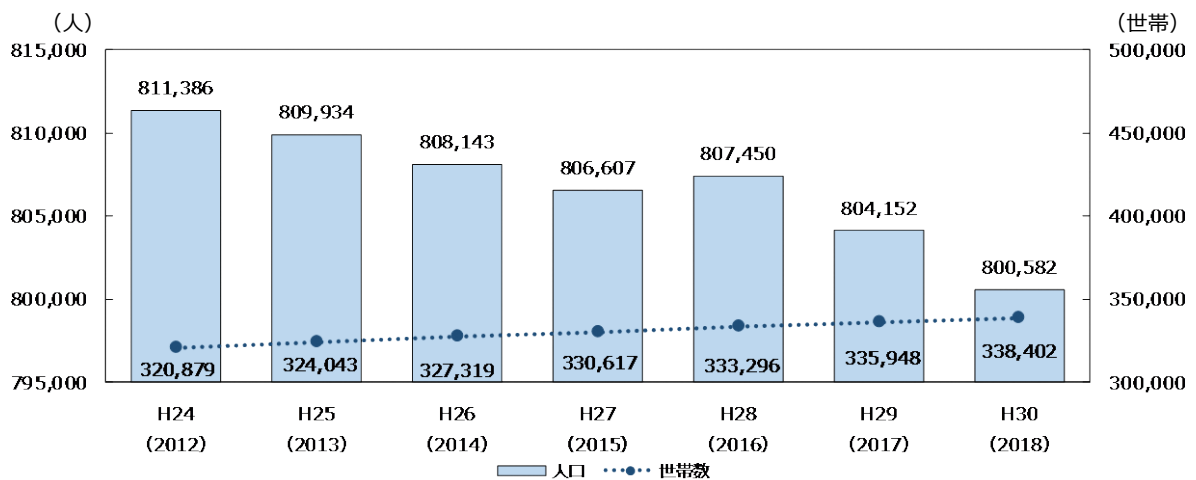
第2章

現状と課題

2.1 現状

2.1.1 人口と世帯数の動向

平成 30 (2018) 年 10 月の人口 (平成 27 (2015) 年国勢調査による推計人口) は 800,582 人で、平成 23 (2011) 年 10 月より 11,876 人減少する一方で、世帯数は増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年 10 月では 338,402 世帯となりました。

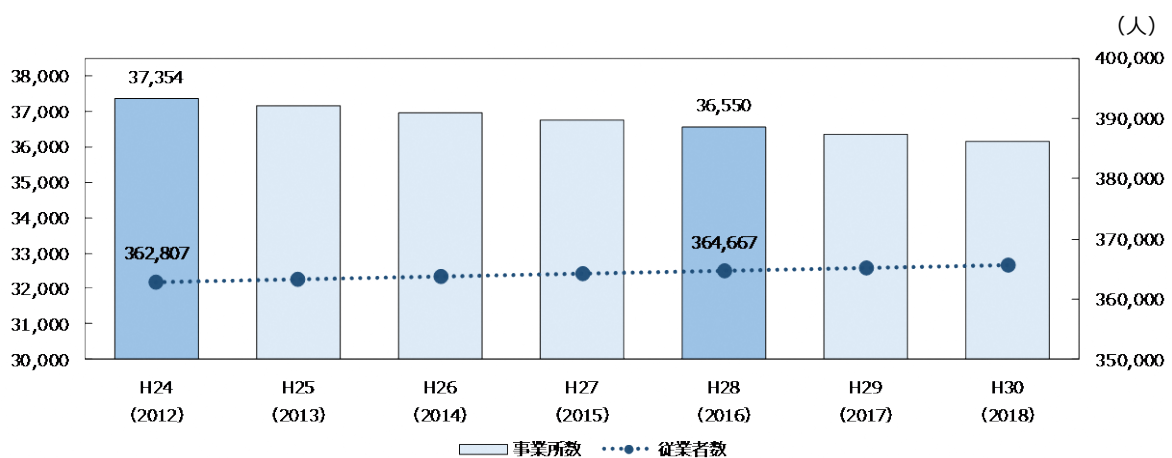


※平成 24(2012)から平成 27(2015)年度は、平成 22(2010)年国勢調査による推計人口

図 10 人口・世帯数の推移

2.1.2 事業所数・従業者数の動向

平成 28 (2016) 年度の事業所数は 36,550、従業者数は 364,667 人となっており、近年の経済状況、事業所の大規模化・集約化の影響により、事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数は増加傾向を示しています。



※平成 24(2012)及び平成 28(2016)年度経済センサスより引用、その他の年は年度間平均による参考値

図 11 事業所数・従業者数の推移

2.1.3 ごみ総排出量

ごみ及び資源物を併せたごみ総排出量は、平成 30（2018）年度で 294,068t になっており、平成 24（2012）年度より 7.8%減少しています。

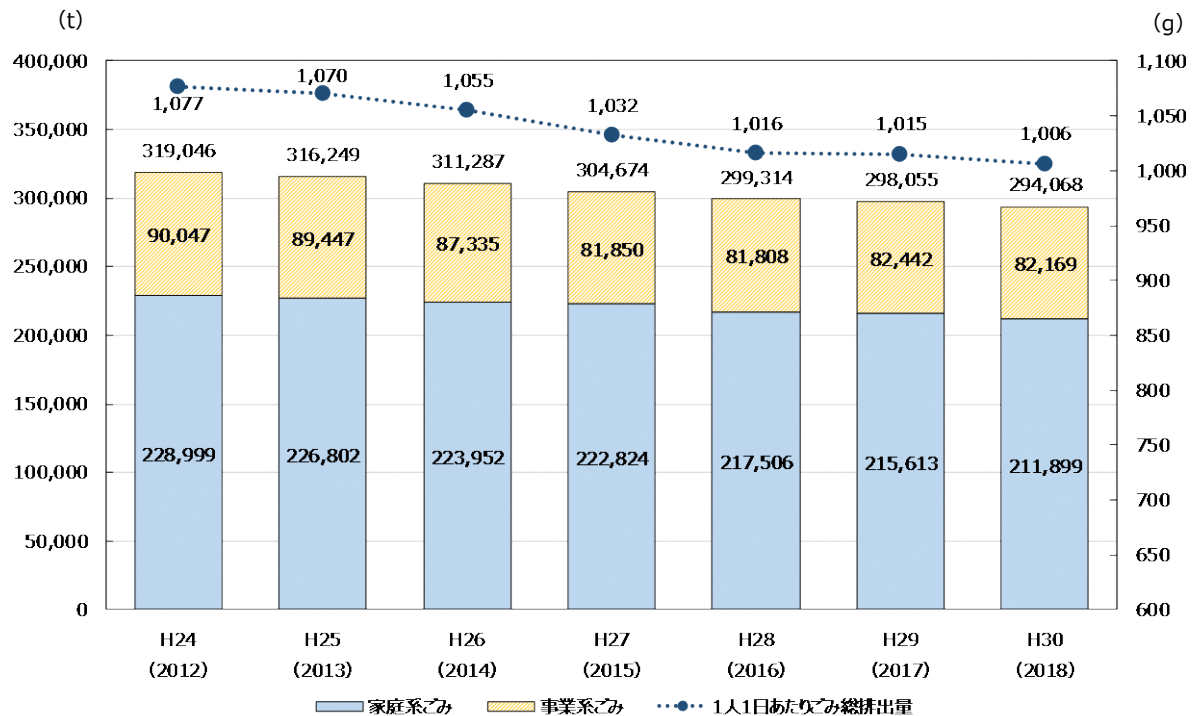


図 12 ごみ総排出量の推移

2.1.4 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの排出量は、平成 24(2012)年度以降は減少傾向にあり、平成 30(2018)年度実績で 211,899t となっています。

ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ)の量については、平成 30(2018)年度で 130,674t と減少傾向にあります。処理施設への直接搬入ごみは増加傾向にあります。

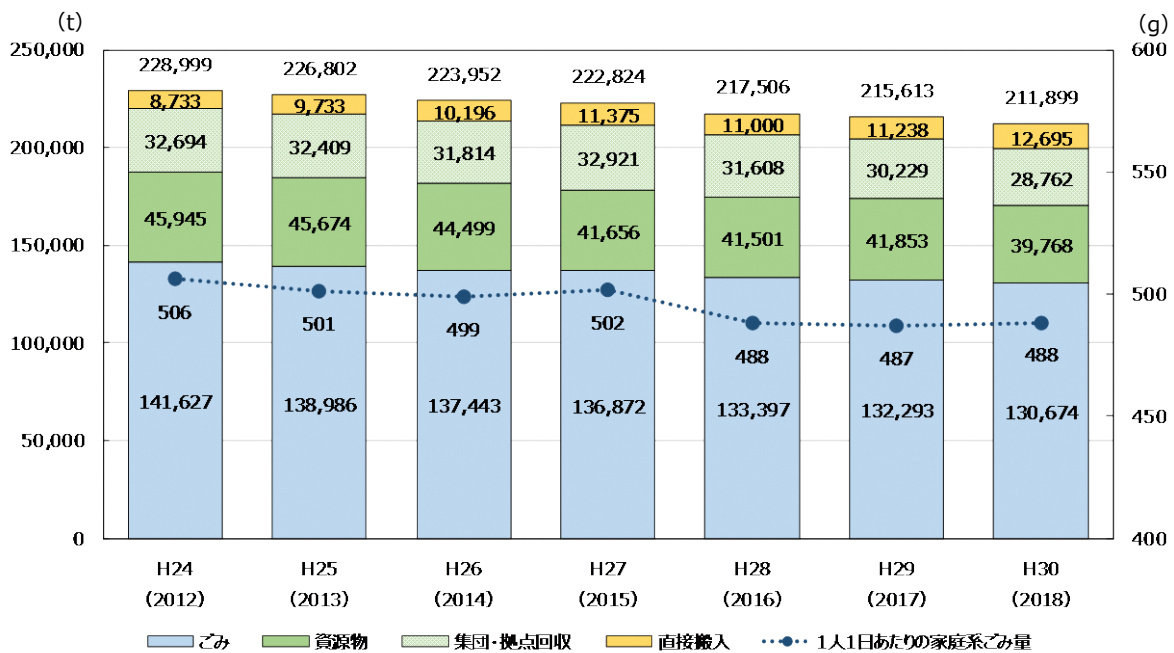


図 13 家庭系ごみ排出量の推移

表 17 家庭系ごみ排出量の推移

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	
人口 (人)		811,386	809,934	808,143	806,607	807,450	804,152	800,582	
収集	ごみ	燃やすごみ	133,953	131,447	130,589	130,198	127,050	125,886	123,699
		燃やさないごみ	4,211	4,009	3,731	3,674	3,478	3,502	3,849
		粗大ごみ	3,463	3,530	3,123	3,000	2,869	2,905	3,126
	計	141,627	138,986	137,443	136,872	133,397	132,293	130,674	
平成 24(2012)年度比(%)		100.0	98.1	97.0	96.6	94.2	93.4	92.3	
資源物		45,945	45,674	44,499	41,656	41,501	41,853	39,768	
集団・拠点回収		32,694	32,409	31,814	32,921	31,608	30,229	28,762	
小計		220,266	217,069	213,756	211,449	206,506	204,375	199,204	
直接搬入	ごみ	8,384	9,354	9,771	10,930	10,545	10,724	12,189	
	資源物	349	379	425	445	455	514	506	
	小計	8,733	9,733	10,196	11,375	11,000	11,238	12,695	
合計		228,999	226,802	223,952	222,824	217,506	215,613	211,899	
平成 24(2012)年度比(%)		100.0	99.0	97.8	97.3	95.0	94.2	92.5	

※平成 24(2012)年から平成 27(2015)年度は、平成 22(2010)年国勢調査による推計人口

2.1.5 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、平成 30（2018）年度実績で 82,169t となっており、平成 27（2015）年 4 月から本格実施された「新・事業系廃棄物処理ガイドライン」により大幅に減少しましたが、近年は横ばいとなっています。

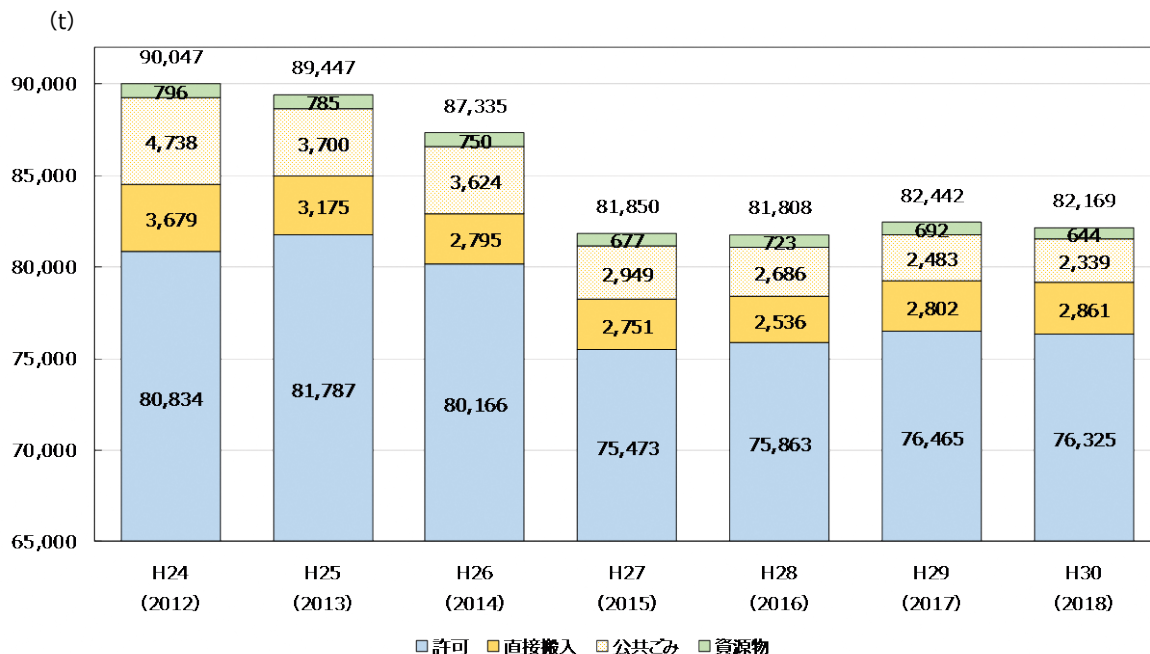


図 14 事業系ごみ排出量の推移

表 18 事業系ごみ排出量の推移

(t)

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
可燃	許可	74,268	75,706	74,970	73,899	74,421	74,697	74,696
	直接搬入	2,335	2,185	2,010	1,934	1,837	1,900	1,749
	公共ごみ	1,966	1,098	907	491	491	542	514
不燃	許可	6,028	5,531	4,565	974	1,017	1,073	1,099
	直接搬入	510	523	466	387	263	287	257
	公共ごみ	113	82	68	101	51	45	61
直接埋立	許可	538	550	631	600	425	695	530
	直接搬入	834	467	319	430	436	615	855
	公共ごみ	2,659	2,520	2,649	2,357	2,144	1,896	1,764
資源物		796	785	750	677	723	692	644
合計		90,047	89,447	87,335	81,850	81,808	82,442	82,169
平成 24 (2012) 年度比 (%)		100.0	99.3	97.0	90.9	90.9	91.6	91.3

2.1.6 ごみ処理・処分量の推移

ごみ処理・処分量は、ごみ総排出量減少に伴い、いずれも減少傾向にあります。平成30（2018）年度の処理量は292,850t（焼却量215,361t、資源化量77,489t）、処分量（埋立量）は24,261t、リサイクル率は26.4%となっています。

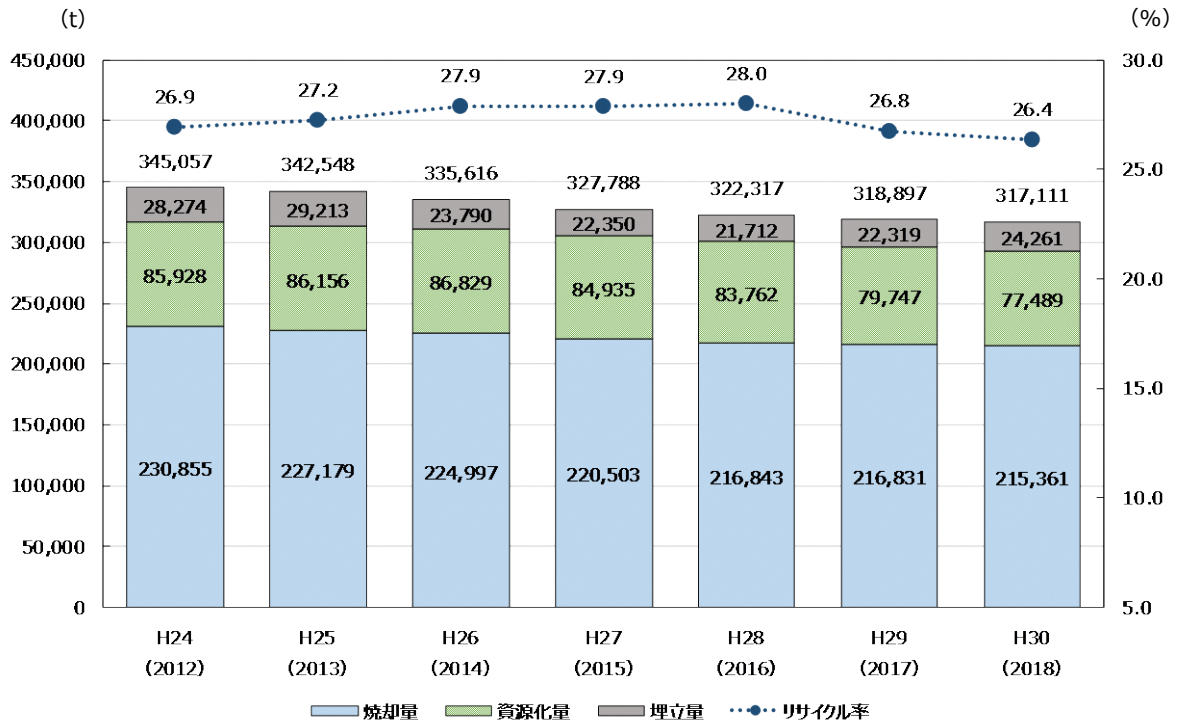


図 15 ごみ処理・処分量の推移

2.1.7 家庭系ごみの組成

(1) 燃やすごみ

平成 30 (2018) 年度「ごみ・資源組成調査」では、生ごみと紙類が全体の 63.7% を占めています。生ごみのうちの 39.5% は食べ残しなど「食品ロス」と言われる可食部（食べ残し・手付かず食品・調理くず（過剰除去））です。また、紙類の約半分は新聞紙など分別すれば資源化できるものです。

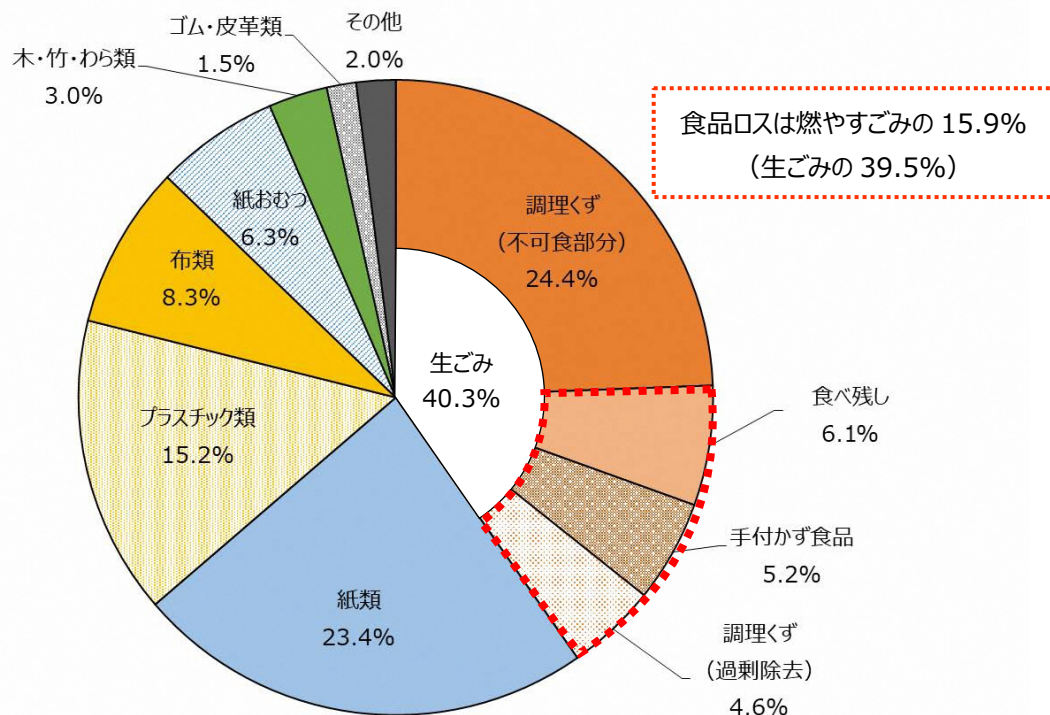


図 16 燃やすごみの組成

【コラム 2】食品ロスとは？

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。食品ロスには、食べ残しや使いきれずに捨ててしまう手付かず食品、調理時の過剰除去が該当します。

日本の 1 年間の食品廃棄物のうち約 2 割は食品ロスと言われており、また、世界的に見ても日本の国民 1 人あたりの食品ロス量は決して少なくありません。

本市においても、平成 30 (2018) 年度「ごみ・資源組成調査」によると、生ごみの中に食品ロスに該当するものが約 4 割含まれているという結果が出ています。

これは、年間で約 35,950t、1 人 1 日あたりに換算すると 123g となり、ごはん茶わん約 1 杯分を毎日捨てていることに相当します。

食品ロスを減らすためには、市民一人ひとりの意識が大切です。買い物時に食材を買いすぎない、料理を作る際に作りすぎない、作った料理を食べきることなど、日々の生活の中できちんと心がけましょう。



(2) 燃やさないごみ

「ごみ・資源組成調査」では、金属類が全体の 52.4%を占めています。また、びん・缶類など分別すれば資源化できるものが3.0%あります。

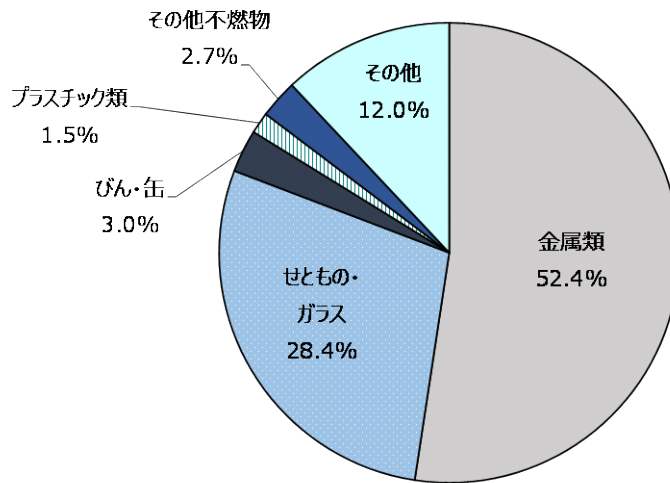


図 17 燃やさないごみの組成

(3) プラマーク容器包装

「ごみ・資源組成調査」では、容器包装以外の混入は少ないですが、分別収集の対象であるペットボトルがプラマーク容器包装として排出されています。

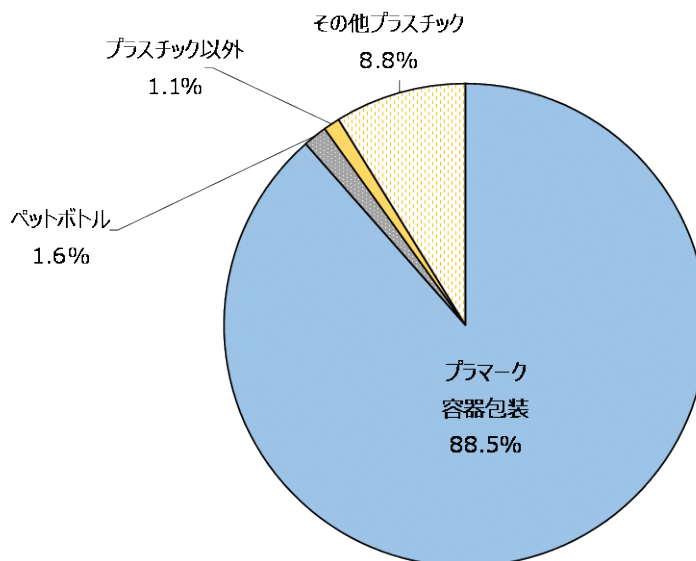


図 18 プラマーク容器包装の組成

2.1.8 事業系ごみの組成

(1) 可燃ごみ

「ごみ・資源組成調査」では、生ごみと紙類の割合が非常に高く、全体の 71.6% を占めています。

生ごみの 46.2%が「食品ロス」です。また、紙類の約半分は新聞紙など分別すれば資源化できるものです。

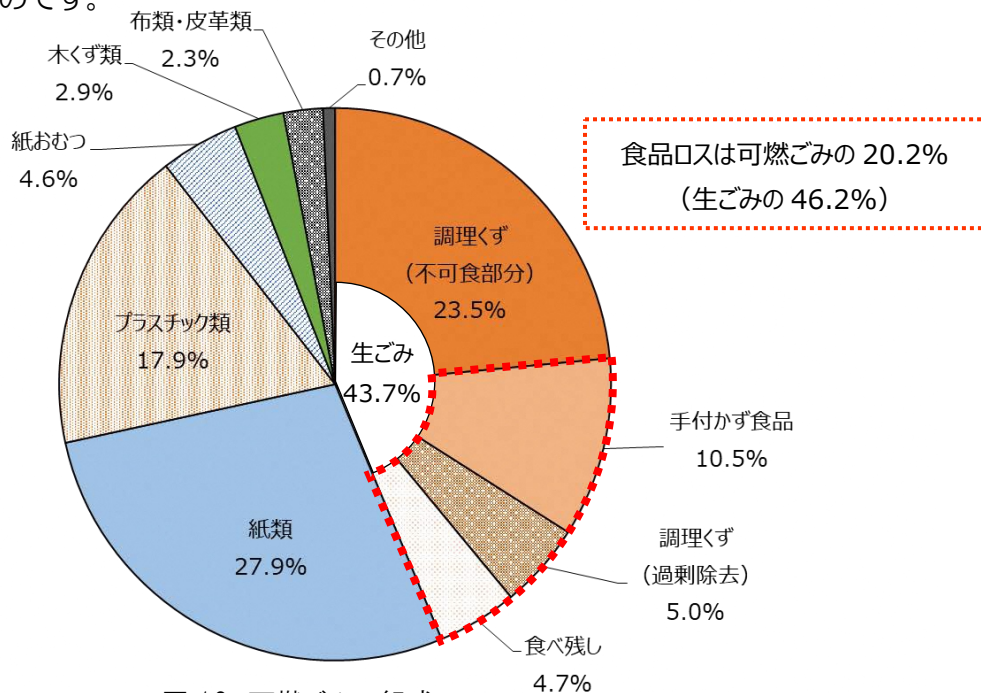


図 19 可燃ごみの組成

(2) 不燃ごみ

「ごみ・資源組成調査」では、組成割合はガラスくずが最も多く 45.5%となっています。

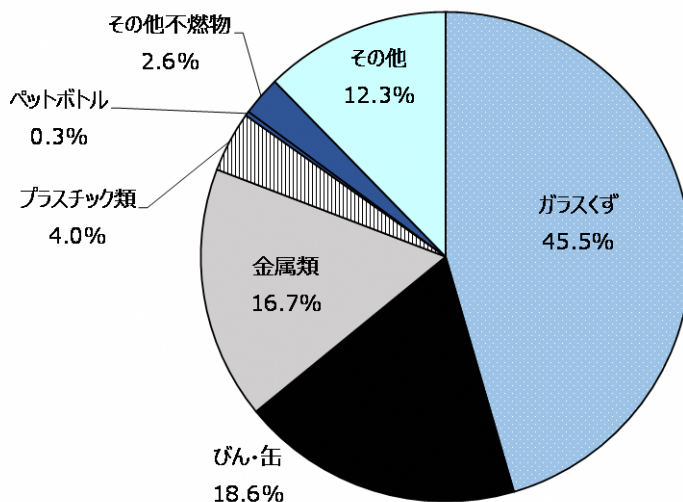
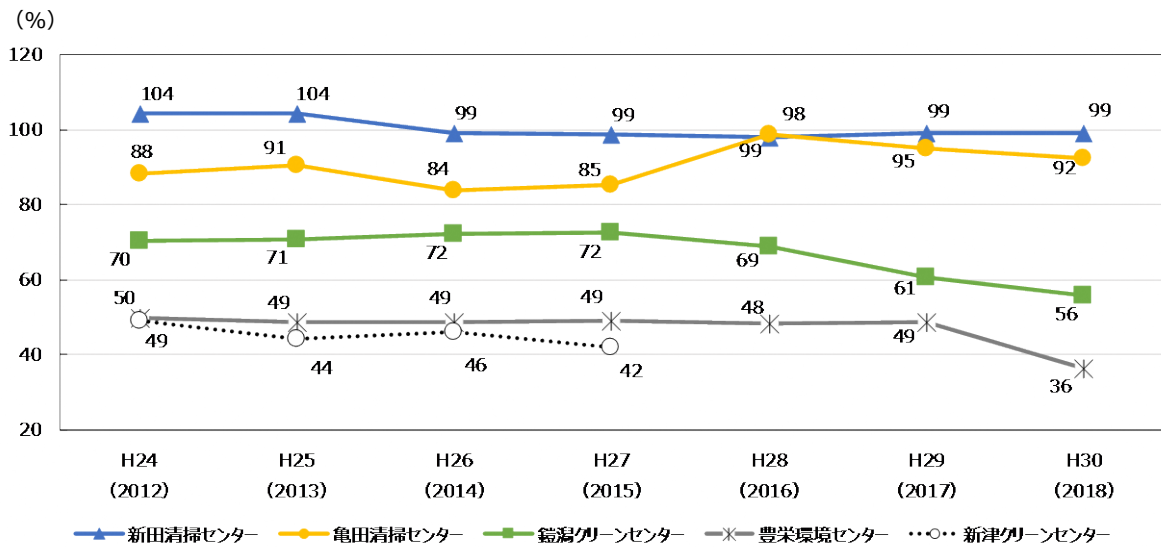


図 20 不燃ごみの組成

2.1.9 焼却施設の稼働状況

(1) 焼却施設の稼働状況

現在、4 施設が稼働しています。平成 27（2015）年度に新津クリーンセンターの焼却施設を停止したことから、施設の稼働率は上昇傾向にあります。



$$\text{稼働率(\%)} = \text{各年度の処理量} \div \text{基本処理量(処理能力} \times 280 \text{日} \times 0.96)$$

図 21 焼却施設の稼働状況

(2) 焼却施設の発電状況

新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧漕クリーンセンターの3施設では、焼却余熱を利用した発電を行っています。施設内の消費電力のほか、余剰電力については電力会社に売却しています。なお、新田清掃センターでは、令和元（2019）年11月から売電した電力は地域新電力事業を通じて、市内の公共施設で活用しています。

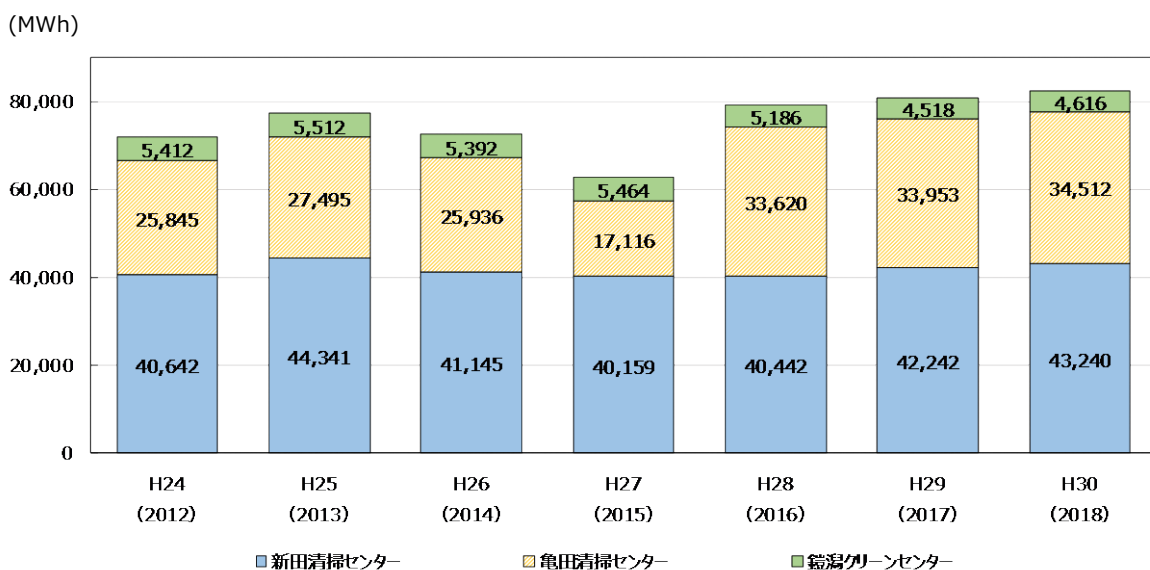
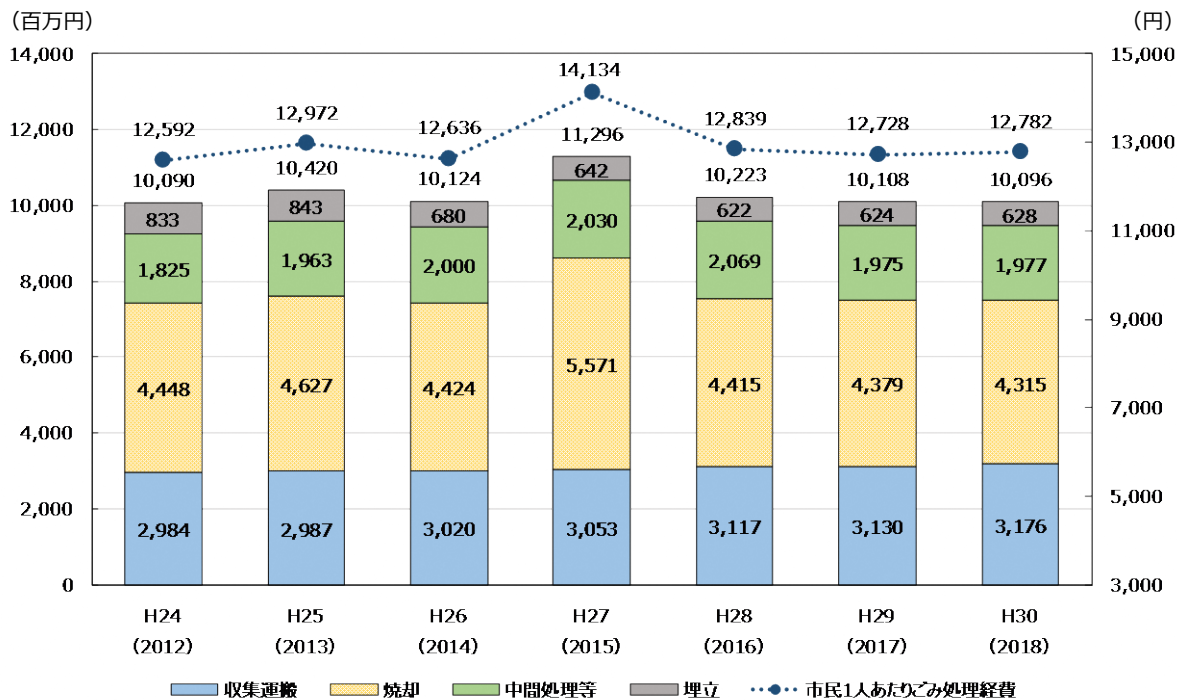


図 22 焼却施設の発電量の推移

2.1.10 ごみ処理経費

平成 30 (2018) 年度のごみ処理経費（し尿・浄化槽汚泥及び産業廃棄物の適正処理に関する経費を除く）は約 101 億円です。また、市民 1 人あたりのごみ処理経費は約 12,782 円となっており、近年はほぼ横ばいとなっています。



※ 平成 27(2015)年度は亀田焼却施設の基幹改良工事で更新した旧設備の未償却残高を経費に算入したため、増加した

図 23 ごみ処理経費の推移

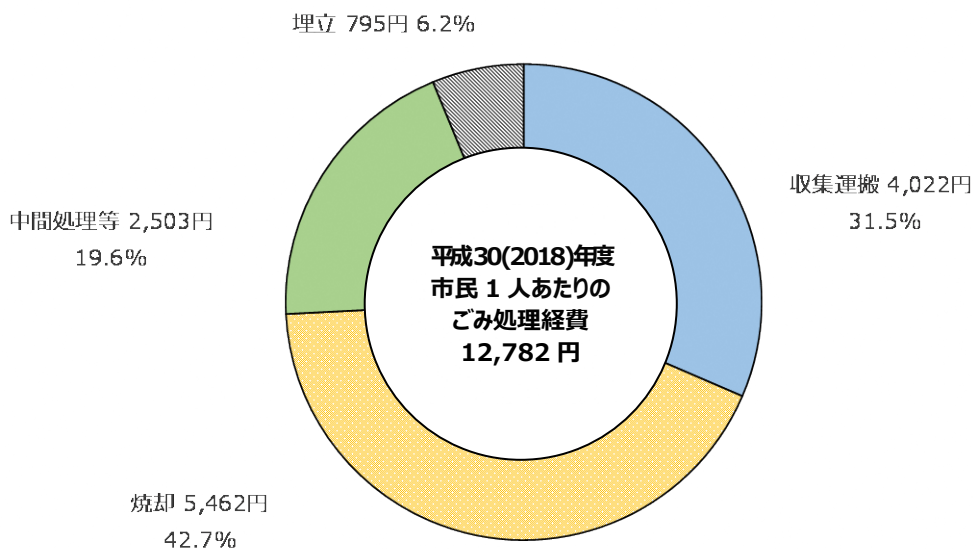


図 24 平成 30(2018)年度市民 1 人あたりの処理経費

2.1.11 他政令市との比較

(1) ごみの排出量について

1人1日あたりの家庭系ごみ量は、他の政令指定都市平均と比較すると多くなっています。

1人1日あたりの事業系ごみ排出量は少なくなっており、平成27(2015)年4月から本格実施された「新・事業系廃棄物処理ガイドライン」によるごみ減量効果と考えられます。

(2) 資源化について

リサイクル率は、他の政令指定都市平均に比べて高くなっており、資源物の分別収集が定着していると考えられます。

(3) 最終処分について

最終処分率は、他の政令指定都市平均に比べて低くなっており、リサイクル率が高いことや、焼却処理率が低いことなどから、最終処分量を削減できていると考えられます。

表 19 他政令市との比較(平成 29(2017)年度実績)

項目	算出方法	H29 (2017) 実績	
		新潟市	他政令指定都市平均
1人1日あたりの家庭系ごみ量 (g)	(家庭系ごみ収集量+家庭系直接搬入量) ÷総人口÷年間日数	741	605
1人1日あたりの事業系ごみ量 (g)	(事業系ごみ量) ÷総人口÷年間日数	283	348
1人1日あたりのごみ総排出量 (g)	(ごみ総排出量) ÷総人口÷年間日数	1,025	953
リサイクル率 (%)	(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) ÷ごみ総排出量×100	26.8	19.9
最終処分率 (%)	最終処分量÷ごみ総排出量	7.49	9.55
焼却処理率 (%)	焼却処理量÷ごみ総排出量	72.7	83.6
1人あたりのプラスチック類焼却時の二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	{焼却ごみ量×(1-水分率 ^{※1})×焼却ごみ組成比率 ^{※2} ×排出係数 ^{※3} } ÷総人口 ※1 水分率・組成率ともに施設処理量の加重平均値 ※2 ビニール、合成樹脂、ゴム・皮革類 ※3 排出係数=2.765t-CO ₂ /t	67.5	104.4
1人あたりの処理原価(円)	廃棄物処理事業経費(市町村+組合負担金) ÷人口	12,728	12,186
焼却量あたりエネルギー回収量 (MJ)	{総発電量(熱量換算)+余熱利用量} ÷焼却量 ※京都市、堺市、広島市は熱利用量不明のため除く	1,340	2,432
ごみの分別数 (区分)		13	10

- ・ 実績は、平成 29 (2017) 年度環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」を基に独自で算出
- ・ 他都市と比較可能な数値を採用したため、他頁及び各市が発表している数値と異なる場合がある

2.2 前計画の総括

2.2.1 前計画の概要

前計画では、「市民・事業者・市の協働のもと、ともに作る環境先進都市」を基本理念に、基本方針として「家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」「事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」「違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」「収集・処理体制の整備」を掲げました。

また、取り組みを把握・評価するため、「家庭系ごみ量（1人1日あたり）」「事業系ごみ排出量」「リサイクル率」「最終処分量」の4つの数値目標を設定し、「廃棄物分野のCO₂排出量」を参考指標として設定しました。

これらの目標を達成するため、4つの基本方針のもとに基本施策を設定し、個別施策を実施しました。

この結果、ごみ量が減少したほか、人口50万人以上の都市の中でリサイクル率第2位を維持し続けています。

このようにごみ量が大きく減少し、他都市と比較して高いリサイクル率となったことは、市民一人ひとりが高い環境意識を持ち、継続してごみの減量・リサイクルに取り組んでいることによるものだと考えられます。



2.2.2 前計画の目標達成状況

前計画では、平成 22（2010）年度の実績を基準として数値目標を設定しました。

平成 30（2018）年度の実績では、平成 22（2010）年度と比較し、家庭系・事業系ともごみ量は減少していますが、平成 31（2019）年度の最終目標を達成することが難しい状況です。

表 20 数値目標の達成状況

区分	平成 22 (2010)年度	平成 28 (2016)年度		平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度
	実績	実績	中間目標	実績	最終目標
①家庭系ごみ量（1人1日あたり）※1 (g)	494	488	484	488	474
②事業系ごみ排出量※2 (t)	84,393	78,399	79,300	79,186	74,500
③リサイクル率※3 (%)	27.0	28.0	29.8	26.4	30.9
④最終処分量 (t)	32,092	21,712	22,500	24,261	21,800
(参考指標) 廃棄物分野の CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	81,957	73,609	75,800	71,994	73,100

※1 (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ+直接搬入ごみ(有料分)) ÷ 人口 ÷ 年間日数

※2 事業系ごみ総排出量 - (公共ごみ+資源物)

※3 資源化量 ÷ ごみ総排出量

2.3 前計画の施策の成果と課題

2.3.1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働

【成果】

資源とごみの情報紙「サイチョプレス」の発行や、ホームページ、SNS を活用した情報発信をはじめ、平成 26（2014）年度末には新たにごみ分別アプリを公開するなど、ごみ減量・リサイクルに関する情報を積極的に提供してきました。

平成 25（2013）年度には、分別呼称が分かりにくかった「プラスチック製容器包装」を「プラマーク容器包装」に、「有害・危険物」を「特定 5 品目」に変更したことにより、燃やすごみに含まれる資源物の割合を減少することができました。

また、3Rのうち最も優先順位が高いリデュースの浸透を図るため、市民や事業者に対しマイバッグやマイボトル等の普及に向けた働きかけを行いました。リユースやリサイクルの取り組みも継続し、平成 24（2012）年度から使用済小型家電の拠点回収も開始しました。

生ごみ減量に関しては、生ごみの水切りや地域でのリサイクル活動など市民・事業者と一体となって取り組みました。

クリーンにいがた推進員制度により、地域と一体となって美化及び分別意識の向上を図るなど、三者が協働して3R運動を展開できる体制の整備に努めました。

【課題】

燃やすごみに資源化可能な品目（紙類、プラマーク容器包装、布類）が排出されていることから、さらなる分別の推進が必要であり、その実現に向けて効果的な広報手段を検討する必要があります。

さらに、外国人居住者が増加する中で、分別・ごみ出しルールなどの啓発は、言語や習慣の違いを踏まえ、適切に周知していくことが必要です。

生ごみリサイクルについてはいくつかの取り組みを推奨していますが、今後は発生抑制につながる食品ロスの削減に向けた取り組みを進める必要があります。

また、クリーンにいがた推進員制度は、地域によって活動内容の差が見受けられることや、高齢化による地域の人材不足も大きな課題です。

2.3.2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

【成果】

事業系ごみの分別が進むよう、事業所からの問い合わせを参考に、新・事業系廃棄物処理ガイドラインを作成しました。

また、排出事業者に対する訪問指導等の取り組みをより充実させ、分別状況の把握や改善を直接促すことで、具体的な個別指導が図られました。

施設に搬入される事業系ごみについては、排出事業者に対する資源物の搬入規制を徹底し、排出抑制・資源化への誘導等を行ったほか、展開検査により廃プラスチック等の産業廃棄物の混入防止を図ったことにより、資源物や産業廃棄物の混入率を大幅に減少することができました。

【課題】

取り組みにより、事業系ごみは大幅に減量しましたが、近年は横ばいとなっています。事業系可燃ごみに資源化可能な品目が排出されている状況があることから、今後、さらなる分別の推進が必要です。さらに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）の施行など国の動向を注視し、可燃ごみのさらなる減量を図ることも必要です。

また、ごみ減量に関する優良事業者を評価する「3R優良事業者認定制度」を導入しましたが、認定を受けた事業者の多くが大規模事業者であるため、今後は中・小規模事業者にも制度を浸透させ、3Rに取り組む後押しとなるよう内容を見直す必要があります。

2.3.3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

【成果】

違反ごみ対策には、ごみ出しに関する情報提供とモラルの啓発が必要であることから、広報活動により、ごみ出しルールが守られる環境整備に努めました。

また、安心・安全なごみ出しができる環境を確保するため、ごみ集積場からの持ち去り行為の禁止について取り締まりを強化し、資源ごみ等の収集日に合わせた日常的なパトロールを実施した結果、持ち去り行為が減少しました。

地域一斉清掃や自主的な美化活動を支援し、地域の生活環境の保全に努めたほか、ぼい捨て等の防止に向けた取り組みも行いました。

【課題】

平成 30（2018）年度に実施した市民意識アンケート調査において、地域一斉清掃等へ「参加したことがない」との回答が半数を超えていることから、一人ひとりへの環境美化意識の醸成を図る必要があります。

また、地域の環境美化活動を支援する地域清掃活動費等補助金の活用を促す一方、ふさわしい支援の水準や対象について検討する必要があります。

ぼい捨て多発地点を中心としたパトロールなどを日々行っていますが、限られた人員での実施体制となっているため、広域かつきめ細やかな対応ができていないことも課題です。

2.3.4 収集・処理体制の整備

【成果】

施設の更新・延命化や統廃合により、効率的な処理に努めました。その結果、処理施設の消費電力低減、発電量増加等が図られ、温室効果ガス排出量を削減しました。

また、災害発生時において迅速に対応するため、廃棄物分野における災害に備えた事前の体制整備として、平成 27（2015）年度に「新潟市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

【課題】

集合住宅の増加、高齢者などのごみ出し対応によるごみ集積場の分散化により、ごみ集積場が年々増加していることや、燃やすごみの収集回数が他政令指定都市と比較して多いことから、ごみの収集方法、ごみ排出量の抑制及び収集運搬委託料など、今後、持続可能な収集体制のあり方を検討する必要があります。

処理体制については、現在稼働している4つの焼却施設のうち、新田清掃センターを除く3施設が更新時期もしくは更新を検討する時期となっているほか、将来的にはごみの減量が見込まれる状況であり、安定かつ効率的な処理体制を構築するため、施設の更新とさらなる統廃合を進める必要があります。

なお、施設を更新する場合は、高効率な発電によりエネルギー生産の最大化を図るほか、すべての焼却施設で温室効果ガス排出量が少ない廃棄物発電をし、市有施設等での活用を推進するなど地域の低炭素化を図ることも必要です。

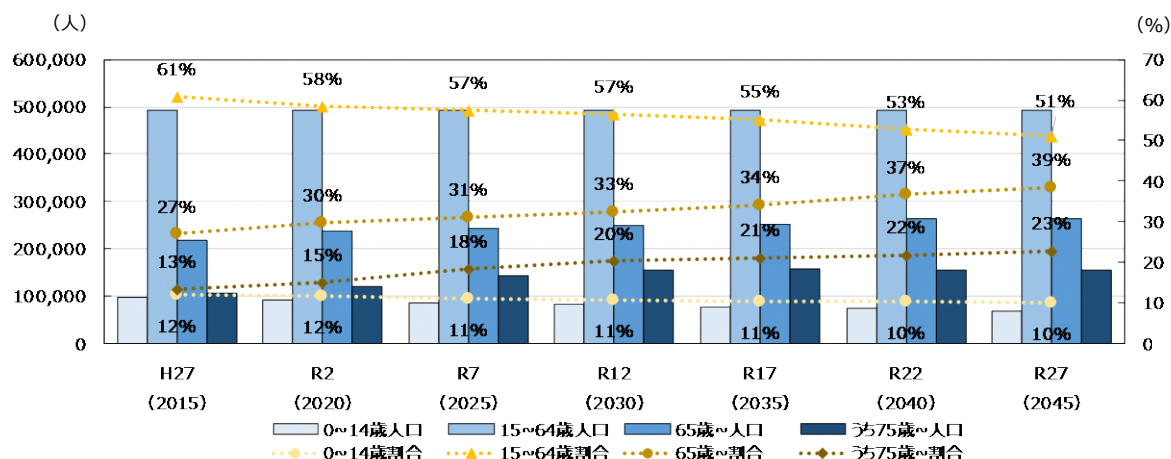
災害時に必要となる体制や処理能力等は災害廃棄物処理計画で定めているところですが、仮置場候補地の選定や関係団体等との協定締結など、今後は計画の実効性を高めていく必要があります。

また、現在のごみ処理施設は大規模災害時での運転は想定していませんが、新施設を整備する際は、災害時にも施設を稼働してごみ処理を継続できる施設にするとともに、焼却による発電や給湯を活用した避難所機能の検討を行う必要があります。

2.3.5 市民に対する支援体制の整備

超高齢社会が想定される中、現在は高齢者等へ地域との協働によるごみ出し支援を実施していますが、支援者も高齢者であるという現状から、現制度はもとより、持続可能な制度のあり方を検討していく必要があります。

また、乳幼児を養育する世帯、紙おむつ券が支給されている世帯、生活保護受給世帯及び在宅で腹膜透析を行う方の経済的負担軽減の目的で、家庭ごみ指定袋を支給していますが、社会情勢などを注視しながら、必要な方へ支援できる体制を整えていく必要があります。



※平成 27(2015)年国勢調査による推計人口

図 25 年代別人口・割合の推移

2.3.6 ごみ処理手数料制度の効果的な運用

現在、ごみを処理施設へ直接搬入する際の手数料は、事業系は処理原価相当とし、家庭系はその半額程度の水準で設定しており、3年ごとに処理原価に基づき手数料を見直しています。

ただし、将来的には、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく基本方針にも掲げられる資源循環リサイクル促進の観点からの見直しについても検討が必要です。

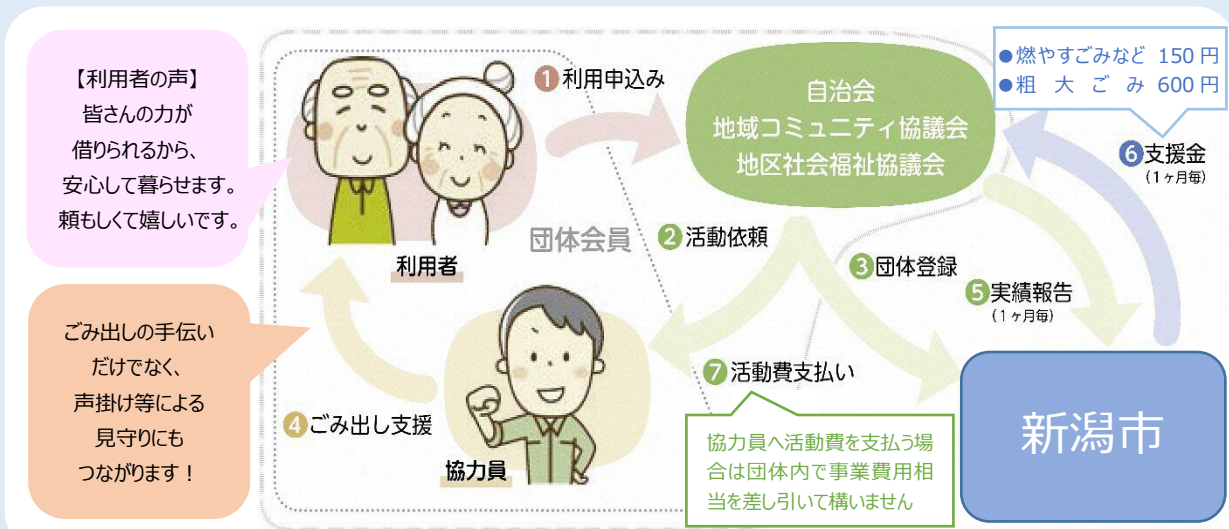
また、家庭ごみ手数料収入は、市民還元事業として活用していますが、有料化から10年が経過しており、時間の経過とともに地域における取り組みに差が生じてきている事業もあるなど、個々の課題が見えてきています。

さらに、今後は人口減少によるごみ量減少に伴い、ごみ処理手数料の増収が見込める状況にはない中で、人口減少・超高齢社会の進展といった社会的課題や、海洋プラスチック問題や食品ロス削減といった国際的課題への対応のほか、技術革新の活用や資源の収益化といった、新しい視点を取り入れる必要があります。

【コラム3】ごみ出し支援事業とは？

ごみ出し支援事業とは、高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に代わり、他の主体がごみ出しを手伝い、ごみを収集する仕組みです。本市では、ごみ出し支援を行う団体へ支援金を交付しています。（※利用者の費用負担はありません。）

ごみ出し支援事業は、各世帯からのごみ収集を確実にするだけでなく、生活の質の向上や見守り、孤独死の防止にもつながる取り組みであり、地域のつながりを醸成し、安心・安全で住みやすい地域づくりを目指す事業となっています。



2.3.7 資源物の循環

本市で集められた資源物は、国内循環はもとより、輸出も含め全世界的な資源循環の輪を形成しています。

昨今、海洋プラスチック問題など、全世界的なごみ問題が顕在化していますが、一因としては世界的に循環する資源物の中に再利用できないごみが混入していることがあげられ、資源物の輸出先である中国・東南アジアなどの諸外国では、輸入品の品質規制及び輸入量の規制が実施されています。

このことから、資源物の国内滞留、選別作業の高コスト化を引き起こし、各資源物の取扱事業者の事業活動の維持や資源循環の維持に支障が生じかねません。

特に、古紙類は令和元（2019）年以降、価格が暴落し、他市では集団資源回収事業が滞るなど、影響が広がっています。

第3章 ごみ処理の理念と目標

2 ごみ処理編

第3章

ごみ処理の理念と目標

3.1 ごみ処理の理念

大量生産・大量消費の社会経済活動は、人々に豊かさや利便性といった恩恵をもたらしましたが、その一方で環境汚染、地球温暖化、資源の枯渇などの環境問題を引き起こしています。

また、近年は環境だけでなく、地域経済の疲弊、技術革新への対応などの経済の課題、少子高齢化・人口減少、大規模災害への対応などの社会の課題が相互に関連・複雑化しており、環境的側面・経済的側面・社会的側面を統合的に向上させていくことが求められています。

国際的な潮流としては、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す「パリ協定」や、複数の課題の統合的解決を目指す「SDGs」が採択されました。国も、持続可能な社会づくりの総合的な取り組みを設定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」の策定をはじめ、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを旨とする「プラスチック資源循環戦略」の策定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロス削減推進法」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

本市では、平成25(2013)年3月の「環境モデル都市」の選定に伴い「環境モデル都市アクションプラン」を策定したほか、平成27(2015)年4月には「新潟市総合計画(にいがた未来ビジョン)」「第3次新潟市環境基本計画」を策定するなど、行政計画にも変化がみられます。

こうした情勢を踏まえ、さらなるごみ減量・資源化に努める責任があり、引き続き3Rの優先順位に従い、市民・事業者・市が一体となり、持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指すため「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」を理念に掲げ、取り組みを進めます。



図 26 ごみ処理の理念

3.2 本市の目指す循環型社会

3.2.1 循環型社会とは

本市の目指す循環型社会は以下に示すとおり、3Rの考え方に基づき「リデュース」「リユース」「リサイクル」の優先順位で、天然資源の投入をできるだけ抑制し、最終処分量を削減するとともに、どうしても燃やさざるを得ないごみについては、焼却余熱の発電利用など、エネルギーとしての活用を進め、適正に処理・処分していく社会とします。

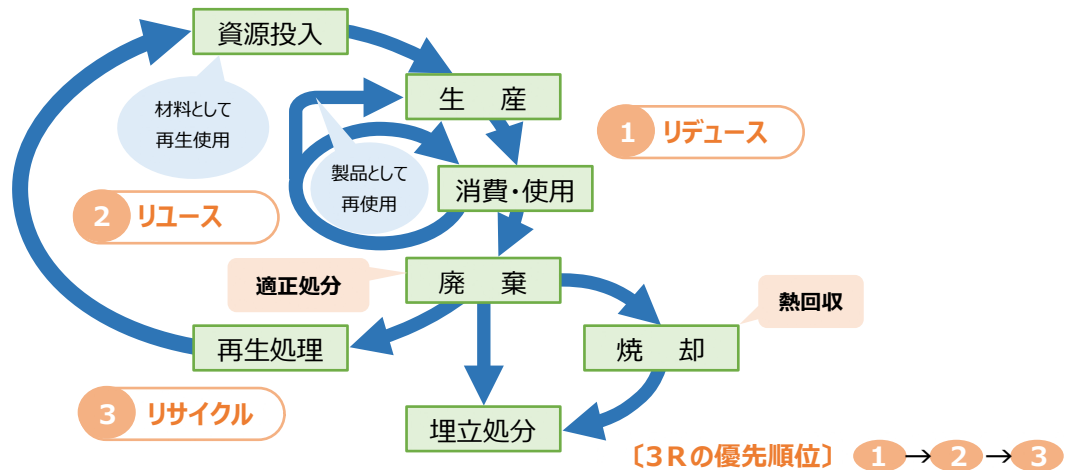





図 27 本市が目指す循環型社会のイメージ図

【コラム 4】3 R（スリーアール）とは？

3 Rとは、リデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字をとったものです。

- リデュース（Reduce：発生抑制）：出るごみを減らす
- リユース（Reuse：再使用）：そのまま使えるものは何度も使う
- リサイクル（Recycle：再生利用）：分別して資源として使う

平成 12（2000）年 6 月に公布された循環型社会形成推進基本法では、①リデュース、②リユース、③リサイクルの順で 3 R の優先順位が定められています。また、平成 25（2013）年には、第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース・リユースの取り組みが遅れていることが課題であると示されました。

リデュース（Reduce）	リユース（Reuse）	リサイクル（Recycle）
発生抑制：出るごみを減らす (例)マイバッグによるレジ袋の削減など	再使用：そのまま使えるものは何度も使う (例)フリーマーケットの利用など	再生利用：分別して資源として使う (例)ペットボトル、びん、缶の分別など
		

※ 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）のほか、リフーズ（Refuse：断る）とリペア（Repair：修理）を追加した 5 R という考え方もあります。

3.2.2 循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会との関係

循環型社会を実現するためには、低炭素社会と自然共生社会を統合的に構築していくことが必要になります。循環型社会と低炭素社会及び自然共生社会との関係は以下のとおりです。

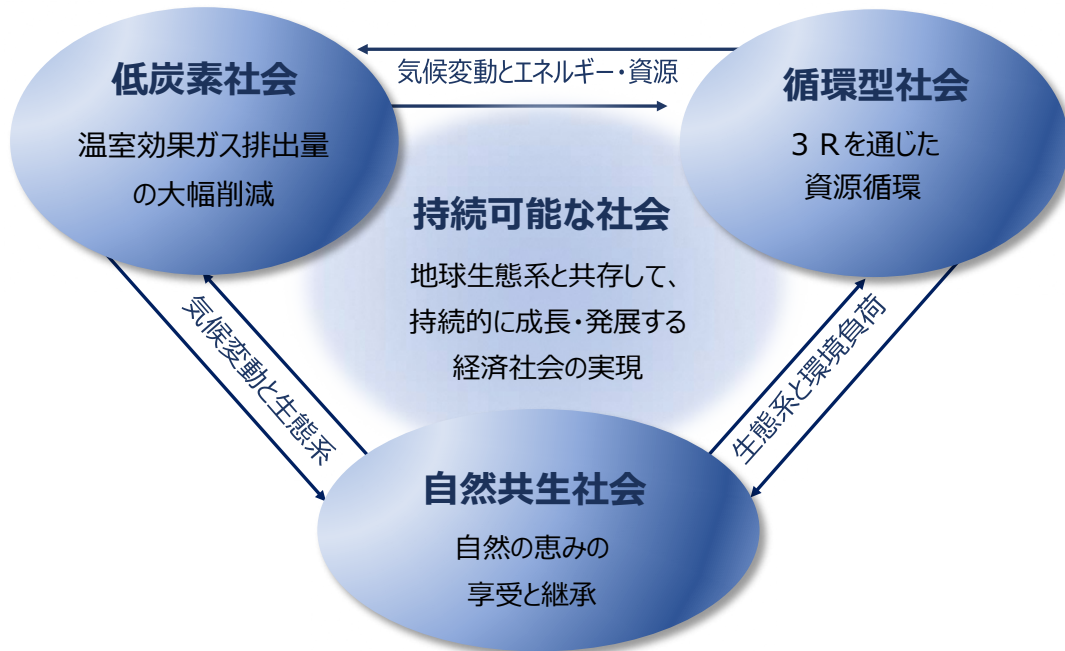


図 28 持続可能な社会に向けた統合的取り組みの展開

■ 低炭素社会との関係

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出が少ない社会を念頭に、3R施策や焼却余熱などのエネルギーの有効活用により、温室効果ガスの排出を少なくするように効率的な収集・処理体制を構築します。

■ 自然共生社会との関係

豊かな生態系を次世代に引き渡し、自然の恵みを持続的に得ることができる社会を念頭に、環境への負荷をできる限り少なくするように、地域の実情に応じた収集・処理体制を構築します。

3.3 施策の視点

本計画の施策構成に、横断的な5つの視点を掲げます。



3 Rの取り組み推進による環境負荷の低減



市民・事業者・市の連携による仕組みづくり



市民が安心できるごみ出し支援と災害時に備えた体制づくり



対象を意識した情報提供と提供手段の充実

効率



費用対効果を考慮した効率的な施策の推進

3.4 数値目標

3.4.1 数値目標

本計画の達成状況を計る指標として、以下の数値目標を設定しました。

表 21 数値目標の一覧

区分		平成 30(2018) 年度(実績)	令和 6(2024) 年度(中間目標)	令和 11(2029) 年度(最終目標)
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量 ^{※1} 【新規目標】 (g)	1,006	977	953
	1人1日あたり家庭系ごみ量 ^{※2} (g)	488	468	451
	事業系ごみ排出量 ^{※3} (t)	79,186	76,200	73,100
	リサイクル率 ^{※4} (%)	26.4	27.2	27.6
参考指標	最終処分量 (t)	24,261	21,700	20,800
	廃棄物分野の温室効果ガス排出量 ^{※5} (t-CO ₂ /年)	71,994	68,300	64,700
	生ごみ量 【新規目標】 (t)	85,346	80,700	76,200
	食品ロス量 ^{※6} 【新規目標】 (t)	35,950	32,400	29,300
	ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 【新規目標】 (%)	13.5	13.4	13.3

※1 全てのごみの合計÷人口÷年間日数

※2 (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ+直接搬入ごみ(有料分))÷人口÷年間日数

※3 事業系ごみ総排出量 - (公共ごみ+資源物)

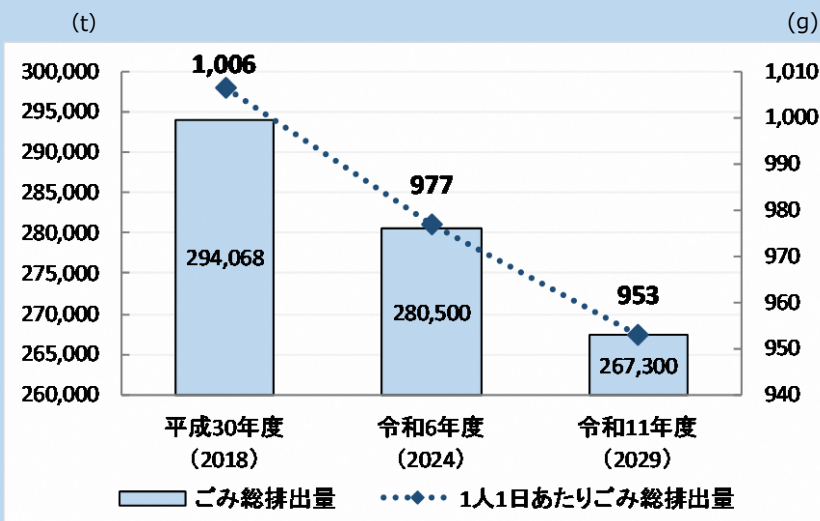
※4 資源化量÷総排出量

※5 焼却処理による排出量+廃棄物処理施設での燃料等の使用による使用量

※6 生ごみ量から不可食部を除いた量

3.4.2 1人1日あたりごみ総排出量

1人1日あたりごみ総排出量は、家庭系ごみ及び事業系ごみの減量により、平成30(2018)年度の1,006gから、令和11(2029)年度までに953g以下にすることを目標とします。



【53gの目安】
空の2Lペットボトル1本分

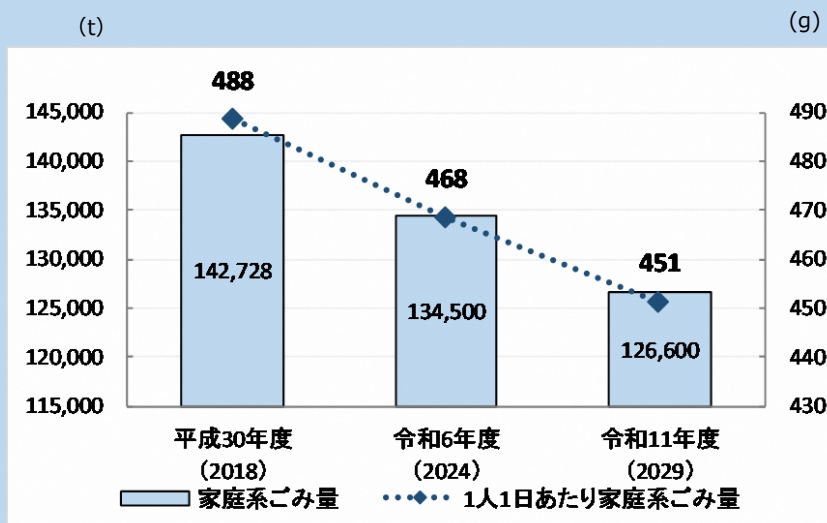


マイボトルを利用し、
使い捨て容器を
削減しましょう！

1人1日あたりごみ総排出量は、令和11(2029)年度までに平成30(2018)年度実績から53g以上減らします。

3.4.3 1人1日あたり家庭系ごみ量

1人1日あたり家庭系ごみ量は、食品ロスの削減、プラスチック類の減量などにより、平成30(2018)年度の488gから、令和11(2029)年度までに451g以下にすることを目標とします。



【37gの目安】
食パン1枚分

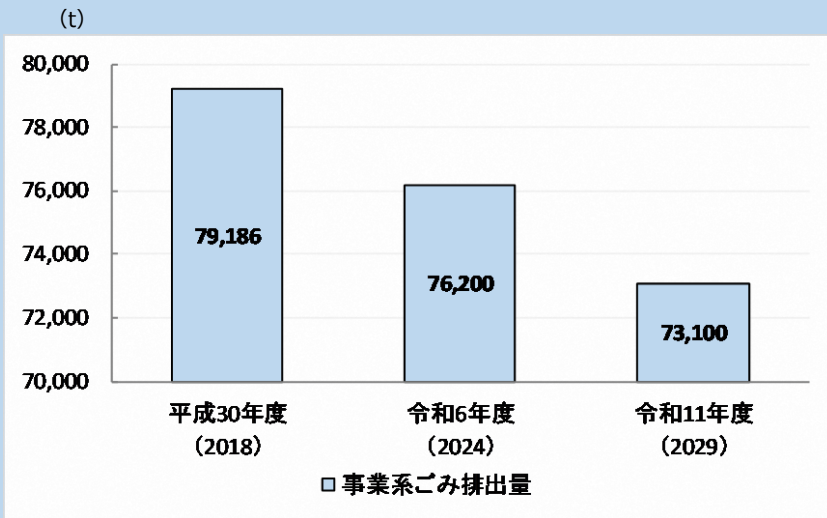


すべて食べきり、
食べ残しを
減らしましょう！

1人1日あたり家庭系ごみ量は、令和11(2029)年度までに平成30(2018)年度実績から37g以上減らします。

3.4.4 事業系ごみ排出量

事業系ごみ量は、食品ロスの削減や古紙類の搬入規制により、平成 30（2018）年度の 79,186t から、令和 11（2029）年度までに 73,100t 以下にすることを目標とします。



【6,100tの目安】
1事業所1日あたり500g
(A4用紙75枚分)

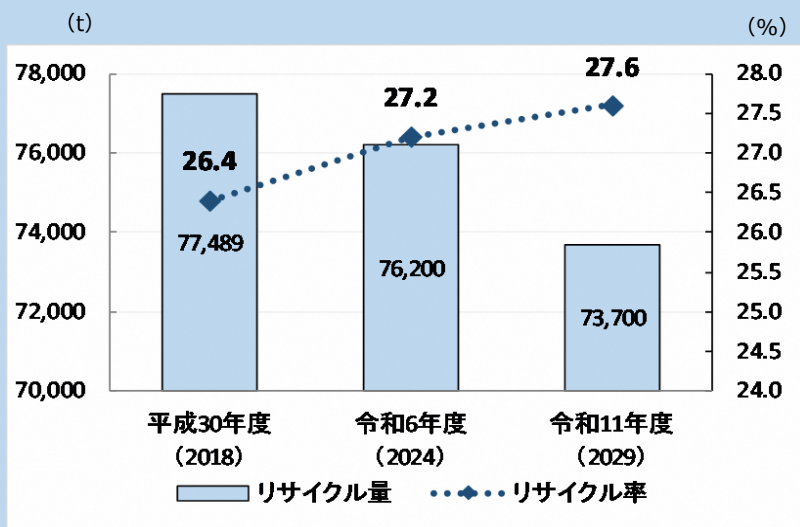


ペーパーレス化に
努めましょう！

事業系ごみ排出量は、令和 11(2029)年度までに平成 30(2018)年度実績から 6,100t 以上減らします。

3.4.5 リサイクル率

リサイクル率は、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別の徹底などにより、平成 30（2018）年度の 26.4%から、令和 11（2029）年度までに 27.6%以上にすることを目標とします。



【27.6%の目安】
1人1日約13gを資源化
(チラシ2枚を雑がみに分別)

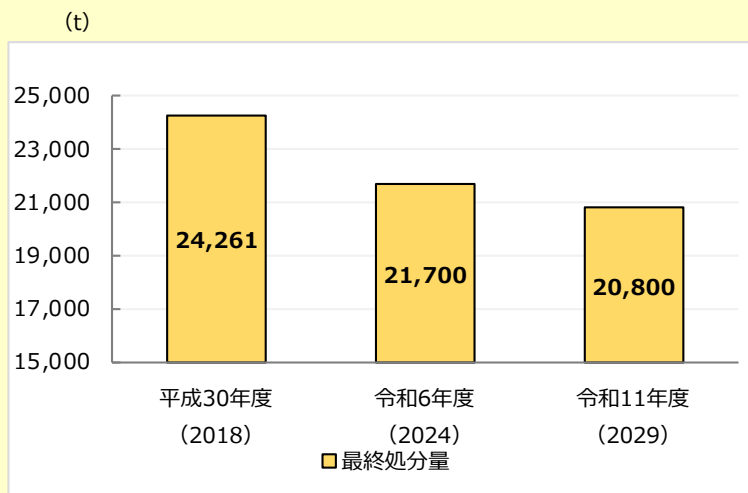


正しい分別をしましょう！

リサイクル率は、令和 11（2029）年度までに 27.6%以上にします。

3.4.6 【参考指標】最終処分量

最終処分量は、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別の徹底などにより、平成 30 (2018) 年度の 24,261t から、令和 11 (2029) 年度までに 20,800t 以下にすることを目標とします。



【3,500t の目安】
約 3,500m³
(小学校 25m プール 12 杯分)

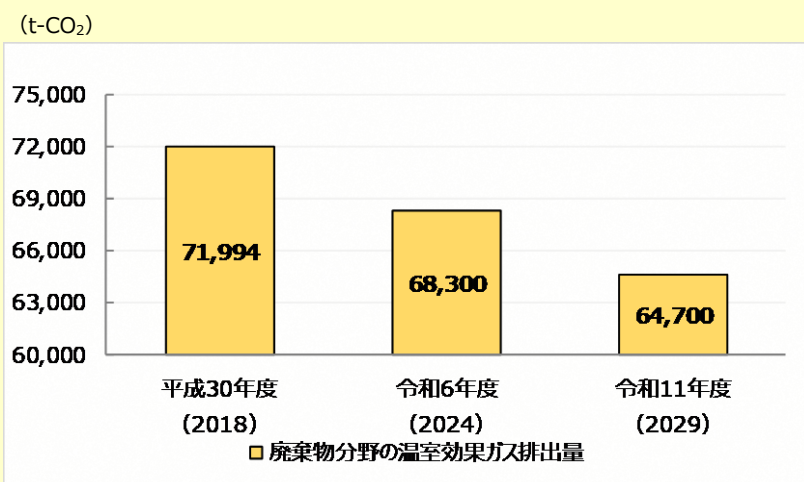


プール 12 杯分の
最終処分量を削減できます。

最終処分量は、令和 11(2029)年度までに
平成 30(2018)年度実績から 3,500t 以上減らします。

3.4.7 【参考指標】廃棄物分野の温室効果ガス排出量

廃棄物分野における温室効果ガス排出量は、ごみ総排出量の減少及び資源物の分別の徹底などにより、平成 30 (2018) 年度の 71,994t-CO₂ から、令和 11 (2029) 年度までに 64,700t-CO₂ 以下にすることを目標とします。



【7,300t-CO₂ の目安】

森 1ha が一年間に吸収する
二酸化炭素量の
約 830 倍分

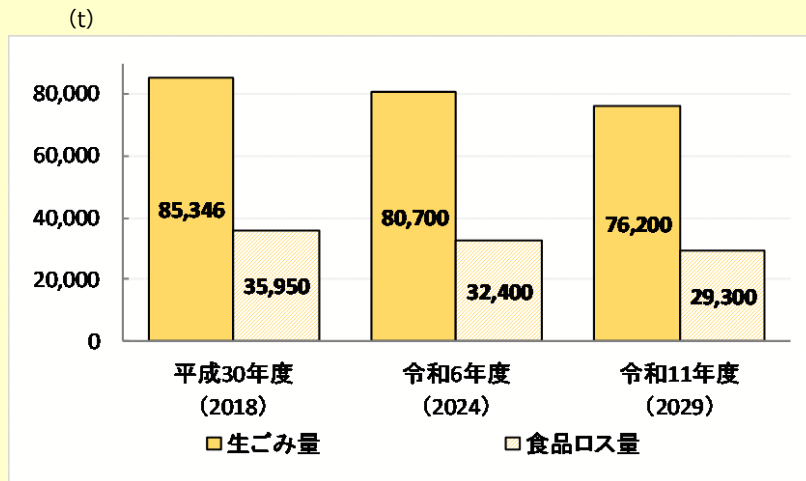


森 830ha 分の
二酸化炭素量を削減できます。

廃棄物分野の温室効果ガス排出量は、令和 11(2029)年度までに
平成 30(2018)年度実績から 7,300t-CO₂ 以上減らします。

3.4.8 【参考指標】生ごみ量・食品ロス量

生ごみ量・食品ロス量は、生ごみの水切りや食べきりを推奨すること等により、平成30(2018)年度の生ごみ量85,346t、食品ロス量35,950tから、令和11(2029)年度までに生ごみ量を76,200t以下、食品ロス量を29,300t以下にすることを目標とします。



【9,200tの目安】
1人1日あたり33g
(1週間で卵4個分)

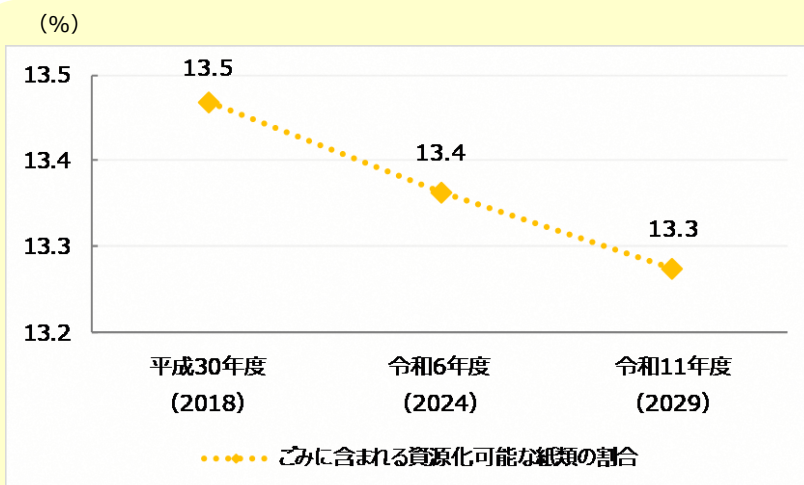


買い物前の冷蔵庫チェック、
期限表示の確認等を行いましょ！

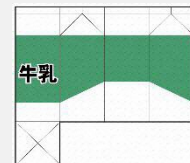
生ごみ・食品ロス量は、令和11(2029)年度までに平成30(2018)年度から生ごみ量を9,200t以上、食品ロス量を6,700t以上減らします。

3.4.9 【参考指標】ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合

ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合は、分別の徹底及び事業系古紙類の搬入規制により、平成30(2018)年度の13.5%から、令和11(2029)年度までに13.3%以下にすることを目標とします。



【13.3%の目安】
1人1日あたり12g
(2日で牛乳パック1つ分)



資源化できる紙類を
正しく分別しましょ！

ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合は、
令和11(2029)年度までに13.3%以下にします。

第4章 目標達成に向けた施策

2 ごみ処理編

第4章

目標達成に向けた施策

本計画は、理念の実現に向けて、5つの横断的な視点に基づき、以下の施策を推進します。

理念	ともに創造する持続可能な循環型都市・いがた				
施策の視点	環境	協働	安心	啓発	効率
	3Rの取り組み推進による環境負荷の低減	市民・事業者・市の連携による仕組みづくり	市民が安心できるごみ出し支援と災害時に備えた体制づくり	対象を意識した情報提供と提供手段の充実	費用対効果を考慮した効率的な施策の推進
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量	1人1日あたり家庭系ごみ量	事業系ごみ排出量	リサイクル率	
参考指標	最終処分量	廃棄物分野の温室効果ガス排出量	生ごみ量・食品ロス量	ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合	

図 28 本計画の体系図



表 22 施策の一覧

施策	施策の視点				
	環境	協働	安心	啓発	効率
1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量	○	○		○	○
2 さらなる資源循環の推進	○	○		○	○
3 意識啓発の推進	○			○	
4 市民サービスの向上	○	○	○	○	
5 地域の環境美化の推進	○	○	○	○	
6 安定かつ効率的な収集・処理体制	○		○		○
7 低炭素社会に向けた体制整備	○				○
8 大規模災害に備えた体制整備		○	○	○	○

※ 施策1と施策2を併せて取り組むことで、3Rを推進していきます。

4.1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量

施策1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量



個別施策1.1 リデュースの推進

個別施策1.2 生ごみ・食品ロスの減量

個別施策1.3 リユースの推進

4.1.1 リデュースの推進

3Rのうち、ごみそのものをなるべく出さないようにする「リデュース」は、国が示す優先度が最も高いことから、特に重点的に取り組みます。

近年問題となっている「海洋プラスチック」の対策として、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイプラスチックの使用削減などの目標を示しています。その動向を踏まえ、リデュースの中でも特にプラスチックごみの削減に向けた取り組みを拡大し、ごみをなるべく出さないライフスタイルへの転換を促していきます。

具体的な推進策

● 環境にやさしい買い物・マイバッグ運動の推奨

環境にやさしい買い物につながるマイバッグ運動を継続します。

また、令和2（2020）年7月に予定されるレジ袋の有料化を踏まえ、レジ袋の使用削減及び簡易包装を事業者へ推奨するとともに、市民への呼びかけを行います。

主な取り組み

- マイバッグ運動（レジ袋削減運動）
- エシカル消費の推進

● マイボトルの利用促進

使い捨て容器削減に向けて、市民・事業者にマイボトルの利用を呼びかけるとともに、より使いやすくなるような環境づくりに努めます。

主な取り組み

- マイボトル及びマイカップの推奨
- マイボトルを利用できる給水スポットの普及啓発

● 使い捨て食器の削減

イベントなどでのリユース食器の利用を促進します。また、マイ箸やリユース箸の活用により、割り箸など使い捨て食器の使用削減を働きかけます。

主な取り組み

- リユース食器の普及啓発
- マイ箸の推奨

【コラム 5】エシカル消費とは？

エシカル消費とは、よりよい社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

「エシカル(ethical)」とは、日本語では「倫理的な」と訳され、法律としての制限はなくても、多くの人が正しいと思うことを意味します。最近では、人や社会、環境などに配慮した行動や考え方を表す意味としても使われています。商品を購入する際、再生材を使用した製品やエコマーク付き製品を選択すること、捨てる時のことまで考慮し3Rの視点を持つことなど、環境に配慮した消費行動をとることも「エシカル消費」です。エシカル消費は、循環型社会を目指すうえでも大切な取り組みの一つです。

【エシカル消費の例】

- 省エネ、低炭素製品、エコマーク付き製品の購入
- 地産地消を含めた国産材の使用
- 自然エネルギーの利用
- フェアトレードの推進

消費者が環境ラベルのついた商品を選ぶことも

環境保全の手段です！



エコレールマーク

FSC

非木材グリーン協会

4.1.2 生ごみ・食品ロスの減量

ごみ全体を減量するため、大きな割合を占める生ごみの減量が重要であることから、重点的に取り組みます。

生ごみのうち、食品ロスの削減については、食品ロス削減推進法の動向を踏まえ、市民や飲食店をはじめとした事業者・関係団体等と協働し、積極的に取り組みます。

具体的な推進策

● 生ごみ減量運動の推進

生ごみの水切りや処理器の活用など、生ごみの減量につながる取り組みを引き続き推進します。

主な取り組み

- ・ 生ごみ減量につながる講座の開催や啓発ガイドブックの作成
- ・ 生ごみ処理器購入費の補助

● 食品ロスの削減

家庭や飲食店での「食べきり」運動を推奨するほか、アンケートなど実態調査を踏まえて、買い物時から使用時までの間に食品ロスを出さないような意識を高める取り組みを検討します。

また、食品ロス削減にもつながるフードバンク活動を支援します。

主な取り組み

- ・ 「20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動」の拡大
- ・ 持ち帰り・小盛りメニューの提供などによる食べきり協力店の展開
- ・ 食品ロス削減につながる講座の開催
- ・ フードバンク活動の支援

4.1.3 リユースの推進

「リユース」は、3Rのうち「リデュース」に次いで優先度が高いことから、さらなる取り組みを推進します。「リユース」は、民間事業者や市民団体が独自の取り組みを進めていることから、それらの動きと連携し、社会全体でのリユースの機運を高めていきます。

具体的な推進策

● リユース機会の提供

フリーマーケットなど、リユースにつながる取り組みを支援するほか、不用になったものが必要とする人へ届くような仕組みを検討します。

また、事業者等との連携により、不用になったものを捨てるのではなく、繰り返し使うリユースに向けて行動しやすい環境を整備します。

主な取り組み

- ・ フリーマーケットの開催
- ・ リサイクル品の提供

【コラム 6】リサイクル品提供事業とは？

リサイクル品提供事業とは、家庭で不用になった家具などを市民から無償で提供してもらい、清掃と簡単な補修を行ったのち展示し、抽選により提供することです。

資源再生センター（エコプラザ）、新田清掃センター及び鎧潟クリーンセンターの3か所で実施しており、平成30（2018）年度は1,995点を展示しました。



4.2 さらなる資源循環の推進

施策2 さらなる資源循環の推進



個別施策2.1 リサイクルの推進

個別施策2.2 古紙類の分別推進

個別施策2.3 資源物排出機会の提供

4.2.1 リサイクルの推進

引き続き、資源として再生利用する「リサイクル」の取り組みが必要であることから、さらなる分別の徹底等により資源循環を推進します。

それぞれの資源物について、市況及び取扱業者の動向を注視しながら、施策を実施する必要があります。

家庭系ごみについては、これまでの施策を整理することで、より効率的なリサイクルの取り組みを検討します。

事業系ごみについても、適正処理をより一層促進することで、さらなる資源化を進めます。

具体的な推進策

● 生ごみリサイクルの推進

家庭から発生する生ごみを資源として活用できるよう、リサイクルに関する手法を提供します。

事業所から発生する生ごみの処理については、食品リサイクル法の趣旨に基づいた行動を促します。

主な取り組み

- ・ 段ボールコンポストの普及啓発
- ・ 乾燥生ごみの拠点回収
- ・ 地域における生ごみの堆肥化
- ・ 学校給食残さの資源化

● 事業所による資源化に向けた取り組みの推奨

事業所から発生するごみが適正に処理されるよう、事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導を継続するほか、必要に応じて「事業系廃棄物処理ガイドライン」の見直しを行います。

また、事業者独自の取り組みを促すため、優良事業者を評価する仕組みを検討します。

主な取り組み

- ・ 事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導
- ・ 事業用大規模建築物廃棄物管理責任者講習会の開催
- ・ 事業系廃棄物処理ガイドラインの見直し
- ・ 優良事業者を評価する制度の充実

4.2.2 古紙類の分別推進

燃やすごみの中に資源化可能な紙類がまだあることから、さらなる古紙類の適正排出を促す取り組みが必要です。家庭から排出される古紙類については、分別についてより積極的な取り組みを進め、事業所から排出される古紙類については、引き続き資源化を促す取り組みを実施します。

具体的な推進策

● 家庭での古紙類分別の促進

古紙類の分別方法や資源化可能な紙類について、継続的に周知するとともに、分別についてより分かりやすくなるよう工夫します。

主な取り組み

- ・ 雑がみ分別の推進（SNS 等による啓発強化等）

● 事業系古紙類の資源化の徹底

事業所から排出される古紙類が適正に資源化されるよう、廃棄物処理施設における搬入規制を徹底します。

主な取り組み

- ・ 事業系古紙類の搬入規制

4.2.3 資源物排出機会の提供

排出方法によってはごみが資源物になることから、資源物の拠点回収など多様な方法を提供し周知するほか、効率的な実施に向けた見直しを行うことで、より良い排出環境を整備します。

具体的な推進策

● 資源物の多様な排出方法の周知

資源物の拠点回収や、自治会等が実施する集団資源回収など、多様な排出方法について周知することで、より資源として排出しやすい環境を整備します。

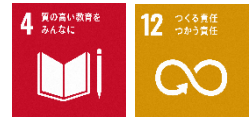
主な取り組み

- ・ 資源物の拠点回収の実施
（古紙類、ペットボトル、乾電池、古布・古着、使用済小型家電、廃食用油）
- ・ 集団資源回収の支援

● 効率的な資源物回収の実施

民間事業者等が実施する資源物回収と連携することで、回収拠点の配置や回収品目の適正化を図り、効率的に実施できるよう検討します。

4.3 意識啓発の推進



施策3 意識啓発の推進

個別施策3.1 情報提供の充実

個別施策3.2 環境教育の推進

4.3.1 情報提供の充実

ごみの減量・資源化を推進するためには、市民・事業者に分別方法や収集についての情報を幅広く提供することが重要なことから、表現方法や広報媒体の選定などの実施手法を工夫します。

また、多くの市民が情報を得ることができるよう、ユニバーサルデザインを広報に取り入れます。

具体的な推進策

● 継続的で分かりやすい情報発信

ごみの出し方など重要な情報については、継続的にきめ細やかで分かりやすい情報発信を行い、幅広い市民へ正しい情報が伝わるよう工夫します。なお、家庭ごみ収集カレンダーの配布事業は、他政令指定都市の状況等を参考に、適宜、内容の見直しを検討します。

主な取り組み

- ごみ分別百科事典の配布
- 家庭ごみの分け方・出し方の配布
- 家庭ごみ収集カレンダーの配布

● 対象を明確化した情報提供の強化

対象を明確化し、それに合致した広報媒体や内容を選定することで、効果的な情報提供に努めます。特に、ごみの出し方について不慣れな転入者や学生などへの情報提供を充実させます。

主な取り組み

- 地域向け出前講座の実施
- 大学及び専門学校での説明会の実施
- 集合住宅を対象とした啓発の実施
- 転入時のごみ出しに関する情報提供

● 多様な手法による情報提供

市民・事業者が情報を目にする機会を増やすため、多様な媒体の活用に努めます。また、情報媒体の存在自体を広く周知することで、情報を入手しやすい環境を整えます。

主な取り組み

- サイチョプレスの発行
- ごみ分別アプリ、ごみ分別検索サービスの配信

具体的な推進策

● 情報媒体の多言語化

情報媒体のうち、ごみの出し方など特に重要な情報については多言語化を進めることで、居住する外国人への情報提供を充実させます。

主な取り組み

- ・ 家庭ごみの分け方・出し方（外国語版）の配布
- ・ ごみ分別アプリの多言語化

4.3.2 環境教育の推進

ごみの減量や資源化につながる行動を実践するために重要な環境意識の向上を図るため、特に次世代を担う子どもや若年層を対象とした環境教育を充実させます。また、地域全体での環境意識の向上につながる取り組みの機会を提供します。

具体的な推進策

● 子どもを対象とした環境学習の充実

未就学児や小学生を対象とした出前授業を継続しつつ、さらにごみの減量等への意識を高めてもらえるような内容への見直しを図ります。また、子どもだけでなく親子で学べる環境の整備についても検討します。

主な取り組み

- ・ 未就学児や小学生向け出前授業の実施

● 若年層への意識啓発

ごみの減量や資源化につながる行動を促すため、若者の意識を転換させるような仕組みづくりを検討するほか、情報の伝え方についても工夫します。

主な取り組み

- ・ 大学や専門学校との連携強化

● ごみ減量・資源化につながる教育環境の整備

意欲的に学習したい人へ学びの場を提供するため、自治会などの団体への出前講座を継続します。また、多様な手法でのごみ減量・資源化の推進につながるよう、講座の内容や施設見学などを充実させることで、教育環境を整備します。

主な取り組み

- ・ 自治会などの団体に出前講座の実施
- ・ イベントにおけるごみ分別の啓発
- ・ 施設見学の実施

4.4 市民サービスの向上

施策4 市民サービスの向上



個別施策4.1 高齢者等への支援の充実

個別施策4.2 家庭系ごみ処理手数料の市民還元

4.4.1 高齢者等への支援の充実

今後、超高齢社会の進展や社会情勢の変化などにより、ごみ出しの支援や経済的負担の軽減を必要とする人の増加が想定されます。そうした新たな課題への対応に向けて、国の動向や他政令指定都市の状況等を注視し、現行の高齢者等への支援制度について検証を進めることにより、持続可能なあり方を検討します。

具体的な推進策

● 高齢者等のごみ出しへの支援体制の整備とあり方検討

地域との協働によるごみ出し支援制度のさらなる周知と、支援団体の拡充を図ることで、支援体制を整備します。また、現行制度を検証するとともに、国の動向や他政令指定都市の状況等を注視しつつ、新たな手法の導入を含めた持続可能なあり方を検討します。

主な取り組み

- ・ 高齢者等へのごみ出し支援

● ごみ指定袋支給制度

現行のごみ指定袋の支給制度については、経済的負担を軽減する観点から継続します。また、今後の社会情勢などを注視しながら、必要に応じ、対象者の拡大についても検討します。

主な取り組み

- ・ 家庭ごみ指定袋の支給

4.4.2 家庭系ごみ処理手数料の市民還元

家庭系ごみ処理手数料収入は、「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」及び「地域コミュニティ活動の振興」の三本柱への活用を継続しながら、次世代につながる未来投資的な施策を新たな柱として検討します。

また、既存事業についても適宜見直しを図ります。

具体的な推進策

- **三本柱への活用と既存事業の見直し**

引き続き三本柱へ活用しながら、限られたごみ処理手数料収入の中で、適宜、個々の既存事業内容についての見直しを図ります。

- **新たな柱として次世代につながる未来投資的な施策の検討**

食品ロス削減や廃プラスチック対策などの新たな課題への対応のほか、さらなる資源循環・低炭素社会の構築に向けて、有効な先進技術の活用や環境課題の解決に向けた起業への支援、安定かつ持続可能なごみ処理体制の構築や環境教育の充実など、新たな柱として次世代につながる未来投資的な施策の検討を進めます。

- **効果的な活用方法の検討**

社会情勢により変化する財政状況を考慮し、基金など効果的な活用方法を検討します。

4.5 地域の環境美化の推進

施策5 地域の環境美化の推進



個別施策5.1 地域全体の環境美化の推進

個別施策5.2 ごみ集積場周辺の環境美化の推進

4.5.1 地域全体の環境美化の推進

地域全体の環境美化のため、ボランティア清掃等の環境美化活動の支援に継続して取り組むとともに、若年層が参加しやすい手法を検討するほか、地域との協働による取り組みを進めます。また、環境教育の一環として、環境美化意識やマナーの向上を図ります。

具体的な推進策

● 環境美化活動の支援

市民自らが地域の環境美化に取り組む機運の醸成を図るため、地域のボランティア清掃等を引き続き支援します。併せて、特に若年層が参加しやすい手法についても検討します。

主な取り組み

- 地域清掃活動等への補助
- ボランティア清掃等における臨時ごみの処理
- 若年層への自発的な美化活動を促す手法の検討（SNS等による啓発強化等）

● 地域と連携した環境美化の推進

地域との協働によるごみ集積場の設置により、地域全体の環境美化を進めます。また、ばい捨て防止パトロールを継続するほか、効果的な体制づくりを目指し、地域との連携についても検討します。なお、ごみ集積場設置等補助事業は、他政令指定都市の状況等を踏まえ、必要に応じて、見直しに取り組めます。

主な取り組み

- ごみ集積場の設置等にかかる補助
- ばい捨て防止対策

● 環境美化意識やマナーの向上に向けた意識啓発

環境教育の一環として、ばい捨ての抑制といったマナーの向上を図るほか、環境美化活動への参加を通じた環境美化意識の向上を図るため、特に若年層が参加しやすい手法についても検討します。

また、近年社会問題化している海洋ごみについては、まちなかで発生したごみが「海ごみ」につながることに、周知・啓発を進めます。

主な取り組み

- 若年層への自発的な美化活動を促す手法の検討（SNS等による啓発強化等）

4.5.2 ごみ集積場周辺の環境美化の推進

違反ごみ対策をはじめとしたごみ集積場及びその周辺の環境美化について、クリーンにいがた推進員や地域と連携しながら、課題解決に取り組みます。

具体的な推進策

● クリーンにいがた推進員の育成

クリーンにいがた推進員の活動について、引き続き参考にすべき活動内容を共有することで、他地域への展開を図ります。また、研修会や施設見学会を実施することで、推進員の適切な知識の集積や環境美化意識の向上を図ります。

さらに今後は、地域の実情に合わせた制度のあり方を検討します。

主な取り組み

- クリーンにいがた推進員の育成

● 違反ごみ対策、安心安全なごみ出し環境の整備

持ち去り行為防止のための定期パトロールや、違反ごみ対策などにつながる早朝パトロールを継続して実施することで、地域住民から得られた情報や問題点を共有し、課題解決に取り組みます。

主な取り組み

- 清掃事務所職員による定期パトロール
- 各区における個別の不法投棄対策の支援
- 持ち去り禁止看板の設置
- 関係機関と連携した持ち去り行為者に対する取り締まり
- 違反ごみ対策シールの作成

【コラム 7】クリーンにいがた推進員とは？

クリーンにいがた推進員とは、自治会・町内会の推薦により選出され、ごみの適正な分別・排出や3Rの推進など、地域の環境美化を担うリーダーとして活躍している方々です。

活動をする際は、クリーンにいがた推進員であることが識別できるように、緑のベストを着用しています。



クリーンにいがた推進員の主な役割は、

- ごみ集積場でごみ出し時間に立ち会って分別の指導や説明をすること
- 地域と行政とのパイプ役として、地域の環境問題の解決を図ること
- 地域の一斉清掃や植栽活動などに率先して参加し、美化意識の向上を促進すること

などが挙げられます。そのほかにも、自治会だよりや回覧板を使用して正しい分別方法を周知するなど、クリーンにいがた推進員の日々の活動によって地域の清潔が保たれています。

4.6 安定かつ効率的な収集・処理体制

施策6 安定かつ効率的な収集・処理体制



個別施策6.1 効率的な収集・運搬体制

個別施策6.2 ごみ処理施設の統合及び更新

4.6.1 効率的な収集・運搬体制

持続可能な収集方法や運搬体制のあり方について、収集・運搬時の環境負荷の低減も考慮して、慎重に議論し丁寧な説明を行いながら、検討を進めます。

具体的な推進策

● 収集・運搬体制のあり方検討

収集方法や運搬体制を持続可能なものとするため、分別区分、収集回数や搬入先の見直しをはじめ、収集・運搬時に排出される温室効果ガスの低減についても考慮しながら、検討を進めます。

4.6.2 ごみ処理施設の統合及び更新

人口減少に伴うごみ量の減少が見込まれることから、安全・安定はもとより効率的かつ持続的な処理体制の構築に向けて、焼却施設の統合と併せて更新を進めます。

また、破碎・選別施設については、稼働状況などを踏まえ、統合や民間処理委託について検討します。

具体的な推進策

● 焼却施設の統合と更新

施設統合と更新について、点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及び温室効果ガス排出量低減の観点から踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターと更新施設の2施設に統合します。

更新する施設は、立地条件や必要面積などから亀田清掃センターとし、更新（建替）に向け整備を進めます。

なお、停止する施設は、市民の持ち込みの中継施設とし、市民サービスを維持します。

● 破碎・選別施設のあり方検討

稼働状況や今後のごみ量、必要経費の比較を踏まえ、施設の統合や民間処理委託を検討します。

4.7 低炭素社会に向けた体制整備

施策7 低炭素社会に向けた体制整備



個別施策7.1 低炭素社会に向けた処理施設の活用

個別施策7.2 廃棄物分野におけるバイオマスプラスチックの利用促進

4.7.1 低炭素社会に向けた処理施設の活用

低炭素社会の実現に向けて、ごみの焼却による廃棄物発電や熱利用など、廃棄物エネルギーを十分に活用します。また、廃棄物発電の地産地消により地域の低炭素化を実現します。

具体的な推進策

● 廃棄物エネルギーの利活用

施設の統合・更新により、すべての焼却施設で廃棄物発電を行うことで、発電量を向上させます。また、余熱の地域での活用のほか、農業が盛んな特性を活かし、産業振興など多用途での利用拡大に向けた検討を進めます。

● 発電電力の地産地消

廃棄物発電の利用先を市有施設に限らず、市内の民間施設への活用も検討し、廃棄物発電電力の地産地消による地域の低炭素化を推進します。

4.7.2 廃棄物分野におけるバイオマスプラスチックの利用促進

国の「プラスチック資源循環戦略」に基づき、廃棄物分野においても、バイオマスプラスチックの利用を進めます。

具体的な推進策

● バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入検討

温室効果ガス削減の視点から、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋の導入の検討を進めます。

【コラム8】カーボンニュートラルとは？

カーボンニュートラルとは、排出される二酸化炭素などの温室効果ガスと、植林などで吸収される温室効果ガスの量が同じ状態であることを言います。

カーボンニュートラルを実現するためには、私たちの活動により排出される温室効果ガスを、まずできる限り減らす努力をしたうえで、それでも排出される量を、他の場所で減らしたり、吸収したりすること等によって、温室効果ガスの増加を実質的にゼロにする方法があります。

なお、自然界の植物は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収しながら成長するため、植物由来の原料などを燃やしても、大気中の二酸化炭素の量は理論上変わらず、カーボンニュートラルであるとの考え方があります。

4.8 大規模災害に備えた体制整備



施策8 大規模災害に備えた体制整備

個別施策8.1 災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

個別施策8.2 災害時も稼働できる処理施設の整備

4.8.1 災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

新潟市災害廃棄物処理計画の実効性を確保するとともに、発災時の迅速な対応につながるよう、具体的なマニュアルの整備や、民間団体等との協定の拡充を進めます。

具体的な推進策

● 新潟市災害廃棄物処理計画の実効性の確保

発災時に迅速な対応を行えるよう、仮置場の運営方法等について、具体的なマニュアルを整備します。また、災害の規模によっては、他自治体や民間団体等からの支援も必要となることから、民間団体等との協力協定の締結などにより、支援体制を拡充します。

● 新潟市災害廃棄物処理計画の見直し検討

地域防災計画のハザードマップが見直されるなど、災害廃棄物処理計画の前提条件に大きな変化等が生じた場合は、見直しを検討します。

4.8.2 災害時も稼働できる処理施設の整備

災害時にも安定的な廃棄物処理が行えるよう、新たな焼却施設を整備する際には、災害時にも稼働できる施設とするほか、発電による電力供給等の施設特性を活かし、防災拠点としての活用を検討します。

具体的な推進策

● 災害時にも稼働できる焼却施設の整備

災害時に早期に処理体制を復旧するため、新たな焼却施設を整備する際は、耐震性の強化や大型の非常用発電機の設置など、災害時にも稼働できる施設とします。

● 廃棄物施設の防災拠点としての活用検討

発電による電力供給等の施設特性を活かし、避難所機能としての活用を検討します。

3 生活排水处理編

3 生活排水处理編

第1章 生活排水処理の現状

3 生活排水处理編

第1章

生活排水処理の現状

1.1 生活排水の排出状況

生活排水は、し尿（浄化槽汚泥を含む）と生活雑排水の2つに大別されます。

し尿は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽及びし尿処理施設において全量処理されています。

生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理されています。単独処理浄化槽及びし尿汲み取りは、生活雑排水を未処理で河川などの公共用水域に放流するため、水環境にとって大きな負担をかけます。

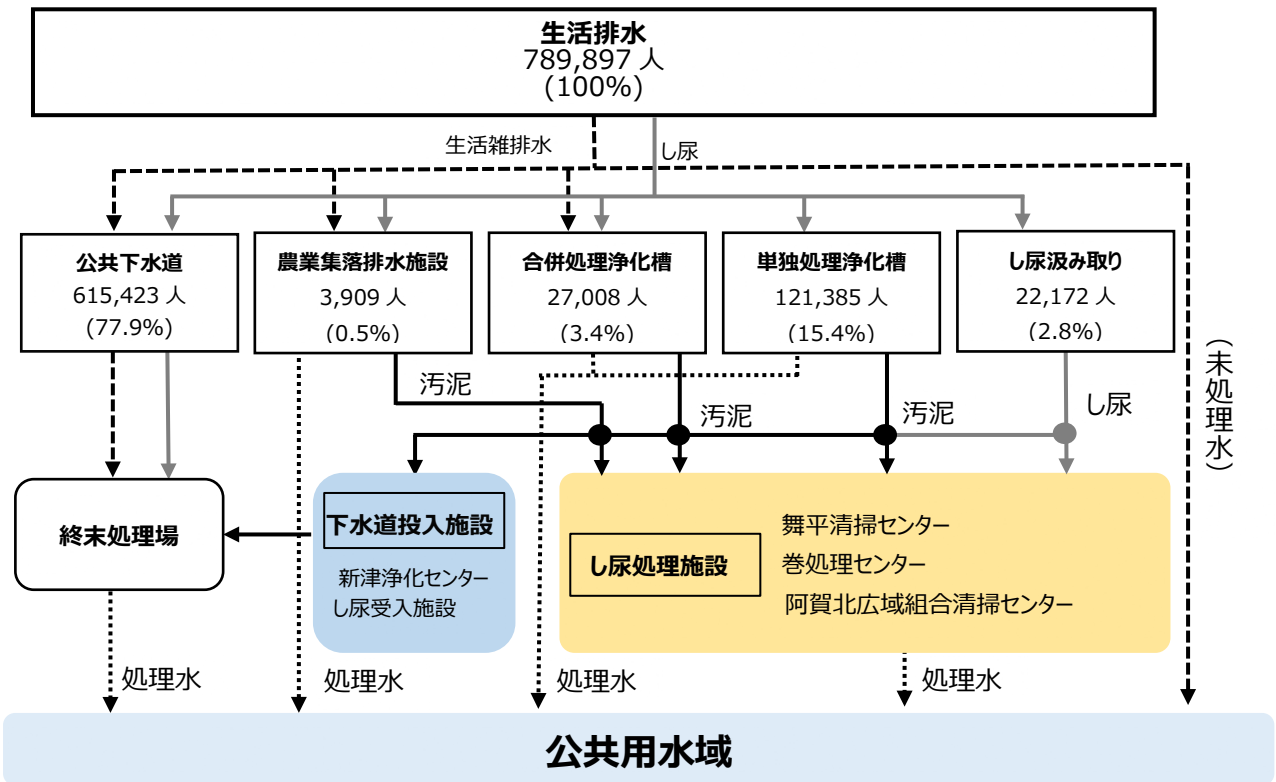


図 29 平成 30(2018)年度末における生活排水の処理体系

平成 30（2018）年度の処理形態別人口について、計画処理区域内人口 789,897 人のうち、81.8%（646,340 人）は、生活排水が適正に処理されています。また、公共下水道の普及などにより、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は年々減少しています。

表 23 生活排水の処理形態別人口の状況

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
計画処理区域内人口	人	804,581	803,336	801,270	799,345	796,269	794,166	789,897
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活排水処理人口	人	613,186	623,359	627,094	631,766	635,452	640,258	646,340
	%	76.2	77.6	78.3	79.0	79.8	80.6	81.8
下水道水洗化人口*	人	580,924	590,603	594,830	599,229	604,035	609,611	615,423
	%	72.2	73.5	74.2	75.0	75.9	76.8	77.9
浄化槽人口	人	188,499	180,371	176,389	172,024	165,977	160,729	152,302
	%	23.4	22.5	22.0	21.5	20.8	20.2	19.3
農業集落排水施設	人	4,560	4,482	4,342	4,341	4,344	3,950	3,909
	%	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
合併処理浄化槽	人	27,702	28,274	27,922	28,196	27,073	26,697	27,008
	%	3.4	3.5	3.5	3.5	3.4	3.4	3.4
単独処理浄化槽	人	156,237	147,615	144,125	139,487	134,560	130,082	121,385
	%	19.4	18.4	18.0	17.5	16.9	16.4	15.4
し尿汲み取り人口	人	35,158	32,362	30,051	28,092	26,257	23,826	22,172
	%	4.4	4.0	3.8	3.5	3.3	3.0	2.8
生活雑排水未処理人口	人	191,395	179,977	174,176	167,579	160,817	153,908	143,557
	%	23.8	22.4	21.7	21.0	20.2	19.4	18.2

※ 下水道水洗化人口には下水道直結農業集落排水施設分（平成 28（2016）年度まで）を含む

- 人口については、下水道中期ビジョンなどの整合を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく
- 四捨五入の関係で、内訳の割合（%）の合計が 100%にならない場合がある

1.2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

し尿の収集運搬は、市が委託により実施し、浄化槽汚泥の収集運搬は、浄化槽法及び廃棄物処理法に基づく許可業者が実施しています。

し尿処理施設は、現在、舞平清掃センターと巻処理センターの2施設が稼働しており、阿賀北広域組合の清掃センターを含めると合計3施設となります。

また、下水道投入施設として、新津浄化センターし尿受入施設があり、し尿及び浄化槽汚泥を希釈し、終末処理場で処理しています。

舞平清掃センターの汚泥の一部を、生ごみと混合しメタン発酵させ、発生したガスは附属休憩所の給湯用燃料にしています。発酵後の消化汚泥は堆肥化して活用しています。

表 24 し尿・浄化槽汚泥処理施設及び下水道投入施設一覧(平成 30(2018)年度末現在)

施設名称	処理方式	処理能力(kL/日)	供用開始
①舞平清掃センター	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理 汚泥再生 高温メタン発酵	149 (うち、生ごみ 1.8t/日)	平成 16 (2004) 年 1 月
②巻処理センター	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	73	平成 24 (2012) 年 4 月
③阿賀北広域組合 清掃センター	膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理	99	平成 15 (2003) 年 1 月
④新津浄化センター し尿受入施設	希釈後に、流域下水道終末処理場 (新津浄化センター)へ圧送	55	平成 16 (2004) 年 1 月
施設配置			

し尿・浄化槽汚泥の発生量は、公共下水道の普及などにより、減少傾向にあります。

表 25 し尿・浄化槽汚泥発生量の実績

	(kL)						
	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
し尿量	23,439	22,906	20,651	18,903	17,133	16,736	15,213
浄化槽汚泥量	93,986	86,975	84,543	80,684	80,414	73,754	75,496
合計	117,425	109,881	105,194	99,587	97,547	90,490	90,709

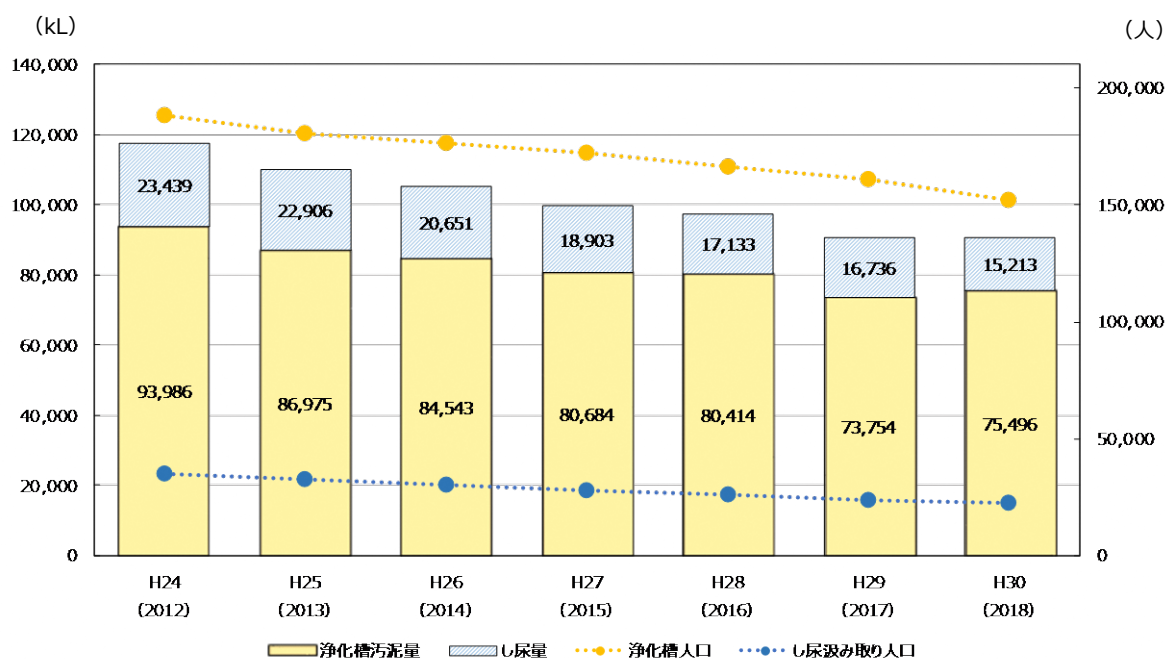


図 30 し尿・浄化槽汚泥発生量の推移

1.3 生活排水処理の主体

生活排水の処理主体は、表に示すとおりです。

表 26 生活排水処理主体

区分	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	新潟市・新潟県
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	新潟市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿汲み取り	し尿	新潟市

第2章 生活排水処理の目標と方針

3 生活排水处理編

第2章

生活排水処理の目標と方針

2.1 生活排水処理に係る理念

本市は、信濃川・阿賀野川という日本有数の大河の河口に位置する港町で、大小の河川、鳥屋野潟・佐潟・福島潟といった湖沼があり、市民生活の身近に水辺があるなど、豊かな水環境を有することから、古くから「水の都」と呼ばれてきました。

生活排水処理についても、水環境を保全し、市民が健康で、安全かつ快適に過ごせるよう、「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」の理念のもと、市民・事業者・市が一体となって持続可能な循環型社会を構築します。

2.2 生活排水処理の方針

本計画は、3つの方針に基づく5つの施策により、持続可能な生活排水処理を目指します。

方針1 地域に応じた生活排水処理の推進

持続可能な生活排水処理が進められるよう、地域の状況に合わせて、公共下水道及び合併処理浄化槽を整備し、総合的な処理対策を推進します。

施策1.1 公共下水道等への接続の推進

施策1.2 合併処理浄化槽の普及推進

方針2 効率的で効果的な生活排水処理施設の構築

社会情勢・人口推移を考慮し、生活排水処理施設の整備等により効率的で効果的な処理体制の構築を図ります。

施策2.1 生活排水処理施設の整備・統合に向けた検討

方針3 環境保全のための広報啓発の推進

水質保全を含めた環境保全活動について情報提供するとともに、市民の環境保全に対する意識の向上を図ります。

施策3.1 市民への広報啓発の推進

施策3.2 環境教育の推進

2.3 数値目標

2.3.1 生活排水処理の目標

公共下水道等への接続の推進、合併処理浄化槽の普及推進により、生活排水処理率85.0%を目標とします。

計画処理区域は市内全域とします。

なお、関係法令の改正や関連計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合は、適宜見直しを行います。

表 27 目標年度における生活排水の処理形態別人口

		平成 30 (2018) 年度 (実績)	令和 6 (2024) 年度 (中間目標)	令和 11 (2029) 年度 (最終目標)
計画処理区域内人口	人	789,897	775,761	757,594
	%	100.0	100.0	100.0
生活排水処理人口	人	646,340	652,602	644,256
	%	81.8	84.1	85.0
下水道水洗化人口	人	615,423	622,410	614,700
	%	77.9	80.2	81.1
浄化槽人口	人	152,302	139,257	131,898
	%	19.3	18.0	17.4
農業集落排水施設	人	3,909	3,839	3,749
	%	0.5	0.5	0.5
合併処理浄化槽	人	27,008	26,353	25,807
	%	3.4	3.4	3.4
単独処理浄化槽	人	121,385	109,065	102,342
	%	15.4	14.1	13.5
し尿汲み取り人口	人	22,172	14,094	10,996
	%	2.8	1.8	1.5
生活雑排水未処理人口	人	143,557	123,159	113,338
	%	18.2	15.9	15.0

- 人口については、下水道中期ビジョンなどの整合を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく
- 四捨五入の関係で、内訳の割合（%）の合計が100%にならない場合がある

2.3.2 し尿・浄化槽汚泥の発生量予測

し尿汲み取り人口及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿・浄化槽汚泥の発生量も減少が見込まれます。

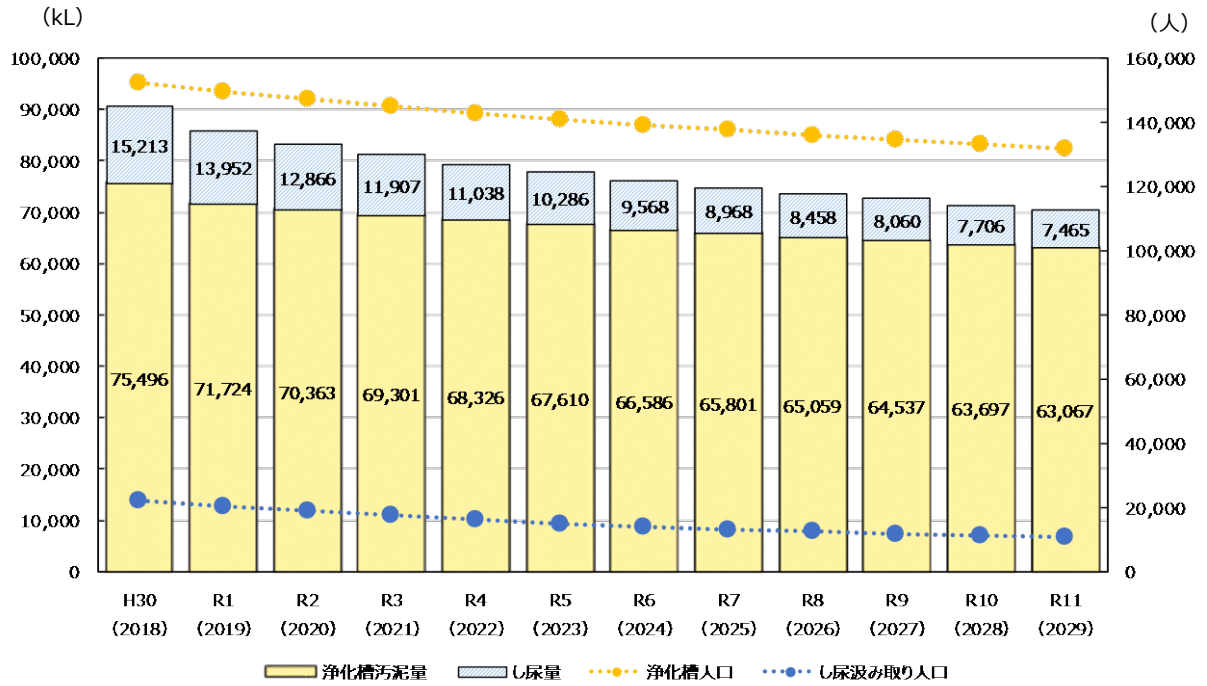


図 31 し尿・浄化槽汚泥の発生量の予測

表 28 目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥の発生量

	平成 30 (2018) 年度 (実績)		令和 6 (2024) 年度 (中間目標)		令和 11 (2029) 年度 (最終目標)	
	年間量	日量	年間量	日量	年間量	日量
し尿量	15,213	42	9,568	26	7,465	20
浄化槽汚泥量	75,496	207	66,586	182	63,067	173
合計	90,709	249	76,154	208	70,532	193

第3章 目標達成に向けた施策

3 生活排水处理編

第3章

目標達成に向けた施策



方針1 地域に応じた生活排水処理の推進

施策 1.1 公共下水道等への接続の推進

公共下水道等により生活排水を処理する区域においては、全ての対象世帯等に対し適切な指導・啓発を行い、接続率の向上に努めます。

施策 1.2 合併処理浄化槽の普及推進

合併処理浄化槽により生活排水を処理する区域においては、補助金の交付などによる単独処理浄化槽からの転換をはじめ、合併処理浄化槽の普及を推進します。



方針2 効率的で効果的な生活排水処理施設の構築

施策 2.1 生活排水処理施設の整備・統合に向けた検討

今後の人口推移に伴い、し尿の発生量の減少が見込まれることから、効率的かつ効果的な処理体制の構築に向け、し尿処理施設の整備・統合・廃止及び公共下水道等の施設活用など、あり方の検討を進めます。



方針3 環境保全のための広報啓発の推進

施策 3.1 市民への広報啓発の推進

水質保全を含めた環境保全活動について、広く市民へ情報提供するとともに、公共下水道等や浄化槽の効果・役割について啓発を行い、市民の環境保全に対する意識の向上を図ります。

施策 3.2 環境教育の推進

環境保全活動への参加や、自主的な取り組みを促進するため、環境教育の充実や団体への支援に努めます。

4 卷末資料

1.1 ごみ量推計

ごみ量推計については、人口減少分及びこれまでの傾向でごみ量が推移すると仮定し、単純推計をしました。

そこから、施策実施による効果を見込み、中間目標及び最終目標を設定しています。

本計画期間中は、実績と目標を比較することにより、施策の達成状況を確認していきます。

区分		平成 30 (2018)年度	令和 6 (2024) 年度		令和 11 (2029) 年度	
		実績	単純推計	中間目標	単純推計	最終目標
人口 (人)		800,582	786,446		768,279	
数値目標	1人1日あたりごみ総排出量 (g)	1,006	997	977	991	953
	1人1日あたり家庭系ごみ量 (g)	488	485	468	484	451
	事業系ごみ排出量 (t)	79,186	77,682	76,200	75,861	73,100
	リサイクル率 (%)	26.4	26.0	27.2	25.8	27.6
参考指標	最終処分量 (t)	24,261	22,043	21,700	21,513	20,800
	廃棄物分野の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	71,994	70,266	68,300	68,436	64,700
	生ごみ量 (t)	85,346	83,250	80,700	80,993	76,200
	食品ロス量 (t)	35,950	35,081	32,400	34,139	29,300
	ごみに含まれる資源化可能な 紙類の割合 (%)	13.5	13.5	13.4	13.5	13.3

1.1.1 ごみ量単純推計値

			実績値	予測値				
			H30	R1	R2	R3	R4	
			2018	2019	2020	2021	2022	
人口(人)			800,582	799,182	797,782	794,948	792,114	
家庭系ごみ	収集	ごみ	燃やすごみ	123,699	123,519	122,627	121,867	121,135
			燃やさないごみ	3,849	3,853	3,837	3,824	3,812
			粗大ごみ	3,126	3,068	3,071	3,057	3,043
			計	130,674	130,440	129,535	128,748	127,990
		資源	プラマーク容器包装	8,275	8,240	8,166	8,108	8,054
			ペットボトル	1,294	1,289	1,278	1,270	1,262
			飲食用・化粧品びん	6,285	6,259	6,204	6,161	6,120
			飲食用缶	1,948	1,940	1,923	1,910	1,898
			特定5品目	412	410	407	404	401
			古紙類	5,607	5,588	5,541	5,503	5,467
	枝葉・草		15,947	15,896	15,785	15,692	15,601	
	計	39,768	39,622	39,304	39,048	38,803		
	計	170,442	170,062	168,839	167,796	166,793		
	集回収・拠点回収	集回収	古紙類	26,811	26,853	26,497	26,198	25,881
			その他	66	66	65	64	63
			計	26,877	26,919	26,562	26,262	25,944
		拠点回収	古紙類	781	799	782	779	776
			ペットボトル	773	793	771	764	758
			乾電池	66	68	66	65	64
			古布・古着	163	167	164	164	163
廃食用油			80	82	80	80	79	
使用済小型家電			22	21	21	21	21	
計			1,885	1,930	1,884	1,873	1,861	
計	28,762	28,849	28,446	28,135	27,805			
家庭系直接搬入	可燃ごみ	有料	4,591	4,579	4,646	4,708	4,763	
		無料	34	34	34	35	35	
		計	4,625	4,613	4,680	4,743	4,798	
	不燃ごみ	有料	7,463	7,516	7,623	7,722	7,810	
		無料	101	102	103	105	106	
	計	7,564	7,618	7,726	7,827	7,916		
資源物	506	522	532	540	546			
計	12,695	12,753	12,938	13,110	13,260			
合計	211,899	211,664	210,223	209,041	207,858			
事業系ごみ	可燃ごみ	許可	74,696	74,741	74,406	74,142	73,878	
		直接搬入	1,749	1,750	1,742	1,736	1,730	
		公共ごみ	514	514	512	510	508	
		計	76,959	77,005	76,660	76,388	76,116	
	不燃ごみ	許可	1,099	1,084	1,079	1,075	1,071	
		直接搬入	257	253	252	251	250	
		公共ごみ	61	60	60	60	59	
		計	1,417	1,397	1,391	1,386	1,380	
	直接埋立	許可	530	525	519	513	508	
		直接搬入	855	847	837	828	820	
		公共ごみ	1,764	1,748	1,727	1,709	1,692	
		計	3,149	3,120	3,083	3,050	3,020	
資源物	644	714	711	709	706			
合計	82,169	82,236	81,845	81,533	81,222			
ごみ総排出量	294,068	293,900	292,068	290,574	289,080			

	H30	R1	R2	R3	R4
1人1日あたりごみ総排出量 (g)	1,006	1,005	1,003	1,001	1,000
1人1日あたり家庭系ごみ量 (g)	488	487	487	487	486
事業系ごみ排出量 (t)	79,186	79,200	78,835	78,545	78,257
リサイクル率 (%)	26.4	26.3	26.3	26.2	26.1
最終処分量 (t)	24,261	22,485	22,382	22,297	22,212
廃棄物分野の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	71,994	71,858	71,489	71,177	70,872
生ごみ量 (t)	85,346	85,288	84,805	84,406	84,014
食品ロス量 (t)	35,950	35,928	35,727	35,561	35,398
ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 (%)	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5

(t)						
予測値						
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
789,280	786,446	783,612	779,779	775,946	772,112	768,279
120,756	119,736	119,063	118,254	117,779	116,672	115,898
3,809	3,786	3,774	3,756	3,749	3,721	3,703
3,038	3,017	3,005	2,989	2,982	2,959	2,944
127,603	126,539	125,842	124,999	124,510	123,352	122,545
8,023	7,950	7,901	7,843	7,808	7,731	7,677
1,257	1,246	1,238	1,229	1,224	1,212	1,203
6,097	6,042	6,005	5,961	5,934	5,876	5,834
1,891	1,874	1,863	1,849	1,841	1,823	1,810
400	396	394	391	389	385	383
5,448	5,399	5,367	5,328	5,305	5,253	5,216
15,553	15,420	15,332	15,224	15,159	15,011	14,905
38,669	38,327	38,100	37,825	37,660	37,291	37,028
166,272	164,866	163,942	162,824	162,170	160,643	159,573
25,638	25,285	24,981	24,798	24,536	24,167	23,970
63	62	61	61	60	59	58
25,701	25,347	25,042	24,859	24,596	24,226	24,028
775	769	766	762	759	753	748
753	745	739	733	728	720	714
64	63	63	62	61	61	60
163	162	161	160	160	159	158
78	78	77	76	76	75	75
21	21	20	20	20	20	20
1,854	1,838	1,826	1,813	1,804	1,788	1,775
27,555	27,185	26,868	26,672	26,400	26,014	25,803
4,825	4,855	4,894	4,922	4,960	4,968	4,986
36	36	36	36	37	37	37
4,861	4,891	4,930	4,958	4,997	5,005	5,023
7,909	7,957	8,019	8,064	8,125	8,136	8,165
107	108	109	109	110	110	111
8,016	8,065	8,128	8,173	8,235	8,246	8,276
551	553	554	554	555	553	551
13,428	13,509	13,612	13,685	13,787	13,804	13,850
207,255	205,560	204,422	203,181	202,357	200,461	199,226
73,815	73,349	73,085	72,727	72,568	72,012	71,655
1,728	1,717	1,711	1,703	1,699	1,686	1,678
508	505	503	500	499	496	493
76,051	75,571	75,299	74,930	74,766	74,194	73,826
1,070	1,063	1,059	1,054	1,052	1,044	1,039
250	249	248	247	246	244	243
59	59	59	59	58	58	58
1,379	1,371	1,366	1,360	1,356	1,346	1,340
505	499	495	490	487	481	477
815	805	798	790	785	776	769
1,681	1,661	1,647	1,631	1,620	1,601	1,586
3,001	2,965	2,940	2,911	2,892	2,858	2,832
706	702	699	695	694	688	685
81,137	80,609	80,304	79,896	79,708	79,086	78,683
288,392	286,169	284,726	283,077	282,065	279,547	277,909

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
998	997	995	995	993	992	991
486	485	485	485	484	484	484
78,183	77,682	77,396	77,011	76,837	76,243	75,861
26.1	26.0	26.0	25.9	25.9	25.8	25.8
22,187	22,043	21,959	21,845	21,795	21,623	21,513
70,756	70,266	69,963	69,582	69,385	68,819	68,436
83,858	83,250	82,875	82,398	82,152	81,459	80,993
35,335	35,081	34,925	34,727	34,624	34,334	34,139
13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5

1.1.2 ごみ量目標達成時

		実績値		予測値				
		H30	R1	R2	R3	R4		
		2018	2019	2020	2021	2022		
人口 (人)		800,582	799,182	797,782	794,948	792,114		
家庭系ごみ	収集	燃やすごみ	123,699	122,720	121,073	119,551	118,036	
		燃やさないごみ	3,849	3,853	3,837	3,824	3,812	
		粗大ごみ	3,126	3,068	3,071	3,057	3,043	
		計	130,674	129,641	127,981	126,432	124,891	
		資源	プラスチック容器包装	8,275	8,232	8,150	8,084	8,021
			ペットボトル	1,294	1,289	1,278	1,270	1,262
			飲食用・化粧品びん	6,285	6,259	6,204	6,161	6,120
			飲食用缶	1,948	1,940	1,923	1,910	1,898
			特定5品目	412	410	407	404	401
			古紙類	5,607	5,620	5,602	5,588	5,575
	枝葉・草		15,947	15,896	15,785	15,692	15,601	
	計	39,768	39,646	39,349	39,109	38,878		
	計	170,442	169,287	167,330	165,541	163,769		
	集団回収・拠点回収	集団回収	古紙類	26,811	26,960	26,711	26,519	26,306
			その他	66	66	65	64	63
			計	26,877	27,026	26,776	26,583	26,369
		拠点回収	古紙類	781	802	788	788	788
			ペットボトル	773	793	771	764	758
			乾電池	66	68	66	65	64
			古布・古着	163	167	164	164	163
廃食用油			80	82	80	80	79	
使用済小型家電			22	21	21	21	21	
計		1,885	1,933	1,890	1,882	1,873		
計	28,762	28,959	28,666	28,465	28,242			
家庭系直接搬入	可燃ごみ	有料	4,591	4,548	4,584	4,616	4,641	
		無料	34	34	34	34	34	
		計	4,625	4,582	4,618	4,650	4,675	
	不燃ごみ	有料	7,463	7,516	7,623	7,722	7,810	
		無料	101	102	103	105	106	
		計	7,564	7,618	7,726	7,827	7,916	
資源物	506	522	532	540	546			
計	12,695	12,722	12,876	13,017	13,137			
合計	211,899	210,968	208,872	207,023	205,148			
事業系ごみ	可燃ごみ	許可	74,696	74,507	73,912	73,389	72,868	
		直接搬入	1,749	1,745	1,731	1,718	1,706	
		公共ごみ	514	513	509	505	501	
		計	76,959	76,765	76,152	75,612	75,075	
	不燃ごみ	許可	1,099	1,084	1,079	1,075	1,071	
		直接搬入	257	253	252	251	250	
		公共ごみ	61	60	60	60	59	
		計	1,417	1,397	1,391	1,386	1,380	
	直接埋立	許可	530	525	519	513	508	
		直接搬入	855	847	837	828	820	
		公共ごみ	1,764	1,748	1,727	1,709	1,692	
		計	3,149	3,120	3,083	3,050	3,020	
	資源物	644	714	711	709	706		
合計	82,169	81,996	81,337	80,757	80,181			
ごみ総排出量	294,068	292,964	290,209	287,780	285,329			

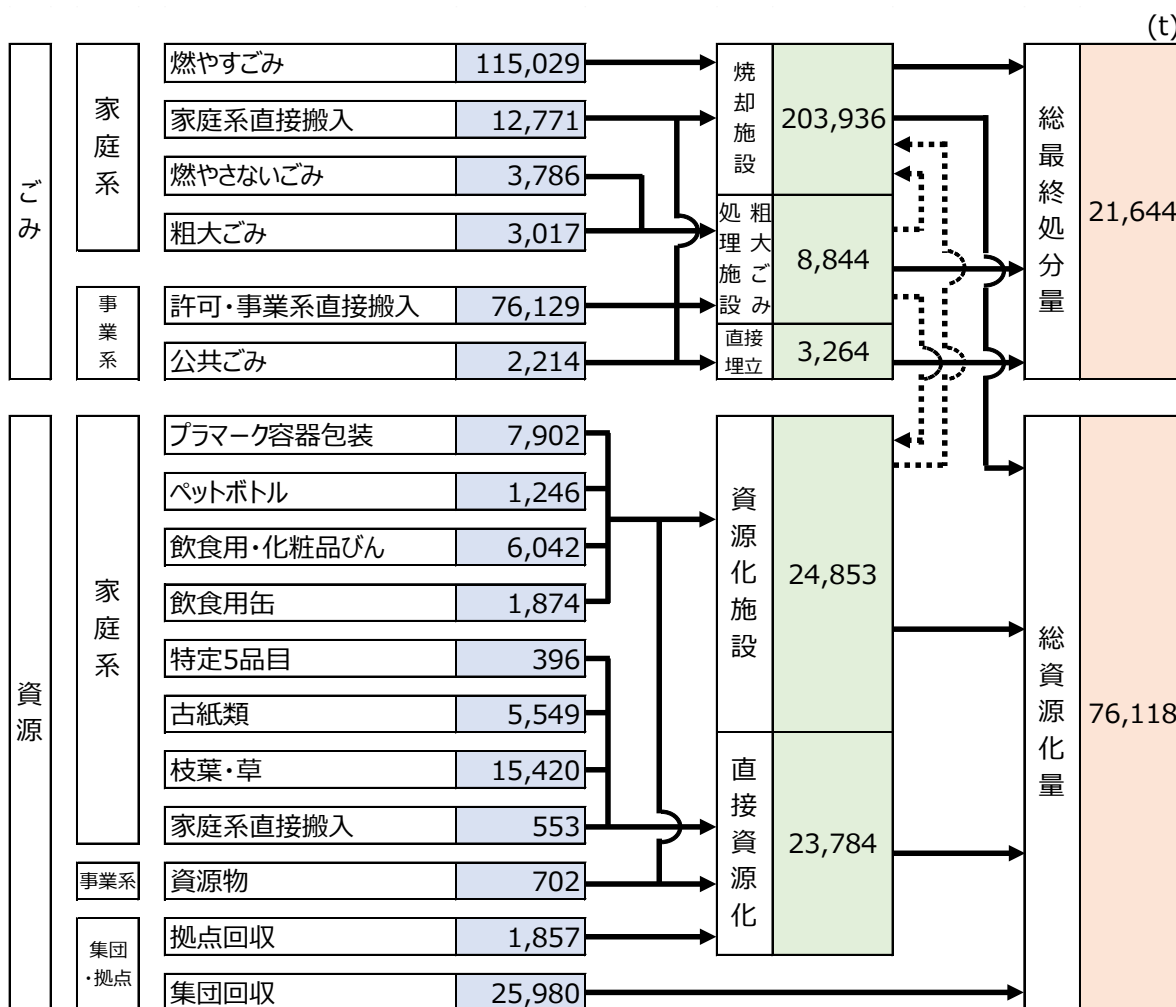
	H30	R1	R2	R3	R4
1人1日あたりごみ総排出量 (g)	1,006	1,002	997	992	987
1人1日あたり家庭系ごみ量 (g)	488	484	481	478	475
事業系ごみ排出量 (t)	79,186	79,000	78,400	77,800	77,300
リサイクル率 (%)	26.4	26.9	26.9	27.0	27.1
最終処分量 (t)	24,261	22,500	22,300	22,200	22,000
廃棄物分野の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	71,994	71,600	70,900	70,200	69,600
生ごみ量 (t)	85,346	84,900	84,000	83,200	82,300
食品ロス量 (t)	35,950	35,500	34,900	34,200	33,600
ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 (%)	13.5	13.5	13.4	13.4	13.4

(t)

予測値						
R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
789,280	786,446	783,612	779,779	775,946	772,112	768,279
116,848	115,029	113,537	111,910	110,596	108,687	107,091
3,809	3,786	3,774	3,756	3,749	3,721	3,703
3,038	3,017	3,005	2,989	2,982	2,959	2,944
123,695	121,832	120,316	118,655	117,327	115,367	113,738
7,982	7,902	7,845	7,779	7,736	7,652	7,590
1,257	1,246	1,238	1,229	1,224	1,212	1,203
6,097	6,042	6,005	5,961	5,934	5,876	5,834
1,891	1,874	1,863	1,849	1,841	1,823	1,810
400	396	394	391	389	385	383
5,577	5,549	5,536	5,515	5,510	5,474	5,454
15,553	15,420	15,332	15,224	15,159	15,011	14,905
38,757	38,429	38,213	37,948	37,793	37,433	37,179
162,452	160,261	158,529	156,603	155,120	152,800	150,917
26,170	25,918	25,717	25,636	25,476	25,204	25,105
63	62	61	61	60	59	58
26,233	25,980	25,778	25,697	25,536	25,263	25,163
790	788	787	786	787	783	781
753	745	739	733	728	720	714
64	63	63	62	61	61	60
163	162	161	160	160	159	158
78	78	77	76	76	75	75
21	21	20	20	20	20	20
1,869	1,857	1,847	1,837	1,832	1,818	1,808
28,102	27,837	27,625	27,534	27,368	27,081	26,971
4,672	4,672	4,681	4,681	4,689	4,669	4,660
34	34	34	35	35	35	35
4,706	4,706	4,715	4,716	4,724	4,704	4,695
7,909	7,957	8,019	8,064	8,125	8,136	8,165
107	108	109	109	110	110	111
8,016	8,065	8,128	8,173	8,235	8,246	8,276
551	553	554	554	555	553	551
13,273	13,324	13,397	13,443	13,514	13,503	13,522
203,827	201,422	199,551	197,580	196,002	193,384	191,410
72,547	71,831	71,316	70,712	70,302	69,511	68,914
1,699	1,682	1,670	1,656	1,646	1,628	1,614
499	494	491	487	484	478	474
74,745	74,007	73,477	72,855	72,432	71,617	71,002
1,070	1,063	1,059	1,054	1,052	1,044	1,039
250	249	248	247	246	244	243
59	59	59	59	58	58	58
1,379	1,371	1,366	1,360	1,356	1,346	1,340
505	499	495	490	487	481	477
815	805	798	790	785	776	769
1,681	1,661	1,647	1,631	1,620	1,601	1,586
3,001	2,965	2,940	2,911	2,892	2,858	2,832
706	702	699	695	694	688	685
79,831	79,045	78,482	77,821	77,374	76,509	75,859
283,658	280,467	278,033	275,401	273,376	269,893	267,269

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
982	977	972	968	963	958	953
472	468	465	462	458	455	451
76,900	76,200	75,600	75,000	74,600	73,700	73,100
27.1	27.2	27.3	27.4	27.4	27.5	27.6
21,900	21,700	21,500	21,300	21,200	21,000	20,800
69,100	68,300	67,600	66,900	66,300	65,400	64,700
81,700	80,700	79,900	78,900	78,200	77,100	76,200
33,100	32,400	31,800	31,200	30,600	29,900	29,300
13.4	13.4	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3

1.1.3 中間目標達成時のごみ処理フロー(令和6(2024)年度)



家庭系ごみ 計 173,585

事業系ごみ 計 79,045

集団回収・拠点回収 計 27,837

ごみ総排出量 280,467

※家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収・拠点回収

1人1日あたりのごみ総排出量(g) 977

※ごみ総排出量÷人口÷年間日数×10⁶

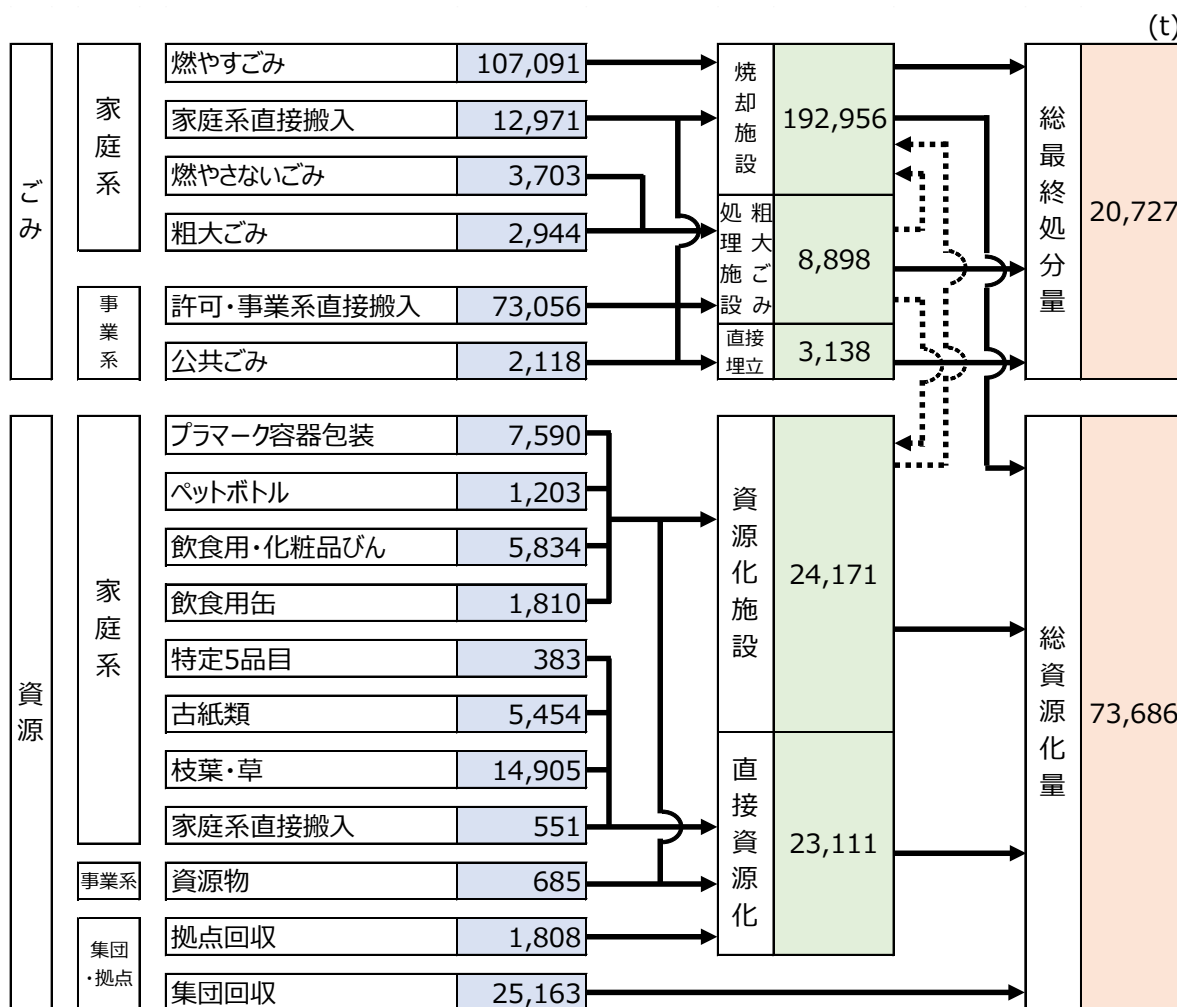
リサイクル率 27.2%

※資源化量÷ごみ総排出量×100

最終処分量 7.7%

※最終処分量÷ごみ総排出量×100

1.1.4 最終目標達成時のごみ処理フロー(令和 11(2029)年度)



家庭系ごみ 計 164,439

事業系ごみ 計 75,859

集団回収・拠点回収 計 26,971

ごみ総排出量 267,269

※家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収・拠点回収

1人1日あたりのごみ総排出量(g) 953

※ごみ総排出量÷人口÷年間日数×10⁶

リサイクル率 27.6%

※資源化量÷ごみ総排出量×100

最終処分量 7.8%

※最終処分量÷ごみ総排出量×100

1.2 生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生量予測

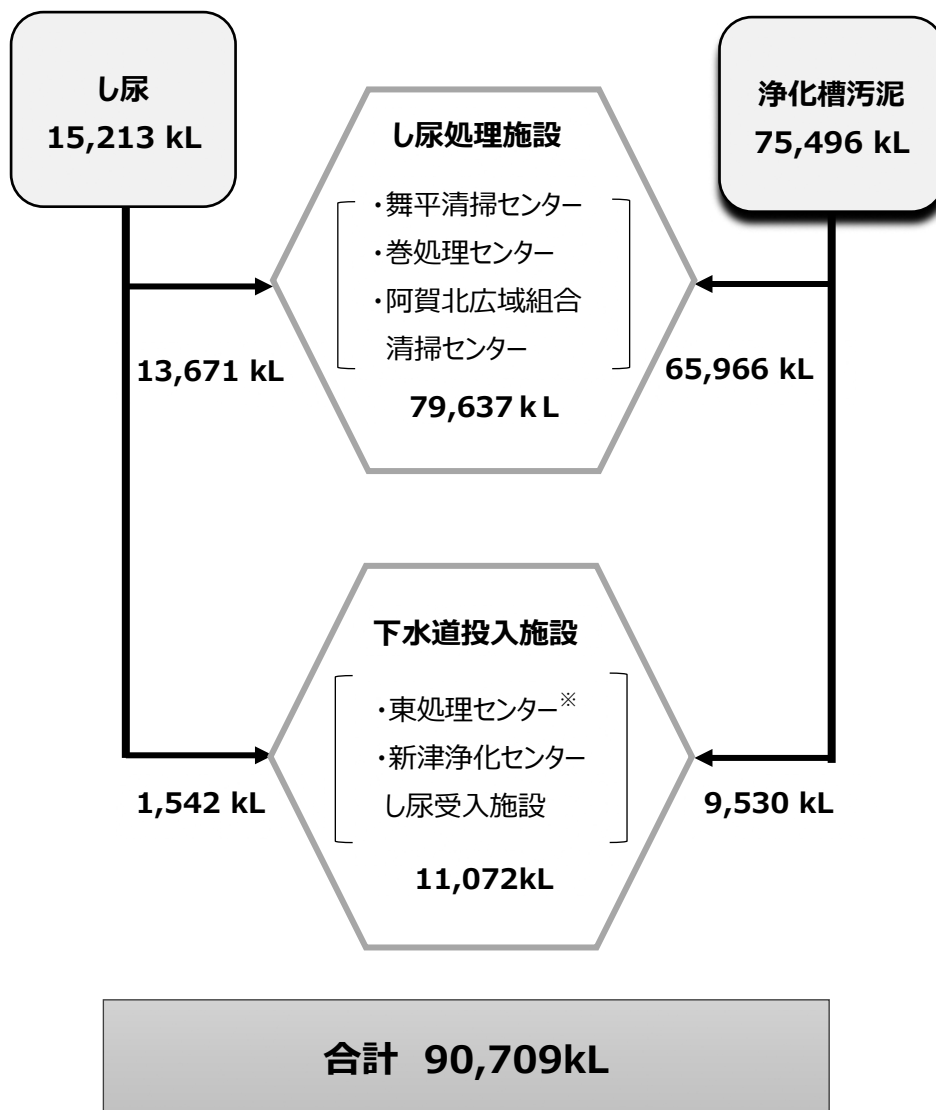
		H30	R1	R2	R3	R4
		2018	2019	2020	2021	2022
計画処理区域内人口	人	789,897	788,497	787,097	784,263	781,429
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活排水処理人口	人	646,340	649,210	651,674	652,350	652,711
	%	81.8	82.3	82.8	83.2	83.5
下水道水洗化人口	人	615,423	618,409	620,989	621,789	622,273
	%	77.9	78.4	78.9	79.3	79.6
浄化槽人口	人	152,302	149,593	147,157	144,935	142,897
	%	19.3	19.0	18.7	18.5	18.3
農業集落排水施設	人	3,909	3,902	3,895	3,881	3,867
	%	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
合併処理浄化槽	人	27,008	26,899	26,790	26,680	26,571
	%	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
単独処理浄化槽	人	121,385	118,792	116,472	114,374	112,459
	%	15.4	15.1	14.8	14.6	14.4
し尿汲み取り人口	人	22,172	20,495	18,951	17,539	16,259
	%	2.8	2.6	2.4	2.2	2.1
生活雑排水未処理人口	人	143,557	139,287	135,423	131,913	128,718
	%	18.2	17.7	17.2	16.8	16.5

し尿量		15,213	13,952	12,866	11,907	11,038
浄化槽汚泥量	kL	75,496	71,724	70,363	69,301	68,326
合計		90,709	85,676	83,229	81,208	79,364

- ・ 人口については、下水道中期ビジョンなどと整合性を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく
- ・ 端数処理の関係で、内訳の割合（%）の合計が100%にならない場合がある

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
778,595	775,761	772,927	769,094	765,261	761,427	757,594
100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
652,788	652,602	652,171	650,510	648,631	646,544	644,256
83.8	84.1	84.4	84.6	84.8	84.9	85.0
622,473	622,410	622,102	620,570	618,819	616,860	614,700
79.9	80.2	80.5	80.7	80.9	81.0	81.1
141,012	139,257	137,615	136,065	134,603	133,216	131,898
18.1	18.0	17.8	17.7	17.6	17.5	17.4
3,853	3,839	3,825	3,806	3,787	3,768	3,749
0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
26,462	26,353	26,244	26,134	26,025	25,916	25,807
3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
110,697	109,065	107,546	106,125	104,791	103,532	102,342
14.2	14.1	13.9	13.8	13.7	13.6	13.5
15,110	14,094	13,210	12,459	11,839	11,351	10,996
1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.5
125,807	123,159	120,756	118,584	116,630	114,883	113,338
16.2	15.9	15.6	15.4	15.2	15.1	15.0
10,286	9,568	8,968	8,458	8,060	7,706	7,465
67,610	66,586	65,801	65,059	64,537	63,697	63,067
77,896	76,154	74,769	73,517	72,597	71,403	70,532

1.3 し尿・浄化槽汚泥処理フロー(平成 30(2018)年度)



※ 平成 30 (2018) 年 12 月末をもって廃止

1.4 策定の経過

年 月 日		内 容
平成 31 年	3月19日	◆ 平成 30 年度第 3 回清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（諮問）
	4月22日	◆ 平成 31 年度第 1 回新潟市清掃審議会（審議）
令和元年	5月21日	◆ 令和元年度第 2 回新潟市清掃審議会（審議）
	6月27日	◇ 第 1 回ごみ処理手数料の用途に係る検討委員会
	7月12日	◆ 第 3 回新潟市清掃審議会（審議）
	7月23日	◇ 第 2 回ごみ処理手数料の用途に係る検討委員会
	7月31日	◆ 第 4 回新潟市清掃審議会（審議）
	8月22日	◆ 第 5 回新潟市清掃審議会（審議）
	9月5日	◆ 第 6 回新潟市清掃審議会（審議）
	9月30日	◆ 第 7 回新潟市清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（答申）
	11月26日	◆ 第 8 回新潟市清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
	12月16日	◇ パブリックコメント
令和 2 年	～1月24日	意見提出 5人 19件
	2月13日	◆ 第 9 回新潟市清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画（案）について

1.5 答申書及び諮問書



新 清 審 第 7 号
令和元年9月30日



新潟市長 中原 八一 様

新潟市清掃審議会
会長 山賀 昌子



新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（答申）

平成31年3月19日付け、新廃政第761号により諮問のありました標題の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申いたします。

新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について

答 申 書

令和元年9月30日

新潟市清掃審議会

はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）は、平成31年3月19日に新潟市長から「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について」の諮問を受けた。

審議会では、合計8回の会議を開催し、「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について」「ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて」及び「家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について」の3項目について審議した。

審議においては、議論に必要な詳細情報を要求し、自由に意見を述べ合うなど活発な議論を行い、本審議会として結論を得た。

新潟市においては、本審議会の答申を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の立案及び施策の推進と適正なごみ処理手数料の運用について期待する。

令和元年9月30日

新潟市清掃審議会
会長 山 賀 昌 子

1. 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について

(1) 基本的な考え方

新潟市では、平成20年6月から開始した新ごみ減量制度により、開始直後に家庭系ごみ量が約3割減少し、リサイクル率が大幅に向上するなど、大きな成果を挙げた。

平成24年2月に策定された現「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現計画」という。）では、新ごみ減量制度の成果を踏まえ、市民・事業者・市それぞれが環境先進都市の実現に向けた取り組みを加速させることを基本理念に据え、これまで国が示す3R（①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用））の優先順位に従って施策を展開してきたが、現計画の目標には達しない見込みである。

廃棄物行政に関する国の動向を見ると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正、災害廃棄物対策の推進、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく基本方針の改正、食品ロスの削減の推進に関する法律の成立、プラスチック資源循環戦略の策定など廃棄物を巡る情勢が大きく変化している。また、世界的には持続可能な開発目標（SDGs）の考えに基づき、持続可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない状況である。

また、新潟市では、平成25年3月の「環境モデル都市」の選定に伴い「環境モデル都市アクションプラン」を策定したほか、平成27年4月には「新潟市総合計画（にいがた未来ビジョン）」「第3次新潟市環境基本計画」を策定するなど行政計画にも変化がみられる。

こうした情勢を踏まえ、新潟市にはさらなるごみ減量・資源化に努める責任があり、引き続き3Rの優先順位に従い、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいかなければならない。なお、国のごみ処理基本計画策定指針に基づき、現計画の改定にあたっては、10年先を見据えた計画とすべきである。

(2) 理念について

理念については、10年後にあるべき都市像として、市民・事業者・市の三者協働の考え方を基本としながら、持続可能な循環型社会・低炭素社会の構築や地域循環共生圏の創造などの視点を踏まえた内容とするべきである。

(3) 施策の視点について

次期計画では、施策の推進にあたり横断的な視点を設け、次の5つを掲げるべきである。

- 3Rの取り組みを推進することにより、環境負荷を低減し、循環型社会・低炭素社会の創造に寄与する「**環境**」の視点。
- 市民・事業者・市が連携し、ごみの減量・資源化の推進や、環境美化に取り組む仕組みをつくる「**協働**」の視点。
- 市民が安心できるごみ出し支援を充実させるほか、災害等の非常時に備えたごみ処理体制を整える「**安心**」の視点。
- ターゲットを意識した情報提供と、情報入手手段を充実させることにより、意識啓発を推進する「**啓発**」の視点。
- 費用対効果を考慮して施策を推進することで、コストの最適化に努めるほか、収集・処理体制の構築にあたって効率化を図る「**効率**」の視点。

(4) 数値目標・指標について

次期計画の数値目標については、現計画との継続性の視点から「1人1日あたりの家庭系ごみ量」「事業系ごみ排出量」「リサイクル率」を引き続き設定するほか、新潟市全体のごみの発生抑制の進捗状況を把握するため「1人1日あたりごみ総排出量」を新たに設定すべきである。

参考指標については、「廃棄物分野のCO₂排出量」に加えて、現計画の数値目標である「最終処分量」は3Rの推進により削減されることから、参考指標に変更すべきである。また、家庭系燃やすごみの中で割合の高い生ごみ及び紙類の減量は重点的な課題であること、食品ロス量の削減については国が数値目標を設定していることなどを踏まえ、「生ごみ量・食品ロス量」及び「可燃ごみに含まれる紙類の量」を新たに設定すべきである。

(5) 施策について

次期計画には、理念のもと施策の視点や数値目標を踏まえながら、次の施策を掲げていくべきである。

① 2Rの推進によるごみの減量

「リデュース(発生抑制)の推進」

新潟市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は政令市の中で5番目に多い状況であり、さらなるごみの減量が必要である。

3Rのうち、国が示す優先度はリデュースが1番高いことから、ごみをなるべく出さないリデュースの取り組みを強化するとともに、特にプラスチッ

ク類の減量については、プラスチック資源循環戦略の趣旨を踏まえ、取り組みを進めるべきである。

「生ごみ・食品ロスの減量」

ごみ・資源組成調査の結果、家庭系・事業系ごみの中で大きな割合を占める生ごみの減量には重点的に取り組む必要がある。特に、食品ロスの削減については、国の動向を踏まえ、市民に対する意識啓発の推進やフードバンク活動の支援など、市内の飲食店をはじめとした事業者、関係団体等と連携した取り組みを進める必要がある。

「リユース(再使用)の推進」

3Rの優先度が2番目に高いのがリユースであり、リデュースに次ぐものとしてさらなる取り組みが必要であることから、事業者や関係団体等が実施する取り組みと連携し、その機運を高めていくべきである。

②さらなる資源循環の推進

「リサイクル(再生利用)の推進」

ごみ・資源組成調査の結果、依然としてプラマーク容器包装などの資源物の混入が見られることから、さらなる分別の徹底等により資源循環を推進する必要がある。

生ごみのリサイクルについては、食品リサイクル法の趣旨を踏まえたうえで、費用対効果の検証や、3Rの優先順位を踏まえた施策の整理が必要である。

また、事業系ごみについては、事業系廃棄物処理ガイドラインに沿った適正処理をより一層促進するとともに、必要に応じてガイドラインの見直しや手法の検討を行うべきである。

「古紙類の分別推進」

ごみ・資源組成調査の結果、燃やすごみに占める紙類の割合が高いことから、家庭系古紙類の分別について、さらなる市民意識の向上を図るために、より積極的な取り組みを進めるべきである。また、事業系古紙類については、引き続き資源化促進策を実施すべきである。

「資源物排出機会の提供」

地域のごみ集積場以外にも、資源物の拠点回収など多様な排出機会を提供しているが、事業のさらなる周知を進めるとともに、回収量等に応じた回収場所を検討するなど、より効率的に実施できるよう努めるべきである。

③意識啓発の推進

「情報提供の充実」

ごみの減量・資源化の推進には、情報提供の充実が必要であることから、より市民・事業者に伝わるよう、効果的な広報媒体の選定や訴求力が高い内容となるよう見直しを図るべきである。また、国際化に向けた対応として、情報媒体の多言語化など外国人へのサービス向上を図るべきである。

「環境教育の推進」

小学生・未就学児などへの環境教育や地域への出前講座、施設見学の受け入れを引き続き実施するとともに、ごみ減量・資源化につながるよう内容を充実するべきである。

また、次世代を担う若年層をターゲットとした環境教育の拡充を図るべきである。

④市民サービスの向上

「高齢者等への支援の充実」

地域との協働によるごみ出し支援制度を評価する一方、制度そのものの認知度が低いことから、さらなる周知と支援団体の拡充が必要である。

また、現行制度の検証とともに、国の動向や他政令市の状況等を注視しつつ、新たな手法を含め、持続可能な制度のあり方を検討していく必要がある。

要介護世帯などのごみ指定袋の支給等は、経済的負担を軽減する観点から継続するとともに、今後の社会情勢などに応じて、新たな支援についても検討すべきである。

「ごみ処理手数料の市民還元」

「3. 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の用途について」で述べる。

⑤地域の環境美化の推進

「地域全体の環境美化の推進」

市民自らが地域の環境美化に取り組む機運の醸成を図るため、地域の一斉清掃等を引き続き推進すべきである。特に若年層に対して、地域清掃に参加しやすい手法を検討するとともに、環境教育と連携しながら環境美化意識の向上を図るべきである。

また、市が実施するぼい捨て防止パトロールは、効果的な体制づくりを目的に地域との連携を検討すべきである。

近年、社会問題化している海洋ごみについては、「街中のごみ」が「海ごみ」につながることにについて周知・啓発を進めるべきである。

「ごみ集積場周辺の環境美化の推進」

違反ごみ対策をはじめ、集積場及びその周辺の環境美化について、現行のパトロールや、クリーンにいがた推進員による取り組みを継続すべきであるが、活動内容の差や選任そのものが困難となっている地域もあることから、地域の実情を把握し、参考事例の共有や知識の集積に向けたさらなる取り組みが必要である。

⑥ 安定かつ効率的な収集・処理体制

「効率的な収集・運搬体制」

集合住宅の増加や高齢化を背景としたごみ集積場の分散化により、集積場の数が年々増え、収集運搬経費が増加していることから、将来を見据えた中で、収集方法や運搬体制などの持続可能なあり方について検討すべきである。検討にあたっては、収集・運搬時に排出されるCO₂の低減についても考慮する必要がある。

なお、これらの変更は市民生活に多大な影響があることから、慎重に議論し丁寧な説明を行いながら取り組むべきであるとともに、超高齢社会など新たな課題への対応と併せて検討していく必要がある。

「ごみ処理施設の更新及び統合」

現在稼働している焼却4施設の内、全国的な事例をみると、3施設が更新を検討する時期もしくは更新時期を超えている状況にある。今後人口減少に伴いごみ量が減少することが見込まれる中で、安定かつ効率的な処理体制を構築するためには、施設更新と併せ統廃合を進めるべきである。点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及びCO₂排出量の低減の視点を踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターともう1施設の計2施設体制とすることが妥当である。

破碎・選別施設については、稼働状況や今後のごみ量を踏まえ、統合や民間処理委託を検討する必要がある。

⑦ 低炭素社会に向けた処理施設の活用

「廃棄物エネルギーの利活用」

低炭素社会の実現に向けて、ごみの焼却による廃棄物発電や熱利用など、廃棄物エネルギーを十分に活かすため、地域での活用や産業振興など多用途利用に向けて検討すべきである。

「発電電力の地産地消」

廃棄物発電の電力利用先は市有施設に限らず市内の民間施設にも拡大し、地産地消による地域の低炭素化を進めるべきである。

⑧大規模災害に備えた体制整備

「災害廃棄物処理計画に基づく体制整備」

新潟市は平成28年3月に「災害廃棄物処理計画」を策定しているが、計画の実効性を確保するとともに発災時に迅速な対応を図るため、仮置場の運営方法等の具体的なマニュアルの整備や、民間団体等との協定の拡充に努めるべきである。

「災害時も稼働できる処理施設の整備」

災害時にも安定的な廃棄物処理が行えるよう、新たな焼却施設を整備する際には、災害時にも稼働できる施設とすることが望ましい。また、発電による電力供給等の施設特性を活かし、防災拠点としての活用も検討すべきである。

2. ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて

ごみ処理施設に搬入した場合の処理手数料については、直近のごみ処理原価を踏まえ、慎重に審議した結果、現行の処理手数料の据え置きが妥当である。

現行の処理手数料

家庭系廃棄物：10キログラムまでごとに60円

事業系廃棄物：10キログラムまでごとに130円

ただし、食品リサイクル法に基づく基本方針において、食品廃棄物の焼却処理から資源リサイクルへの動きを促進するため、手数料見直し等の推進を掲げていることから、将来的には資源循環リサイクル促進といった観点からの処理手数料の見直しを検討することが必要である。

3. 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の用途について

現状として、平成20年6月からの指定袋等によるごみ処理手数料の用途については、市民に還元する趣旨のもと、「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」「地域コミュニティ活動の振興」を柱に据え、柱に沿った施策・事業を展開してきたことは一定の評価をするところである。

しかしながら、有料化から10年、平成26年の「市民還元事業検証に関する取りまとめ」から5年が経過し、時間の経過とともに地域における取り組みに差が生じてきている事業や、制度の認知や活用が進まない事業もあるなど、個々の事業の課題が見えてきている。

ごみ処理手数料収入については、人口減少によるごみ量の減少に伴い、今後の増収が見込める状況にない。

一方、人口減少・超高齢社会の進展といった社会的課題や、廃プラスチック問題といった国際的課題への対応のほか、技術革新の活用や資源の収益化といった、新しい視点を取り入れる必要がある。

今後のごみ処理手数料の用途については、限られたごみ処理手数料収入の中から、食品ロス削減や廃プラスチック対策といった新たな課題への対応も必要であることから、引き続き三本の柱を継続しつつ、効率的かつ効果的に手数料が活用されるよう、個々の事業内容については適宜見直しを図っていくべきである。

また、さらなる資源循環・低炭素社会の構築に向けて、有効な先進技術の活用や環境課題の解決に向けた起業への支援、安定かつ持続可能なごみ処理体制の構築や環境教育の充実など、次世代に繋がる未来投資的な施策を新たな柱として検討することを望む。

これらを進めていくためには、社会情勢により変化する財政状況を考慮し、基金など効果的な活用方法を検討していくことも必要である。

○資料

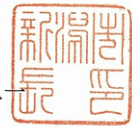
(1) 諮問書（表面）

写

新廃政第761号
平成31年3月19日

新潟市清掃審議会
会長 山賀 昌子 様

新潟市長 中原 八一



新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

- (1) 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について
- (2) ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて
- (3) 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の用途について

2 諮問理由

本市は、平成24年度から平成31年度までの8年間を計画期間とする、一般廃棄物処理基本計画である「新潟市ごみ減量プログラム」に基づいて、家庭系ごみの分別推進や事業系ごみの排出抑制などの各施策を実施してまいりました。

「市民・事業者・市の協働のもと、ともに作る環境先進都市」を基本理念とした取組みを進めたことにより、家庭系・事業系ごみの減量・資源化が進みました。

しかしながら、近年のごみ量は、家庭系では微減、事業系では横ばいの状況であり、現基本計画の最終年度である平成31年度の数値目標を達成することは困難な状況となっています。計画の改定にあたっては、ごみ減量と3R推進のほか、人口減少に伴うごみ量の推移や高齢化社会の進展を踏まえた安定的かつ効率的な収集・処理体制の構築、技術動向を注視したうえでの廃棄物処理施設の適切なあり方などが求められています。

また、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについては、平成19年2月における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申に基づき、「手数料は3年を基本として見直しを行う」ことにしております。前回の審議から3年目を迎えるため、処理手数料の見直しについて検討することといたしました。

諮問書（裏面）

最後に、指定袋等のごみ処理手数料の用途について、平成20年の有料化から10年が経過するとともに、平成26年の「市民還元事業検証に関するとりまとめ」の報告から5年が経つため、あらためて検証し用途について検討することといたしました。

つきましては、上記3項目について、幅広いご見識と市民の視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

- 3 答申希望時期
平成31年9月末

(2) 審議経過

年度	回数	期日	主な内容
H30	第3回	3.19	1 諮問「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について」 2 清掃審議会全体スケジュールについて 3 一般廃棄物処理基本計画の改定について 4 循環型社会を形成するための法体系と計画について 5 新潟市の現状と今年度の動きについて
H31 (R1)	第1回	4.22	1 新潟市の上位計画について 2 現計画の基本的事項について 3 現計画における事業の実績について 4 現計画における課題と社会情勢について 5 一般廃棄物処理施設（焼却施設）のあり方について
	第2回	5.21	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第3回	7.12	1 第1回ごみ処理手数料の使途にかかる検討委員会概要(報告) 2 近年のごみ量の推移等について(報告) 3 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第4回	7.31	1 第2回ごみ処理手数料の使途にかかる検討委員会概要(報告) 2 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 3 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第5回	8.22	1 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 2 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第6回	9.5	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第7回	9.30	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議) 2 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 3 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について(審議)

(2) 審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

1号委員（学識経験者）5名

氏名	役職
西條 和佳子	NPO法人ワーキングウイメンズアソシエーション 常任理事
住吉 智子	新潟大学大学院保健学研究科 教授
関谷 浩史	新潟県立大学国際地域学部 准教授
西海 理之	新潟大学農学部 教授
◎ 山賀 昌子	NPO法人まちづくり学校 理事

2号委員（市民）10名

氏名	役職
阿部 由幸	亀田郷土地改良区 事務局長
井下田 恵美子	新潟市消費者協会 理事
石井 敏子	潟東地域コミュニティ協議会 環境・福祉・保健部 部会長
石本 貴之	新潟NPO協会 理事・事務局長
小林 由美	公募委員
鈴木 信義	イオンリテール株式会社 北陸信越カンパニー 新潟事業部 イオン新潟青山店 人事総務課 課長
鶴巻 ヨシ子	新潟市食生活改善推進委員協議会 北支部 支部長
○ 中澤 幸子	新潟商工会議所 女性会 委員
星島 聡	亀田製菓株式会社 生産本部 本部長付
渡部 沙恵子	公募委員 ※令和元年5月30日まで




敬称略・各号毎に50音順

1.6 各施策とSDGsターゲットとの関係性



本計画の各施策とSDGsターゲットとの関係性は、以下のとおりです。

1.6.1 ごみ処理編



施策1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量

目標	ターゲット
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。






施策2 さらなる資源循環の推進

目標	ターゲット
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。





施策3 意識啓発の推進

目標	ターゲット
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。





施策4 市民サービスの向上

目標	ターゲット
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。






施策5 地域の環境美化の推進

目標	ターゲット
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6 2030年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。




施策6 安定かつ効率的な収集・処理体制

目標	ターゲット
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6 2030年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

施策 7 低炭素社会に向けた体制整備


目標	ターゲット
 <p>7 再生可能エネルギーを大規模に 拡大してクリーンに</p>	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

施策 8 大規模災害に備えた体制整備


目標	ターゲット
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

1.6.2 生活排水処理編



方針 1 地域に応じた生活排水処理の推進

目標	ターゲット
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

方針 2 効率的な効果的な生活排水処理施設の構築

目標	ターゲット
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

方針 3 環境保全のための広報啓発の推進

目標	ターゲット
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

【英数】

●20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動

本市の食品ロスの削減に向けた取り組みの一つで、宴会開始後「20」分間、宴会終了前「10」分間は自席で料理を楽しむことで、食べ残し「0」を目指す運動です。

●3R（スリーアール）

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の頭文字をとったものです。

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）

絶縁性・不燃性などの特性によりトランス・コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されましたが、環境汚染が大きな社会問題となり、昭和47(1972)年までに生産が中止されました。

●SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service：ソーシャルネットワーキングサービスの略称です。インターネット上における人と人とのつながりを促進し、コミュニティを構築するサービスです。

●SDGs（エスディーゼイズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2030年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と232のインディケータ（指標）の3層構造で構成されています。

【あ行】

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は家庭での日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。

●エシカル消費

より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

●温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）などのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスと言います。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCS）、パーフルオロカーボン類（PFCS）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類としています。

【か行】

●海洋プラスチック

海洋を漂うプラスチックごみの総称です。回収されずに河川などを通じて海に流れ込むことにより発生しています。長期にわたり海に残存するため、地球規模での環境汚染が懸念されています。

●過剰除去

調理において、野菜の皮などを除去する際に一緒に可食部を過剰に除去することで、食品ロス増加の要因の一つとなっています。

●合併処理浄化槽

し尿、生活雑排水等の汚水を処理するために設置される浄化施設のことです。

●環境基本法

平成5（1993）年に公布された環境に関する全ての法律の最上位に位置する法律で、環境保全に向けた基本的な方向を示しています。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画です。平成30（2018）年に第5次計画が閣議決定されました。

●環境モデル都市

持続可能な低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことです。

●拠点回収

公民館等の公共施設や、スーパーマーケット等、市民の使用頻度が高い施設を回収拠点とし、資源物を回収する方式のことです。

●建築物に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

特定の建設資材についての分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として制定された法律のことです。

●下水道投入施設

し尿及び浄化槽汚泥を、終末処理場で処理するための前処理施設のことです。

●公共下水道

一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための排水管、排水施設、処理施設、ポンプ施設、終末処理場及びその他施設から構成される施設のことです。

●公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの水域及びこれに接続する公共^{こうきよ}溝渠、かんがい水路などの水路（終末処理場の設置されていない下水道も含む）のことです。

●個別リサイクル法

容器包装や家電等を対象とした法律の総称で、各品目に対応した資源化の促進等について定めています。具体的には、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法のことです。

●コンポスト容器

落ち葉や生ごみなどを土中の微生物の働きにより、堆肥化するために使用するプラスチック製の容器のことです。

【さ行】**●最終処分場**

最終処分を行う施設で、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てる「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類されます。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のことです。

●資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

平成 12（2000）年6月に公布された法律です。循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的としています。

●自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。

●し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設のことです。

●集団資源回収

自治会・町内会、PTA、子ども会等で古紙類等の資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことです。

●終末処理場

各家庭などから下水道管により集められた汚水を処理する施設のことです。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源になった場合は適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことです。

●循環型社会形成推進基本法

平成 12（2000）年6月に公布された法律です。循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定されたほか、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促しています。また、処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）が初めて法定化されました。

●循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。平成 30（2018）年6月に第四次計画が閣議決定されました。

●浄化槽法

昭和 58（1983）年5月に公布された法律です。浄化槽の設置、保守点検等の規制及び浄化槽工事業者の登録制度の整備等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

●使用済小型家電

家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等）を除く使用済の小型家電製品のことで、携帯電話やデジタルカメラ、CD プレイヤー、携帯用ゲーム機などが該当します。

●使用済小型電子機器の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

平成 24（2012）年8月に公布された法律です。使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的としています。

●使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

平成 14（2002）年7月に公布された法律です。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施することを目的としています。

●食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

令和元年（2019）5月に公布された法律です。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

平成 12（2000）年6月に公布された法律です。事業者は食品廃棄物の発生抑制等に努め、食品関連事業者による発生抑制・減量等を行うとともに、飼料や肥料等の原料として再生利用することを目的としています。

●生活排水

日常生活に伴って家庭から出される排水で、トイレから排出されるし尿と、炊事、洗濯、風呂などで排出される生活雑排水を合わせたものです。

【た行】

●単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化施設で、平成 13（2001）年4月1日の浄化槽法改正により原則として新たな設置は不可となっています。

●段ボールコンポスト

段ボールを利用した生ごみ処理容器で、段ボール内で微生物により生ごみを分解し、堆肥を作るものです。

●地域新電力事業

地域内の発電電力を最大限に活用し、主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業のことです。

●地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のことです。

●地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する地球温暖化対策に関する総合計画のことです。

●中間処理

収集したごみを焼却処理、破砕処理することです。

●低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない社会のことです。

●特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

平成 10（1998）年6月公布に公布された法律です。エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

【な行】

●熱回収

廃棄物から熱エネルギーを回収することです。ごみの焼却から得られる熱は、発電をはじめ、施設の暖房・給湯、温水プール等に利用されています。

●農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することによる、農業用排水路や公共用水域の水質保全を目的とした施設です。

【は行】

●バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことです。代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等があります。

●バイオマスプラスチック

主に、植物など生物由来の有機物（バイオマス）を原料の一部に活用したプラスチックのことです。従来のプラスチックと比較し、焼却時の温室効果ガス排出量の削減効果が見込まれます。

●廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理法基本方針）

廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき定められた方針です。廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物減量等の適正処理施策を総合的・計画的に推進するための指針を提示しています。

●廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに策定される計画です。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和45（1970）年12月に公布された法律です。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

●排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきという考え方のことです。

●廃棄物発電

廃棄物の焼却時に発生する熱エネルギーをボイラで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うことです。化石燃料の使用削減につながることから、温暖化対策としても有効です。

●パリ協定

平成27（2015）年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定のことです。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。

●フードバンク活動

市場で流通できなくなった食品や農産物を、企業や個人から寄付を受け、福祉施設などに提供する団体の活動のことです。

●プラスチック資源循環戦略

令和元（2019）年5月31日に策定され、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を重点戦略とし、2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することなどを掲げています。

【ま行】

●マイボトル

昔からある水筒のことで、最近では「マイボトル」と呼ばれています。マイボトルを使用することで使い捨て容器の削減につながることから、環境にやさしい取り組みの一つとして推奨されています。

●メタン発酵

生ごみやふん尿等の有機物を、嫌気性微生物の働きによって分解し、メタンガスを主とするバイオガスを発生させることです。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを設計することです。

●容器包装

容器包装リサイクル法における「容器包装」とは、「商品の容器及び包装であって、商品が消費され、商品と分離された場合に不要になるもの」とされており、基本的には全ての容器包装が対象となります。

●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

平成7（1995）年6月に公布された法律です。家庭から排出されるごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

【ら行】**●リサイクル**

廃棄物を資源として再利用することです。

●リデュース

ごみの発生自体を減らすことです。3Rの中で最も優先順位が高いものです。

●リフューズ

不要なものを断ることで、ごみとなるものを買わない、もらわないことです。

●リペア

ものを修理して使うことで、できるだけ長く使うよう心がけることです。

●リユース

一度使用された製品や部品、容器等を繰り返し使うことです。

●リユース食器

使い捨て容器の代わりに、洗って何度も繰り返し使える食器のことです。

【わ行】**●ワンウェイプラスチック**

通常一度使用した後に、その役目を終えるプラスチックのことです。

新潟市一般廃棄物処理基本計画
令和2（2020）年3月

編集・発行 新潟市環境部循環社会推進課
〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
TEL 025-226-1391
FAX 025-230-0660
E-mail junsui@city.niigata.lg.jp

